

メロヴィング時代¹の国王 *Placita* にみる裁判のかたち

岩 野 英 夫

一 はじめに

二 試訳と解説

(一) 残存数

(二) 地名

(1) ことわり

(2) 地図 I — 地名と地名番号 —

(3) 地図 II ~ IV — 地名と地名番号 —

(4) 地図 V — 残存 *Placita* の地域的分布の特徴 —

(5) 地図 VI — *Austrien, Neustrien, Aquitanen,*

Burgund —

(三) 国王名

(四) 試訳と解説

三 裁判のかたち

(一) 二者択一判決の位置づけ

(1) 二者択一判決は中間判決

(2) *notitia paricola*

(3) 二者択一判決の表現スタイルについて

(二) 裁判のかたち

(1) 分類

(2) 不出廷裁判

(3) 仮装裁判

(4) 明確な判決が下されている裁判

四 裁判の流れ

(一) 裁判の開始

- (1) 訴え
- (2) 陪席判決人
- (3) 宮中伯が統括者

(二) 審理

- (1) 審理の核心—証拠調べ—
- (2) 証拠の周辺
- (3) 証拠調べの仕方に傾向性はあるか
- (4) 再び・仮装裁判の事例に共通点はあるか
- (5) まとめ

(三) 審理の終結と国王(裁判長)への宮中伯による

証言

- (1) 審理の終結とは
 - (2) 国王(裁判長)による判決の宣告と命令
 - (3) 宮中伯の役割
 - (4) 国王の役割
- (四) *Placitum* の作成と作成地
- (1) レフェレンダール (*Referendar*) の役割
 - (2) *Placita* の作成地
 - (3) *Placita* の授与

五 宮宰のもとでの裁判

六 おわりに

図1～図4

一 はじめに

本稿の目的は、メロヴィング時代¹の国王 *Placita* を通して見える裁判のかたちを描き出すことである。この作業の前提として、まず最初に、残存している二〇通（うち一六通がオリジナル）の国王 *Placita* の全てを古い時代のものから順番に試訳し、解説を試みたい。

一〇通の *Placita* の出典は以下である。 *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica* (Die Urkunden der Merowinger), Erster Teil, Nach Vorarbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001. 本文あるいは注は *Kölzer* 本 *Diplomata* あるいは *Kölzer* と略記する。

Kölzer 本 *Diplomata* は、収録しているそれぞれのウフクンデの要旨をラテン語テキストの前にドイツ語で記載している。二〇通の *Placita* についても同様である。そこで、本稿では、各 *Placitum* (*Placita* は *Placitum* の複数形) に付けられているこの要旨の大体をテキストの試訳に先立ち紹介する。その際、Werner Bergmann, *Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit*, in *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde*, Bd. 22, 1976, S. 1-186. (以下、Bergmann と略記)、Rudolf Hübner, *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*, Neudruck der Ausgabe Weimar 1891-93, Scientia Verlag, Aalen 1971 (以下、Hübner と略記) が本稿で試訳する *Placita* について行っている要約も参考にする。

試訳に続く解説では、以上の文献の中の説明のほかに、私が調べたことも加えている。 *Kölzer*, Bergmann, Hübner の説明なのか私の説明なのかがいまいちな箇所もあるが、断りをするために伴う煩雑さを避けるためである。解説文中

に、. . . kmほどの所と書いている場合があるが、それは地図上の直線距離でこれぐらいの距離という意味である。この数字は、あくまでも、地理的な位置関係について大体のイメージを持つてもらったものでしかなく、正確ではない。試訳する各 *Placitum* の番号は、*Köizer* 本 *Diplomata* のそれである。その番号のあとの「」は *Hübner* の目録番号、そのあとの（）内では、当該 *Placitum* が *Kopie* (写し) なのか *Original* (オリジナル) なのかの別、当該 *Placitum* の作成年月日、作成地を *Köizer* 本 *Diplomata* に従って示している。*Kopie* か否かのあとに *unechte* があれば、その *Placitum* が偽文書であることを示している。

私は、前作「メロヴィング時代の国王 *Placita* について」⁽¹⁾〔以下、拙稿「国王 *Placita*」と略記する〕で「メロヴィング時代の国王 *Placita*」とは何かを問題にした。この前作との関係で必要な断りをした。

① 国王裁判所における「訴訟の全過程を書き記す方式での判決書」が *Placita* である、というのが学界での一般的な考えであるが、実際の史料の中では、*Placita* はその意味では使われていないことを、拙稿「国王 *Placita*」において確認した。その上で、拙稿「国王 *Placita*」は、学界での一般的な用語法に倣い、*Placita* を「判決書」、あるいは「国王裁判ウワクンデ」の意味で使用するという断りを述べている。この断りは本稿でも前提にされる。

② *Placita* という用語を、国王ではなく宮宰が指揮する裁判についても使用している文献がある。この「宮宰 *Placita*」については、稿を改めて紹介する。

③ 本稿における試訳の中の *v. ill. s. R.* など略記号の意味は、拙稿「国王 *Placita*」三五〇頁以下、三五八頁以下を参照してほしい。

先の文献に加え次の文献についても本文や注では略記して引用する。拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」『同志社法学』三三七号、二〇〇九年〔拙稿「裁判のかたち」と略記〕。ミッターイス＝リーベリッツ著、世良晃志郎訳『ドイツ

法制史概説改訂版』創文社、一九七一年〔ミッタイスと略記〕。兼岩止夫、臺幸夫『トウールのグレゴリウス 歴史十卷Ⅰ』東海大学出版会、昭和五〇年、同『歴史十卷Ⅱ』昭和五二年〔『歴史十卷Ⅰ』『歴史十卷Ⅱ』と略記する〕。Horst Ebling, Prosopographie der Amtsträger des Merowingerrreiches von Chlothar II. (613) bis Karl Martell (741), *Beihfte der Francia*, hrsg. von Deutschen Historischen Institut Paris, 1974 [Ebling 』略記』。J. F. Niermeyer & C. Van de Kieft, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, 2002 [Niermeyer 』略記』。

判決内容を決めるのは陪席裁判官たちの任務で、その判決を宣告し命令するのは裁判官（裁判長）の任務である、というこの時代の裁判での役割分担を考慮して、本稿では、陪席裁判官ではなく陪席判決人という用語を使うことにする。拙稿「国王 *Placita*」では、陪席裁判官という用語を用いているが、本稿ではこのようにしたい。なお、裁判官という訳語を用いる際に留意すべき点については、投稿中の「グレゴリウス『歴史十卷』における紛争と紛争解決の仕方」を参照してほしい。

本文や注の中の「」内や四角での囲みは断りのない限り私の手による。後者は一語であることを示すための工夫である。

本稿は、かつて取得した科学研究費平成一四年度―平成一六年度（一四五二〇〇一五）による研究成果の一部である。

本稿は拙いものであるが、日米間の学術をつなぐ堅固な架け橋である藤倉皓一郎先生に捧げたい。先生の益々のご活躍とご健勝をお祈りしてやまない。

二 試訳と解説

(一) 残存数

残存している *Placitum* 二〇通はそれぞれ文書番号を付けられ *Kölzer* 本 *Diplomata* に収録されている。Nr. 79 (642/43), 88 (657-678/79), 93 (659-660), 94 (660-673), 95 (660-673), 103 (664/65), 126 (682), 135 (692), 136 (692/93), 137 (693), 141 (694), 143 (694), 149 (697), 153 (702), 155 (709), 156 (709), 157 (709), 158 (710), 167 (716), 187 (726)。そのうち写して伝承されているのは四通だけ。Nr. 79, 103, 158, 187である。

(二) 地名

(一) じじわり

Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merowinger), Zweiter Teil, Nach Vorarbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Steldorf, Hannover 2001, S. 721以下だけ *Placita* に出づける地名が現在の何処であるかが書かれている。ただし *Childriciacas*, *Childulfouilla*, *Taxmedas* は未確認のままにされている。また、現在地名と定が完全にできず、可能性のある現在地名が複数あげられている場合もある。

本稿末に、地図Ⅰ～地図Ⅳを掲載している。地図Ⅰは後掲の *Placita* 試訳番号 (一) のためのものである。地図Ⅱ～Ⅳは試訳番号 (二) ～(20) のためのものである。地図Ⅰと地図Ⅱ～Ⅳとを分けたのは、前者が現在のドイツに係る地名、後者が現在のフランスに係る地名で、この両国の地名を一枚の地図に収めることが技術的に難しかったからである。

本稿では、試訳のあとに解説を付けているが、地名については、「開廷地」〔Placitumの〕作成地「係争対象所在地」に分類している。現在のフランスに係る地名のうち地図Ⅱは「開廷地」、地図Ⅲは「作成地」、地図Ⅳは「係争対象所在地」である。現在のドイツに係る地名については、試訳対象 Placitum が一通だけなので、「開廷地」などの区別をせず、地図Ⅰに必要な地名を収めた。

解説の中の「地名」の項目に出てくる地名にはそれぞれアラビア数字で番号を付け、そしてその番号を地図に書き入れている。しかし、それは、あくまでも、大体この辺りではないかという程度の大雑把なものでしかないことを断っておきたい。同定されている現在地名について地図で確認できなかったものもある。その場合、解説の中の該当箇所であることを言及している。

地名に番号を付ける際、地図Ⅰと地図Ⅱ～Ⅳとの混同を避けるために、地図Ⅰには50番台の数字を、地図Ⅱ～Ⅳには1から順の数字を使うことにした。以下の(2)(3)は、Placita に出てくるラテン語表記地名をアルファベット順に並べたもので、「」の中には現在の地名である。同定が難しいために、可能性のある現在地名が複数指摘されている場合には、そのそれぞれを独立させて並べた。

(2) 地図Ⅰ—地名と地名番号—

50. Bodofricense [Bopard] ; 51. Bodouilla [Bendorf] ; 52. Bodouilla [Bodendorf] ; 53. Bodouilla [Bandorf] ; 54. Bodouilla [Buisdorf].

(3) 地図Ⅱ—地名の誤記について—

1. Bacio superiore [Bezu-la-Forêt] ; 2. Bacio superiore [Bezu-la-Long] ; 3. Bactilioneulle [Baileval] ; 4. Baddaneert (e) [Bayencourt] ; 5. Baudino [Boran-sur-Oise] ; 6. Beauvaisis [Hodenece-1'Évéque] ; 7. Beauvaisis [Hodeng-Hodenger] ; 8. Beauvaisis [Seine-Maritime] ; 9. Buxsio [Boissey-le-Châtel] ; 10. Cadolacio [Chaalis ; Fontaine-Chaalis] ; 11. Cadolacio [Chaalis ; Thorigny-sur-Marne] ; 12. Captunnaco [Chatou] ; 13. Captunnaco [Châtenay-Malabry] ; 14. Carracio [Querzy] ; 15. Compendio [Compiègne] ; 16. Crisciaeco [Crécy-en-Ponthieu] ; 17. Elariacum [Larrey-sur-Ourche] ; 18. Lemausus [Limeux] ; 19. Lusarca [Luzarches] ; 20. Marnaccas [Montmacq] ; 21. Masolago [Mâlay-le-Petit] ; 22. Mauriceurte [Maurecourt] ; 23. Nialcha [Neaufles-St-Martin] ; 24. Nocturn [Noisy-sur-Oise] ; 25. Nouiento [Nogent-sur-Marne] ; 26. Paris ; 27. Pontegune [Ponthion] ; 28. Rodonnucisus [Remnais] ; 29. Tauricciacum (Thorigne-en-Charnie) ; 30. Tellao [Le Talou] ; 31. Valencianis [Valenciennes] ; 32. Uimen [Uimacensis - Le Vimeu].

(4) 地図Ⅴ—残存Placitaの地域的分布の特徴—

Kötzer 本 *Diplomata* は「はじめに」で、メロヴィング時代の国王ウフクンデについてその伝承の仕方など総合的な解説をしている。その中で、Placita を含む真正ウフクンデの地域的分布の特徴の一二を次のように述べている。「Loire — Mottier-la-Celle (Champagne) — Münster im Gregoriental (Elsas) を結ぶ線の南側、すなわち Gallia の南部全域 (Burgund, Aquitanien, Provence) に、メロヴィング朝の真正な国王ウフクンデは伝承されていないのである。同ころがライン川右岸地域にのみ見られる」(S. XIII)。

この指摘を踏まえて作成したのが地図Ⅴである。地図上の番号90はLoire、番号91はMoièr-la-Celle、番号92はMünsterである。その他の地名番号と差別化するため90番台の数字を使うことにした。上の地図Ⅰ～ⅣはKölzerのこの指摘に合うように思われるが、しかし地図Ⅰ～Ⅳは試みに作成したものであり、厳密さに欠ける点を重ねて断っておきたい。

(5) 地図Ⅴ——Austrian, Neustrian, Aquitanien, Burgund——

地図Ⅴは一四頁等の記述に関係して作成した。借用した地図は以下である。Erich Zöllner, Geschichte der Franken bis zur Mitte des sechsten Jahrhunderts, 1970の巻末に掲載されたこの Karte 1“Das Frankenreich 511 – 524. Die Teilungen nach dem Tode Chlodowechs bzw. Chlodomers”; Großer Atlas zur Weltgeschichte, Westermann, 1976, S. 50.

(三) 国王名

本文中に出てくる国王名については、図3の系図の中で確認できる。

(四) 試訳と解説

Nr.88, 93, 94, 95の四通は欠落箇所が多いので試訳をせず、Kölzer 本 Diplomata が各 Placitum 本文の前に記載している当該 Placitum の要旨を紹介するだけにしたい。

(1) Nr. 79 [23] (Kopie, 642 / 43 September 3, Bodouilla)
 要旨：国王 Sigibert III の *Placium* の *Placium* におけるケルンの司教 Kunibert は、Evergisel が自分のものだと主張する Bodofricense 地区に於ける (*infra termino Bodofricense*) ブドウ畑の権利を認められている。

六四二一：四三年九月三日 Bodouilla

試訳

フランク人の王 Sigibert v. int. 余と余の偉大な紳士 (*procers*) たちがいる時、主の尊き使徒の後継者 (*vir apostolicus*) である Kunibert 司教〔＝原告〕の代理人は、Evergisel 〔＝被告〕を訴えた (*interpellasset*) 際、Evergisel 〔＝被告〕は Bodofricense 地区に於けるブドウ畑を不法に略奪した (*malo ordine... post se retenuit*)、と云う理由で返還請求をした (*repetebat*)。それ故、Evergisel 〔＝被告〕は、同ブドウ畑はお金 (*precio*) を支払い買入れたものであるしましたそのことに関係し売却ウワクンデ (*vinditiones* : 正確には諸売却ウワクンデか複数のウワクンデ) を持っている、と答えた (*dedit in responses*)。そのあと (*tunc*)、余と余の偉大な紳士たちは、Evergisel 〔＝被告〕は十四夜ののち余等のいる所に売却ウワクンデ (*vinditiones*) を差し出す (*presentari*) 義務を負う、と判決することを (*indicasse*) 決定した (*constetit*)。同司教〔＝原告〕の代理人は、〔開廷日に〕出廷するという義務 (*placium*) を負うたが故に、余のいる所で三日間とそれ以上同 Evergisel 〔＝被告〕が〔開廷日に〕出廷するという義務に従い来るのを待った (*int*)、(abieciisse) として Evergisel 〔＝被告〕は〔出廷できなかつ〕止むを得ざる事情を届出る (*summare se fecisse*) をしなかったことが証明された (*testari*) のは明らかである。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Evergisel 〔＝被告〕は売却ウワクンデを提出するという義務を負うたが、そのことを実行しなかった、と、〔被告の出

廷義務履行について「保証人」となった者」たち (fidelissores) が明白に認めたが故に、上記のブドウ畑につき、追加の賠償金 (cum legis beneficiis) 「を受け取る」と」に加え先の司教「原告」の側で「本判決に基づき」所有 (sit evindecatum) するよう判決する (decrevisse) ことを決定した (constetit)。

Erpo が確認した (S. R.)。

余の治世の十年目、九月三日に作成したものが授与された、Bodouilla にて、幸あれ。

解説

【形式など】一五七九年に死亡した、ケルンの古代史研究者 Johann Helman の諸記録の中から、八世紀末にボンに建立されたと言われている Cassius-Stift の、一二世紀の、今は失われてしまっている Chartular からの写しを Peribach が発見し、一八八八年に公表したのが本 Plactum である。Chartular (cartulare) とは、修道院など特定の機関の文書庫に保管されている様々なウワクンデや時にはそれ以外の文書類がそこに書き写されている手写本 (稀には巻物) のことである (R. C. van Caenegem, *Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters*, 1962, S. 71)。

試訳の終わり近くの「Erpo が確認した (S. R.)」のあとに続く et subscript (そして署名した) という文言があった、と Wilhelm Levison は考へつづる (Bergmann, S. 202)。

Sigillum (印章) については写しのため不明。

【国王】国王 Sigibert III. (在位六三三／三四年―六五六年) は、王国が分裂し統一を欠いたメロヴィング朝フランク王国の北東方面の分国 (Teilreich) アウストリア (Austrien, 地図 VI。シャンパーニュ、ムーズ、モーゼル地方 [Champagne, Maas- und Moselland] 等、首都はランス Reims) をフランク国王の一人として分割統治した。

Bergmann は、この Placitum が交付された時、Sigibert III. はせいぜい一〇歳であったろうと推測し、したがって Sigibert III. には何事かを決定する力はなく、裁判を指揮するなどこの分国を実際に支配していたのは、Sigibert III. の後見人の、ケルンの司教 Kunibert であり、その司教 Kunibert がこの Placitum では原告として登場している、と推測している。後見人であるという根拠を、Bergmann は、最古のフランク法では一二歳が成年になる年齢だったからだとしつつある (S. 153)。

Lexikon des Mittelalters, Bd. VII, 2003, S. 1883によれば、Sigibert III. は三歳で即位したという。そうであれば、本 Placitum の作成時は、Sigibert III. は一歳〜二三歳の頃だ、とすることがになる。しかし、いずれにしても、司教 Kunibert が Sigibert III. に代わって分国を動かす中心人物であった、という Bergmann の見解は変える必要はないように思う。

なお、試訳中の「売却ウワクンデ (vinditiones)」は vinditio の複数形なので、「諸売却ウワクンデ」か「複数の売却ウワクンデ」と訳するのが正確である。

【人名】本 Placitum を確認しているレフェレンダール (Referendar) の Erpo はほかには出てこない。

【開廷地】不明。

【作成地】作成地の Bodouilla について、現在は失われている。一二世紀の写しの欄外の注には Bedendorp とあり、それは現在の Mayen - Koblenz 郡にある Bendorf [地図 I-15] だと推測されている。Bendorf は現在のドイツにあり、ケルン (Köln) からライン川沿いに南へ六八 km ほど、ボン (Bonn) から同じく四五 km ほどの所にある。

そのほか、作成地として推測されているのは、Bodendorf [地図 I-12] Ahrweiler 郡の Sinzig 市。ボンからライン川沿いに南へ二一 km ほど、ケルンから同様に四五 km ほどの所、Bendorf [地図 I-13] Ahrweiler 郡の Remagen 市。ボ

ンからライン川沿いに南へ一八kmほど、ケルンから同様に四一kmほどの所)、Buisdorf (地図I—54 Rhein-Sieg 郡の St. Augustin 市。ボンの北東七kmほど、ケルンの南東二〇kmほどの所)である。Bandorf, Buisdorf の可能性は低い、と Bergmann は考えている (S.201)。Hübner は、Bandorf だと考えている (S.4)。

【係争対象所在地】係争対象がある Bodofricense は現在の Boppard (地図I—50)で、ケルンからほぼ南東へ八二kmほど、ボンからほぼ南東へ五九kmほどの所である。

(2) Nr. 88 [30] (Original, 657—678 / 79(?))

要旨：(Chlothar III. c. 8) 国王 Placium. 1) の Placium によれば、死亡した宮宰 Erchnoald 2) の息子 Leudesius によって贈与されたヴィーラ (villa) は Rotominse (Rouen) の教会と聖 Denis 聖堂との間で分割されている。

六五七—六七八—七九(?)

解説

【要旨補足】Rotominse (Rouen) (ルーマン) (地図IV参照) の教会 (＝原告) と聖 Denis 聖堂 (＝被告) との間で、もともとは宮宰 Erchnoald 2) の息子 Leudesius の所有物であったあるヴィーラをめぐる争いが起き、教会 (＝原告) の代理人たちが聖 Denis 聖堂 (＝被告) を国王裁判所に訴えている。その際、原告は複数の epistola (＝証書として作成されたウワクンデ) を証拠として提出している。被告もウワクンデを証拠として提出したようで、「彼らの「提出した」あれこれのウワクンデが調べられ (inquirentes eorum instrumenta) 」「たあとで、原告である Rotominse (Rouen) の教会の司教 Audoinus やその後継者たちから返還請求をされる」と無く係争地の半分を所有する(ことを被告に認める判決が出

されている。

【形式など】 本Placitumは、横と縦それぞれ五二〇×三〇〇mmのパピルスに、二〇―二六mmの字間で、一人の人物によって書かれている。このパピルスは三枚の紙葉(*drei plagulae*、一五〇／一六〇＋一九〇＋一七〇mm)から作られている。裏面には、Stephan II.の名前の、聖Denisドニのための偽文書の一部が一一世紀になって書かれている。本Placitumは宮宰Erchinoaldの死(六五八／五九年)後、その息子Leudesiusの生存中に(六七八／七九年死亡)、おそらくはChlothar III.によって授与されたものである。

Stigilum (印章)の押印跡ではないかと推定できる箇所がある。

宮宰による六五〇年の贈与を伝えている、九世紀の*Gesta ss partum Fontanellensis coenobii*は、宮宰Erchinoaldの所有財産について報告している(Ebling, S. 137)。

Kölzerは、尾部の定式文で、[ben(e) val(iat)] (xviii)と翻刻している⁽⁴⁾。

【国王】 国王Chlothar III.もフランク国王の一人で、六四九年頃に生まれてくる(Lexikon des Mittelalters, Bd. II, 2003, S. 1871)。Kölzerによると、分国ネウストリア(Neustrien)とブルグント(Burgund)〔以上、地図VI〕を分割統治した。国王に即位したのはおよそ八歳の時の六五七年で、六七三年まで在位している。

【人名】 宮中伯はUuaningusで、陪席判決人たちの一人としてその名前が書かれている。

Fredegar (仮名)の報告によれば、宮宰Erchinoaldは、国王Tagobert I. (在位六二三年―六三九年)の母Haldetrudの血筋の、メロヴィング王家と姻戚関係にある人物で、六四一年にAegaの後任として宮宰になっている。Erchinoaldは、それ以前に、フランク王国西方の分国ネウストリアの上層階層に属している。ネウストリアとは、ロワール川とスヘルデ(Schelde)川とでおおよそ囲まれたロマン系西部〔*der roman. Westen zwischen Schelde und*

Loire) の川で、首都はパリ (Paris) である。⁽⁵⁾ スヘルデ川の源流は ^{エーヌ} Aisne 県で、ドーバー海峡にほぼ平行して流れ、
ヘルギーの ^{アントワープ} Antwerpen から海に入る (地図 VI)。

宮宰 Erchinoald の後任としてネウストリアの宮宰になった Ebroin が六五八年に追放されたのち、またアウストリア (Austrien. 地図 VI) の太公である Wulfoald が放逐されたのちに、宮宰 Erchinoald の息子 Leudesius (母親は Leutsind) がネウストリアの宮宰になつてゐる (Ebling, S. 138)。

【開廷地】【作成地】【係争対象所在地】はいずれも不明。訴訟当事者の一方である教会の所在地 Rotomnis ^{ルーアン} (Rouen) (地図 IV 参照) はパリから北西へ一〇五 km ほどの所である。

(c) Nr. 93 [27] (Original, 659 November - 660 November 9 (?))

要旨 : Chlothar III. の Placitum. 7) の Placitum によれば Ingobert** は、その夫 Ermeleenus が原告に贈与した Tauricciano ^{トリキエ} [Thorigne] ヴィラやその他の財産のうち三分の二を聖 Denis ^{ドゥニ} 聖堂に返還せよとの判決を下されている。

六五九年一月一六六〇年一月九日 (?)

Bergmann による本 Placitum の要約

聖 Denis ^{ドゥニ} 修道院 (＝原告) は Tauriccianum ^{トリキエ} [Thorigne-en-Charnie] ヴィラとその他の財産を不法に留め置いている。Ermeleenus の妻の Ingoberga (＝被告) を訴えた。被告は、争われている財産は自分の夫 Ermeleenus によつて自分に適法に譲渡され、ウワクンデ [carta compositio] 贈与ウワクンデによつて権利を保障されている、と反論した。かかるウワクンデを被告は所持しているようである。原告は、このウワクンデに対抗して、二通のウワクンデ [praecaria,

viniditio) を法廷に持ち出した。第一のウワクンデは、Ingoberga〔被告〕自身によって、被告と被告の夫の名において修道院のために交付されたものである。第二のウワクンデは、売却ウワクンデのようである。その売却ウワクンデによれば、Emmelanus〔被告の夫〕は先のヴィラの三分の二を修道院に売却している。法廷は、第二のウワクンデを根拠に、—宮中伯 Chadoloaldus [in]iuster vir Chadoloaldus comis palati nostri) が証言した範囲内で、判決を下し、そして、国王は先のヴィラの三分の二は聖 Denis 修道院に帰属すべきであると命令した (Bergmann, S. 155)。

解説

【形式など】横と縦それぞれ四四五×三二〇mmのパピルスに、二五—三〇mmの字間で書かれている。このパピルスは三紙葉 (drei plagulae. 二〇〇+二〇〇+五〇mm) から作られている。パピルスの四側面は全て切り揃えられている。本 Placatum は、あとで紹介する Nr. 94, 95と関連している。Nr. 94には、Chlothar III. と同時代人の、Lyon の司教 Genesis が陪席判決人として登場している。Nr. 95では、Chadoloaldus が宮中伯に就任しているのが分かる。Sigillum (印章) について、Kolzer は説明を加えていない。翻刻されたこの Placatum に、Sigillum (印章) の位置を示す略記号はない。

本 Placatum の作成時点では、被告の夫 Emmelinus は生存していたと考えられている。理由は、故人の名前が表記される時に、当該人名の前か後ろに付けられる quondam がないからである (Bergmann, S. 182-183)。

Bergmann は、ipse Emmelenus, iocalis suos, ei contulerat [同 Emmelenus、すなわち Ingobert] の夫が Ingobert の譲渡した・・・という、本 Placatum の文言中の iocalis [Ehemann = 夫、良人] は生存配偶者間で使われる用語であるという考え方に立ち、その iocalis が使われていることから Emmelenus は生存していたと言える、と述べている

(Bergmann, S. 182)。

しかし、localis についての Bergmann のこの理解は成り立たない、と私は考える。localis は iogalis と同じ表記でもう一度だけ、あとで取り上げる Nr. 136 [37] 中の、iogalis suos Ingobercthus [Angantrude (= suos) の夫 Ingobercthus] と同じ文言中に出づべからざるでもあるが、この Ingobercthus はこの同じ Placitum の別の箇所である Angantrude, filia Ebrulfes, relicta Ingoberctho quondam [Ebrulfus の娘で故 Ingobercthus の寡婦] と同じ言い方をしているからである。すなわちこの事例では iogalis は故人となった「夫、良人」にも使われているのである。

【人名】宮中伯 Chadoloaldus は、あとの Nr. 95 でも登場する。本 Placitum について確認の署名をしているレフエレンダールは Terbertus である。

【開廷地】【作成地】は不明。

【係争対象所在地】係争地のある Tauricciaco [Thorigne-en-Charnie : 地図 IV-29] は、パリからほぼ南西へ二一八 km ほどのところにある。

(4) Nr. 94 [29] (Original, 660-673 März 11 (?))

要旨 : Chlothar III. の Placitum. 被告 Chagliberctus の父親 Ernelenus によって贈与された Rodonucinsis [Remans] への Uinenc [**] [Vimeu] の財産をめぐる、聖 Denis の勝訴、被告 Chagliberctus の敗訴の判断が下されてくる Placitum. 六六〇-六七三年三月一日 (?)

Bergmann による本 Placitum の要約

メロヴィング時代国王 Placita にみる裁判のかたち

同志社法学 六三卷七号 一七 (三〇二)

聖Denis修道院はErmeleenusの遺産である財産をめぐってChagliberchusを訴えた。法廷は、「原告の側から提出されたウワクンデ [instrumenta] を根拠にして^ト」聖Denis修道院勝訴の判決を下した (S.159)。

解説

【形式など】横と縦それぞれ二九〇×三二〇mmのパピルスに、二三一三mmの、上から下に向けて間隔が縮まる字間で、一人の人物によって書かれている。このパピルスは二紙葉 (一九〇/二〇〇+一〇〇mm) から作られている。このパピルスには、かつて貼り付けられていた私文書 (Privaturkunde) に由来する別人の手になる複数の文字跡が発見されている。

Stigillum (印章) について、Kölzerは説明を加えていない。翻刻されたもののPlacitumに、Stigillum (印章) の位置を示す略記号はない。

本Placitum作成時点では、Ermeleenusは死亡していない。死を意味するmoriens付で、Ermeleenus moriensと表記されているからである。

【人名】陪席判決人の中で名前の分かる四名中の一人GenesisはLyonの司教 (六五八・五九年就任、六七八年死亡か)。Chrodbertはパリの司教 (六五七年 - 六六四/六七年) かTour [地図IV参照] の司教 (六五八/五九年 - 六七四年) かのどちらか。LeudobodusはNeversの司教^{ヌヴェール}か。GauceberchusはChartresの司教^{シャルトル}か。

【開廷地】【作成地】は不明。

【係争対象所在地】係争地のあるRodonucis (Remnis : 地図IV-28) は、パリからほぼ西南西へ三二〇kmほどの所^{リヌム}で、Uinen^{ウイヌム} [Uinen^{ウイヌム}] = Uinacensis (Le Vimeu : 地図IV-32) は、パリからほぼ北へ一〇〇kmほどの地域で

ある。Le Vineu は、フランス古来の地域圏で、現在の Picardie 地域圏の中の西方に位置していて、南は Bresle 川、北は Somme 川と二つの流域に囲まれ、また、Vineu 川という名の、Bresle 川の支流が流れている。本 Placitum に記載されている二つの係争対象所在地はかなり離れているので、この点をどう考えたらいいいのか、私にはよく分らない。

(5) Nr. 95 [28] (Original, 660—673 März 11 (?))

要旨： Chlothar III. の Placitum の Placitum にある Le Mans の司教 Beracharius は Ernelenus の相続財産のうち不法にも引き渡していない財産を、聖 Denis 修道院に返還するよう判決されている。

六六〇—六七三年三月一日(?)

Bergmann による本 Placitum の要約

聖 Denis 修道院〔＝原告〕の代理人は、Ernelenus の相続財産で、Le Mans〔地図Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ参照〕の司教 Beracharius〔＝被告〕(在位六五八年—六六九年ころ)が自分に帰属したのだと主張する財産をめぐって訴えた。司教 Beracharius〔＝被告〕は、Ernelenus とその息子 Goddo は自分に当該係争地を贈与し、そのことについてウワクンデ [epistola donationis : instrumenta] を作成し自分に交付した、ということを根拠にして原告に対して反論した。その反論に対して、聖 Denis 修道院〔＝原告〕の代理人は、Ernelenus が Beroaldus 司教〔この Beroaldus 司教と被告 Beracharius とがいかなる関係にあるのかは説明されていない。あるいは前者も Le Mans の司教で、後者の前任者もしくは前任者であったのかもしれない。〕に交付した諸ウワクンデは無効である [vacuas et inanis permanent et

nullum sorterentur effectum = 諸ウワクンデは効力が無く無効であり続けるし、いかなる効果も与えられないことはな
ら」と書かれた。Chlodwig II. (在位六三九年―六五七年)のウワクンデ〔preceptio〕を差し出した。宮中伯
Chadoloaldus [= inluster vir Chadoloaldus comis palatii noster] は提出されたウワクンデの内容を法廷で報告をした。
この国王ウワクンデを根拠にして、法廷は、聖Denis修道院〔=原告〕勝訴の判決を下した (Bergmann, S. 160)。

この要約中に出てくる、Chlodwig II.のウワクンデの内容のBergmannによる再構成〔Bergmannはこのウワクンデ
はPlaciumだと考えている。またその作成年を六五四年―六五七年と考えている〕

Ernelenus ないし Ernelenus の息子たち Chagilbert、Goddó が贈与あるいは売却した財産をめぐる聖Denis修道院
〔=原告〕と Beroldus 〔=被告〕との間の争い。Beroldus 〔=被告〕は、自分の権利を証明するために、Ernelenus
が自分に交付したウワクンデを提出した。〔聖Denis修道院〔=原告〕が何を証拠として持参したかは分からない〕。法
廷は、Beroldus 〔=被告〕によって提出されたウワクンデや、Beroldus 〔=被告〕と Ernelenus との間の他のあれ
これの取り決めは無効である、と判決した。この判決に係るPlaciumが聖Denis修道院〔=原告〕に交付された
(Bergmann, S. 154)。〔再構成されたこのウワクンデの作成年はNr. 95のそれよりも六年―一六年早い〕。

解説

【形式など】パピルスの大きさは横と縦それぞれ九〇〇×三二〇／三二五mmで、六紙葉から作られている。六紙葉の
横幅は当初一九〇／二〇〇mmであったが、その後、パピルスの両横の紙葉が切断され、その両横の幅は今ではそれぞれ
およそ八五mmほどである。字間は二〇―三五mmで、下に行くにつれて狭くなっている。時々、別人の手になる文字跡が

見つかっているのです。このパピルスにも別の文書が貼り付けられていたようである。

Sigillum (印章) について、Kölzer は説明を加えていない。翻刻されたこの Placitum に、Sigillum (印章) の位置を示す略記号はない。

本 Placitum 作成時点では、Ermelenus の息子の Chaglibercthus も死亡している。quondam Chaglibercthus と表記されているからである。したがって、本 Placitum は、内容的に似通っている。上の Nr. 93, 94 と比べると時間的にあつたものだが、というところになる。

【人名】本 Placitum に陪席判決人の一人として出てくるレフエレンダールの Udrachadus は、Kölzer 本 Diplomata, Nr. 96 (Chlothar III. は、このウワクンデにより、自分の母 Bathild が創建した Corbie 修道院を王国全土において諸関税と通行料から解放している) に出てくる Udrachadus と同一人物であると考えられている (Edling, s. 227)。

同じく陪席判決人として出てくるレフエレンダールの Ansebercthus は、Andoenus (六八四年死亡) の後任として Rouen (地図 IV 参照) の司教に就任している。

本 Placitum において確認の署名をしているレフエレンダールは Madroaldus である。彼は、陪席判決人としては名前を連ねていない。

【開廷地】【作成地】【係争対象所在地】は不明。

(6) Nr. 103 [31] (Kopie, unechte, 664 / 65 Oktober 24, Masolago [Mälav-le -Petit ?])

要旨: Chlothar III. の Placitum. 1) の Placitum にあつて、Elaricacum (Larrey-sur-Ouche) の villam (villa) が Dijon (地図 V 参照) にある聖 Bénigne 修道院に帰属する) とが認められた。

六六四：六五年一月二四日 *Masolago* [Malay-le-Petit?]

試訳

(C) xxx フランク人の王 *Chlothar* 尊き人 (*vir iustus*) *Quotiens* xxx 何人かが余の宮廷にあれこれの訴訟 (*iurgia*) を起すたびに〔= xxx の内側にある *Quotiens*〕また訴訟を起した際、余として余や諸教会の誠実の士たちあるいは司祭たちが全ての事の訴訟 (*negocia*) のために来たことは知られているところであるが、訴え (*questio*) がこのうち蒸し返されるようなことは決してない、のは明白なことだ、と言えるように、余に対して、神の御名において、法に従い (*iuxta legum*)、厳格な判決 (*severitas*) が求められなければならない。それ故に、余が、神の御名において、*Masolago* [Malay-le-Petit?] にある余の宮廷にて、使徒の後継者たち (*apostolicis viris*) であり余の父たちである司教たち、偉き者たち (*optimates*)、そして余の宮廷のその他ミニステリアールたち (*ministra* [家人たち])、そして宮廷におけるその職務に関わり現在余に忠実に仕えていることが明らかである、余の宮中伯 *Audobellus* と共に、あらゆる訴え (*causae*) を聞きよして公正に審理することにより (*iusto iudicio*) その訴えに決定を下す (*terminare*) べくする時、そこに、*oppidum Diuione* [「ディジョン市」] に建立され、気高き殉教者 (*preciosus martyr*) *Benignus* [St-Bénigne] が遺骸を安らい給う、そして高貴なる人 (*vir venerabilis*) *Wilechramnus* 大修道院長が御座すことが明らかである *Benignus* [Bénigne] 聖堂の大修道院長〔=原告〕の代理人たちが来て、良き思い出である、余の祖先でかつての国王たる君主 *Gunttram* は昔死後寄進ウクンデにより (*per testamenti sui paginam*) *Elariacum* [Laray-sur-Uche : ウンユ川の向う側にあるラレイ] と呼ばれているヴィラを、付属物あるいはそこに帰属する物全てと共に同 *Benignus* [Bénigne] 聖堂に譲渡したのであるが、ある者〔=被告〕たち (*ipsi homines*) が同ヴィラの

境界内に留まつてほとんどの所からこれ以上ないほど多く略奪をしたりあるいは自分たちの下に留め置き、そして手に入れた土地 (terra) を同聖堂の持ち分として返還することを拒み、また同地域 (ager) の森という森をことごとく荒らし、またそこで土地をあるいは大方の所で (per loca plurima) 牧草地を奪い、あるいはブドウの木を植えあるいは荒地を開墾した、そのことの故に申し立てを行い、その者〔「被告」〕たちについて訴えた (repetere a quibusdam hominibus) ことは明らかである。それに対して、先の者〔「被告」〕たちは、国王 Guntran が同 Elariacum [Laray-sur-Ouche] 地域を聖 Benignus [Benigne] のメモリアル聖堂に譲渡したとされるその時から、読むためにたつた今提出した国王ウワクンデ (praeceptio) によって、その者〔「被告」〕等の祖先である両親への、〔国王ウワクンデに書き〕留められている所での同国王の贈与により、〔被告たちの〕両親が〔同地域を〕獲得したことは確認されているのであり、このことの結果その者〔「被告」〕たちは相続に基づいて全てを所有したのであって、この点はことごとく確認されるべきである、と同聖堂〔「原告」〕の代理人たちに向かって主張した。その者〔「被告」〕たちは、余の偉大な紳士たちから、同君主 Guntran ないしは他の国王たちの贈与ウワクンデ (sessio) をあるいは同地域に係る別のウワクンデ (instrumentum) を所有しているか否かを直ちに申し述べざるべし、と求められた。しかして、その者〔「被告」〕たちは、自分たちが提出した以上には、別のどのようなウワクンデ (instrumentum) も確認ウワクンデ (firmatio) もその後所有することはなかつた、と即座に自白した。そこで、両当事者の確認ウワクンデ (confirmatio) を読み、調べた (percussas) のさ、同 Elariacum [Laray-sur-Ouche] 地域につきいかなる喪失も侵害も偉大な御方 (dominus) Benignus [Benigne] の修道院〔「原告」〕からこののち遠ざけられる、と、余の誠実の士たちによって決定が下された (inventum est)。「しかるにそのあと」なおも、先の者〔「被告」〕たちは、先の Welfcharannus [上記では Wlfecharannus] の前任者であるかつての大修道院長 Richmarus あるいは使徒の後継者である偉大な御方 Bertoldus 司教が先の者〔「

被告) たちあるいはこの者らの両親との間で同 Elariacum [ラレイシニェルウシニェ
[Larrey-sur-Ouche] ヴィラの境界内のほとんどの所の帰属
をめぐって激烈な争いをし、そして境界を調べて歩き境界標識を置いたことに係る約定〔＝和解〕ウワクンデ (pactio)
を提出した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Audobaldus [上記では
Audobelus] が証言した (testimoniare) [＝訴訟の結果を「余に」再現した] 如く (… in quantum) 判決する (decrevisse)
ことを決定した。〔それ故に〕両当事者間の本件訴訟 (hac causa) が上述のように規則に従う (per ordinem) 行われ、
また審理されたのであれば、同 Elariacum [ラレイシニェルウシニェ
[Larrey-sur-Ouche] 地域につき、国王 Guntram が死後寄進ウワクンデに
よってそこで譲渡した範囲において、先の者〔＝被告〕たちの確認ウワクンデ (confirmatio) あるがは〔国王 Guntram の〕
後継者である国王たちによって作成されたその他諸々のウワクンデは排除され無効とされること、このうち、同地域を
めぐり (per ipsas) 何らかの訴訟 (causatio) が〔被告人たちによって〕再び蒸し返されてはならないことは明らかで
あること、さうようなことなく、〔同聖堂〔＝原告〕は〕同 Elariacum [ラレイシニェルウシニェ
[Larrey-sur-Ouche] 地域においてあるいはい
ずこの地においてであれ、あちこちの土地、あちこちの屋敷地、あちこちの村の住まい、あちこちのブドウ畑、あち
ちの牧草地、あちこちの森、あちこちの牧場、あちこちの水源地 (terris, curtiferis, casis, vineis, pratis, silvis, pascuis,
aquis)、『そしてその他の諸所の (per alia loca)、『もろもろの同ヴィラの付属物 (adiacentibusque suis) とごうようにな
これまで所持していたと認められる物を完全な権利を持って (cum omni jure) 不安も無く誰かある者による返還請求
も無く所持し所有すること、そして〔同ヴィラが〕神の御名において聖 Benignus [ベニグニウス
[Benigne]・同聖堂の大修道院長〔＝
原告〕たち・修道院長に服する者たちの側に〔本判決に基づき〕このうちにつき (omni tempore) 留めらるること〕
また、この件につき (de hac re)、『このうち、訴訟 (causatio) の無からんことを、余は命ずる (iubemus)』。

Abbelenus が確認し、そして国王たる余の治世の八年目、十一月九日に授与した、幸あれ、アーメン。司祭 Alardus

が確認し、そして署名した (S.R.)。

解説

【形式など】この *Plactum* は、個々の点は別にして全体として判断をするならば真正なものだとされていたが [Theo Kölzer, *Merowingergestuden II, Monumenta Germaniae Historica Studien und Text*, Bd. 26, 1999, S. 88]、現在は、書式および記述内容からみて偽文書であると考えられている。

書式で言えば、例えば、*Arenga* に相当する「決まり文句風導入句」の書き方がほかのものとは違っていることが指摘されている。本 *Plactum* で言うと、書き始めの「何人かが・」から「・・・いる時」までの間の文言中の「何人かが・」から「求められなければならない」までは、ほかの *Plactum* にはほとんど見あたらない書き方である [すぐ右の Kölzer, S. 88 参照]。

また、本 *Plactum* の尾部の定式文である *Estatokoll* の書き方⁽⁷⁾、すなわち「*Abbelenus*・・・署名した (S.R.)」までは私文書を彷彿させるものであるということも指摘されている。その点と関係していることなのか、確かに、本 *Plactum* の尾部におけるように、二人の人間 (本 *Plactum* では *Abbelenus* と司祭 *Airardus*) が確認行為をしている事例はほかにはない [すぐ右の Kölzer, S. 88 参照]。

記述内容で言えば、ほかの *Plactum* に見られないのが、宮中伯に対する賛辞、すなわち次の引用文中の傍線を引いた文言である。「・・宮廷におけるその職務に関わり現在余に忠実に仕えていることが明らかである、余の宮中伯 *Audobellus* と共に・・」。

被告たちの名前も書かれていない。さらには、「・・・余の誠実の士たちによって決定が下された (*inventum est*)」

あと、すなわち判決が下ったそのあとに、「・・・なおも、先の者〔Ⅱ被告〕たち・・・」が *pacio* (約定〔Ⅱ和解〕ウワクンデ) を提出するという、普通には理解しがたいことが行われている。この *pacio* は、今回の被告、原告やその関係者たちの間でかつて起きた、今回とは別の紛争を決着させたウワクンデである。しかも、その内容は、それを提出した被告たち自身の今回の主張に正当性がないことを証明するものなのである。

Kölzer は、本 *Placatum* は最初と最後の部分を別にすれば *Placatum* としての書式の骨格を持っているところと、あるいは、真正の *Placatum* がモデルにされて作成されていることなどの指摘をしている (S. 266)⁽⁸⁾。本 *Placatum* は真正なものである、とかつて判断されたのはおそらくこのことを根拠にしていることなのであろう。

さらに、Kölzer は、本 *Placatum* の成立年代を一〇三二年頃と推定しているし、この *Placatum* の存在は *Chartular. St. Benigni Divionensis saec. XI. membran. in. Bibl. Divionensi* の編者によつて一〇六六年には知られていた⁽⁹⁾ と述べづる (S. 266)。

本 *Placatum* は、フランク王国南東方向の部分王国ブルグンド (Burgund. ロワール、ローヌ両川地域 [Loire- und Rhônegebiet])。首都はオルレアン [Orleans]⁽⁹⁾。地図Ⅵ) 在住の者を受領者とする唯一のものである (Kölzer, S. 265)。

訳語には、*severitas* を「厳格な判決」と訳している。この訳語の出典は、Gerhard Köbler, *Liber Exquisiti Xenii, 1999*⁽¹⁰⁾。Köbler は、*severitas* に *Ernsthaftigkeit, Strenge, strenges Urteil* をあつてづる。

写しではあるが、*Sigillum* (印章) が押されていた場所だと推測させるスペースが確保されている。

【国王】 訳語中の国王 *Gunttram* は五三二年頃生まれ。フランク国王の一人として、五六一年から五九二年まで *Orleans* (地図Ⅴ参照) を本拠地とする分国を分割統治している。
オルレアン
マール・ル・ペティ

【開廷地】 *Masolago* [Malay-le-Petit? : 地図Ⅱ-21]。パリから南東へ一〇〇kmほどの所にある。

【作成地】 Masolago [Malay-le-Petit? : 地図Ⅲ-21]。

【係争対象所在地】 Elariacum [Larrey-sur-Ouche? : 地図Ⅳ-17] ヴィラの Larrey は、パリから南東へ一七〇kmほどの所にその地名があるが、その地に関係しているであろうか。このような疑問符付で地図Ⅳに地名番号を入れている。いた。

(7) Nr. 126 [34] (original, 682, juni 30, Lusareca [Luzarches])

要旨： Theoderich III. の Placitum への Placitum にあつて Amalgarius が自分に所有権のあることを宣誓補助者と共に宣誓した Bactilioneulle [Bailleval] ヴィラ (villa) にあつて Accididis の訴えは退けられている。

六八二年六月三〇日 Lusareca [Luzarches]

試訳

(C) xxx フランク人の王 Theoderich v. inl. xxx ⁽¹⁰⁾ 過ぐる日、余と余の偉大な紳士たちが Compendium [Compiègne] にある余の宮廷に在る時、Accididis [＝原告] という名前の女性がそこに來つて Amalgarius [＝被告] を訴えた (interpellavit) 際、その Accididis [＝原告] は、自分の母親 Bertane の持ち分 (pars) からかつて当然適法に与えられるべき物であった、Bactilioneulle [Bailleval] と呼ばれている villa にある自分の取り分 (portio) を、自分の母親の死後、Amalgarius [＝被告] が不法に略奪した、と申し立てた。このことのために、同 Amalgarius [＝被告] は、あれこれの反駁の中で、先の Bactilioneulle [Bailleval] にある同土地 (terra) については、同 Amalgarius [＝被告] やあるいはまた彼の父親 Gaetranus によつて二十年と [くらに] 一年の間、ある時に途切れてしまつたと云ふこと無く所

持し所有していた、と主張した。かかる状況の下で、余の偉大な紳士たちによつて、同 Amalgarius〔＝被告〕に対して、六人の宣誓補助者と共に、自らを七人目として、改めて、六月三十日に、様々な秘密が残らず消え失せし、余の礼拝堂で偉大な御方 Martinus のマントに向かい、先の Bacthioneulle (Bacthioneulle) バイユツアル にある同土地 (terra) については、同 Amalgarius〔＝被告〕やあるいはまた彼の父親 Gaehtannus と二十一年と〔xviii〕一年の間常に所持し所有してゐる。その年数に不足は決してない潔白である、との宣誓をすること以外に、同土地についていかなる義務も負うていない、と一齊に〔＝口を揃えて〕宣誓 (conjurare) をするよう、判決が下された (iudicare)。そこで、先の Amalgarius〔＝被告〕は、〔開廷日に〕出廷するといふ彼の義務 (placitum) の故に、彼の宣誓補助者と共に宣誓をすべく、Lusareca (Luzarches) ルザルシユ にある余の宮廷に來た。然るが故に、〔余により、〕同 Amalgarius〔＝被告〕に対して、Amalgarius〔＝被告〕が適法に義務を果たした Amalgarius〔＝被告〕と同じく彼の宣誓補助者たちが〔一言一言〕ウチノコトノコト 決まり文句の通り宣誓をしいしことは明らかなり、と、余の宮中伯である、尊き人 Drucoldus が証言した (testimoniare)〔＝訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決が下された (iudicare)。そして余の公正なウワクンデ (nostras equales preceptionis) が作成されて交付される。それ故に、それをめぐって彼等の間で紛争が生ぜしめられた、先の Bacthioneulle (Bacthioneulle) バイユツアル の同土地にひいては (ipsa portione) 先の Amalgarius〔＝被告〕が同 Acchidus〔＝原告〕やあるいはその相続人たちに対抗して〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有するよう、余は命ずる (iobinnus)。

(C) Erdinbertus が確認した (S. R., N. T.)

(S. I.) xviii 年。

(C) 余の治世の七年目、六月三十日にて授与された、Lusareca (Luzarches) ルザルシユ につ、神の御名におこつて、幸あれ。

解説

【形式など】本 *Placitum* には細長い羊皮紙が使われていて、上の方の幅が広く下に向かって幅が段々狭くなる帯び状(横一九五／二三七mmー縦三七〇／四二七mm)になっている。行間はかなり狭い上に、五／六mmから三／四mmへと下方に行くに従って段々狭まっている。

直径二五mmの *Sigillum* (印章) が残っている(図4 : a)。円形である。

試訳中にある、「三十年と〔ならに〕一年の間」ヴィイラを所有しているという *Amalgarius* (＝被告) の主張は、三十年間の所有ののちは「権原の証明は不要である」というローマ法上の原則に立ち返るものであるという(H. Schmachtenberg, in: *Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte* (以下、HRGを略記), 1. Bd., 1971, S. 1007)。

試訳中に、「偉大な御方 *Martinus* のマント・…」とどう文言があるが、これは、聖 *Martin* のマントが聖遺物として崇められていることを示す、確認できる最古の事例であるという(以上、*Kölzer*, S.320)。

試訳中の最後にある(S. R., N. F.) 中の N. F. (テイロ式速記文字) で書かれている文言は、*palam princeps ex re familiaris stipe (stirpe) aspernat contendere ; comositum diem (=diem) come vertit* (国王の面前で家産を原因として一族で争うこと) を「(国王は) 拒絶する : 審理の日に伯は在廷する) ではないかと注記されている (*Kölzer*, S.320)。

【国王】*Theuderich III.* はフランク王国の一人で、*Lexikon des Mittelalters*, Bd. VIII, 2003, S. 688によると六四九／六五六年の生まれで、六七五年からフランク王国の一人としてネウストリア (*Neustrien*) とブルグンド (*Burgund*) を分割統治した。アウストラシア (*Austrien*) (以上、地図VI) を分割統治した国王 *Dagobert II.* が六七九年に暗殺されたあとアウストラシアの君主としても受け入れられ全王国の王となった、そして、この状況は、カロリング家の絶対的優位を決定づけた、六八七年の *Tertiy* の戦いのあとと続く。しかし、*Theuderich III.* もまた「名ばかりの国王たち」

の一人であったことには変わりはない。¹¹⁾

【人名】紛争当事者については、本 Placitum 記載以外のことは分らない。本 Placitum を確認しているレフエレンダールの Erlinbertus はほかには出づいない。宮中伯 Drucroaldus は、Kölzer 本 Diplomata, S. 308 - 310 の Nr. 121 に登場するレフエレンダールと完全に一致している。

【開廷地】Compendium ^{コンペンディウム} [Compiègne : 地図 II - 15]。パリから北北東へ直線距離で六〇 km ほどの所にある。

【作成地】Lusareca ^{ルザレシヤ} [Luzarches : 地図 III - 19]。パリから北方向でやや東にずれた三〇 km ほどの所にある。

【係争対象所在地】係争地である Bactilonenulle ^{バクティオンヌル} [Ballevat : 地図 IV - 3] ヴィラの Ballevat は、パリから北方向でやや東にずれた五〇 km ほどの所である。

【その他】本稿の最後に、本 Placitum そのものを写した写真 (Kölzer 本 Diplomata, Bd. II の巻末掲載写真参照) [図一] と翻刻 (Kölzer 本 Diplomata, Bd. I, S. 319-320) [図二] を掲載しておく。Placitum の写真版を掲載するのはあくまでもオリジナルの文書がどのようなものかのイメージを持つてもらうためである。手書き文書の解読能力は私にはない。

(oo) Nr. 135 [35] (Original, 692 August 12, Captunaco [Chatou / Châtenay])

要旨：Chlodwig III. の Placitum. の Placitum におき、Chuneberctus は、四十夜の内、地名の挙げられている財産をそれによつて助祭 Chrotcharius が自分 (=Chuneberctus) に売却した、というウワクンデを「―助祭 Chrotcharius は、ずっと変わるはたなくその財産の適法な所有者であると主張しているのだが―」提出すべし、と命じられてゐる。

六九二年八月二日 Captunaco ^{シヤトウーシヤトネ} [Chatou / Châtenay]

試説

(C.) xxx 尊き人、フランク人の王 Chlodwig v. inl. xxx

余と余の偉大な紳士たちがいる時、高貴な人である助祭 (diaconus) Chrotcharius [「原告」] が Chmeberchus [「被告」] を訴えた (interpellavit) 際、その助祭 Chrotcharius [「原告」] は、彼 [「原告」] の前任者 Boso がかつて売却ウワクンデによつて (per vinditionis) Boso 自身に確実に確保した、あるいは、プレカリア・ウワクンデ (per sua precaria) によつて所有した、^{ノールフルンゲン、マルタン} Nialcha [Neaufes-St-Martin]、^{ベズ、ラウロン} Chidulfouilla、^{ボワッセル、シャテル} Buxstio [Boisseyle-Châtel]、^{ベズ、ラウロン} Bacio superiore [上の Bacio = Bezu-la-Forêt]、^{ベズ、ラウロン} Bacio superiore [下の Bacio = Bezu-la-Long] と呼ばれる所 (loca) を、Chmeberchus [「被告」] は不法に留め置くことを、その手に奪い取った、と申し立てた。Chmeberchus [「被告」] は、あれこれの反駁の中で、彼 [「被告」] は Chrotcharius [「原告」] と同所につき契約を結び、その後この契約に関わり Chrotcharius [「原告」] に代価を支払いまた Chrotcharius [「原告」] の要求を実現した、そして Chrotcharius [「原告」] はこれに対して売却ウワクンデに基づき、Chrotcharius [「原告」] は同所につき Chmeberchus [「被告」] にいかなる要求もしてはならず、Chmeberchus [「被告」] はこののちいつまでも Chrotcharius [「原告」] に対していかなる義務も負わずまたいかなる要求も免れ続ける (ductus et securus resedit) と、Chmeberchus [「被告」] に確約し保証した、と主張した。それ故に、余の偉大な紳士たちによつて、余の宮中伯である、尊き人 Ansoaldus が証言した (testimoniare) [「原告」] の訴訟の結果を [「余に」] 再現した、如く、Chmeberchus [「被告」] が確約するその時から直ちに [「数えることが」] 始まる四十夜ののち、直近の九月の二十日に余が座す下で同売却ウワクンデを提出すべし、と Chmeberchus [「被告」] に対して判決が下された。かくして、Chmeberchus [「被告」] が棒を持ちいて (per fistuca) 約束し義務を負うたことは明らかである。もし

Chunneberchus 「＝被告」がこのことを為しえたならば、「原告と被告の」双方は彼等の間の適法な契約につき相互に誓約するものとする。しかしながら、もし *Chunneberchus* 「＝被告」がこのことを為しえないならば、*Chunneberchus* 「＝被告」は、そののち、法 (*lex*) がこの種の訴訟につき教えることを実行するものとする。それ故に、余は、この一件を原因とするかかろウワクンデを双方に作成すること、また双方がそれを受け取ることを命ずる (*iussimus*)。

(C, N.T.) *Abthadus* が確認した (S.R., N.T.)。

(S.I.) *xythra* なる。

余の治世一年目、八月十二日に作成したものが授与された、*Capturnaco* [*Chaton / Chatenay*] につ、幸あれ。

解説

【形式など】本 *Placitum* は、一五三×二五三／二五五 mm の羊皮紙に、一〇―二〇 mm の字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Sigillum (印章) は残っている [図 4 : b]。直径二五 mm の円形である。

原告の *Chrotharius* は、^{ドゥーニ} 聖 *Denis* 聖堂の修道士と呼ばれている。試訳中の「四十夜」、すなわち *eine Spanne von anderthalb Mondzyklen* (太陰循環期の一回半の期間 : *Wolfgang Sellert, Ladung, in HRG., Bd. 2, S.1339*) に関係して、サリカ法典 (六世紀頃) 五六章「裁判所に出頭することを蔑ろにする者について」の中には、「・・・判決発見人が判決したる、その日より後・・・すなわちその日より四十夜裁判廷においてまたも彼のために日没までの期限が置かれたるに・・・」(久保正幡訳『サリカ法典』創文社、昭和五二年、九四頁以下) という文言がある。

試訳中の「法 (*lex*)」は「決まり文句」として持ち出されているだけであって、特別の意味は持たない、と *Kölzer*

は述べている (S. 343) が、仮にそうであるとしても、lex が「決まり文句」の一つとなるほどに意識されているそのことに考慮すべき点があるのではなからうか。

試訳中の「棒を持ちいて (per fustuca)」の「棒」は、義務の履行とかある事柄に対して誠実であることの厳粛な保証、証を対外的に見える形にするための象徴物である。⁽¹²⁾

紛争対象地 Bacio は、あとの Nr. 167 でも紛争対象になっている。

【国王】 Lexikon des Mittelalters, Bd. II, 2003, S. 1867 に *yozaar* Chlodwig III. は 677 年頃に生まれ、690/691 年頃に王位を継承してゐるのび、13/14 歳頃にフランク王国の国王に就任したことになる。

【人名】原告の Chrotharius 助祭は、あとの Nr. 141 にも登場する。被告 Chunebertus はほかのところには出ていない。

【開廷地】記載がなご。

【作成地】作成地 Captunnaco については、それが Chatou (地図 III-12) であるのかそれとも Châtenay-Malabry (地図 III-13) であるのかの争いがある。Chatou はパリの中心地からほぼ西へ 13 km ほどの所、Châtenay-Malabry はパリ中心地からほぼ南南西へ 10 km ほどの所である。

【係争対象所在地】Nialcha (Neaulles-St-Martin, Eure : 地図 IV-23) はパリから北北西へ 60 km ほどの所。Buxsito (Boisseyle-Châtel : 地図 IV-6) はパリからほぼ西北西へ 120 km ほどの所。Bacio superiore (上の Bacio = Bezu-la-Forêt : 地図 IV-1) はパリからほぼ北西へ 80 km ほどの所。

Bacio superiore (上の Bacio = Bezu-la-Long) については、そのものの現在地名は確認できなごが、Kölzer 本 Diplomata, Bd. II, S. 728 G Nomenclaregister に *Bezu-la-Long, Eure, arr. Andelys, cant. Gisors,*

comm. Bezu-St-Eloiとある(べ'、)の comm. Bezu-St-Eloi〔地図Ⅳ-2〕で位置確認をしたところ、そこはパリからほぼ北西へ七〇kmほどの所である。「上のBacio」と「下のBacio」の間の距離は一〇kmほどか。Childulfouillaが現在のどこかは分からないう。

(9) Nr. 136 [37] (Original, 692/93 November 1, Lusarca [Luzarches])

要旨：Chlodwig III. の仮装裁判に係るPlactum. のPlactumにおいて、修道女Angantrudeが、自分がそれをブレカリアとして所持しているのだ、と主張するNoctium〔ノクシーニェルオワーズ〕の財産は聖Denis〔ドゥニ〕聖堂に帰属する財産だ、という(う)ことが認められている。

六九二：六九三年十一月一日 Lusarca [Luzarches]

試訳

(C. N.T.) xxx フランク人の王Chlodwig v. inl. xxx 余が、神の御名において、Lusarca [Luzarches] における余の宮廷で、キリストの下にある使徒の後継者たち (apostolicis viris) であり余の父たちである司教のSygotridusとConstantinusとGriboとUrsinianus、*ウラ*にまた尊き人たちがで偉き者 (optimatus - optimas) のRagnoaldusとNordeberchusとErmenfridus、尊き人たちがグラーフオ (gravionebus - grafio) のMadelulfusとErconaldus、*ウラ*にまた尊き人たちがセネシャル (seniscalcis - senescalcus) のBenedictusとCharoimus、あるいは尊き人で余の宮中伯のMassoと共に、あらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより (tricio iudicio) その訴えに決定を下すべくいる時、余の守護者である偉大な御方Denisの私財であり、その偉大な御方Denisがそこにご遺骸で安らい給う聖堂

の高貴なる人 Chaino 大修道院長〔＝原告〕が来て、Ebrulfus の娘で故 Ingoberchus の寡婦の、そして尊き御方であられる神に一身を捧げし〔＝修道女〕 Angantrude 〔＝被告〕を訴えた (adversus... suggerbat) 際、その Chaino 大修道院長〔＝原告〕は、Angantrude 〔＝被告〕は Le Chamblouis 地域圏 (pagus) にある、Noctium [Noisy-sur-Oise : ノワジー・シュルオーワーズ] オワーズ川の向こう側にある Noisy 〔＝被告〕と呼ばれるヴィラ (villa) につき、様々な収益や、ヴィラに帰属する・あるいはヴィラの一部をなす付属物と共に、同 Ingoberchus や先の Angantrude 〔＝被告〕が両親の遺産としてまた同じく買入れや何らかの方法での獲得により同ヴィラで所持し・あるいは所有していたもの全てをそっくりそのままウワクンデによって同大修道院長〔＝原告〕に寄進した、と申し立てた (dictit)。そのことのために、Chaino 大修道院長〔＝原告〕は、同ウワクンデや、また、同 Angantrude 〔＝被告〕がそれによって同大修道院長〔＝原告〕のベネフィキウムとしてそれ〔＝同ヴィラ〕を所有することになったプレカリアウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。これらウワクンデは手渡された。そこで、同 Angantrude 〔＝被告〕が直ちに出廷した時、同 Angantrudis 〔＝被告〕に対して、同 Noctium [Noisy-sur-Oise] ヴィラにつき、同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕の側にあるいは同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕の聖 Denis 聖堂の側に寄進をしたか、ならにまた、〔将来に亘り〕自らこの寄進に係る証人であろうと決意していたかが質問された。そこで、同 Angantrudis 〔＝被告〕は、先の Noctium [Noisy-sur-Oise] ヴィラにつき、収穫をもたらず様々な物 (meritum) や、ヴィラに帰属する・あるいはヴィラの一部をなす付属物と共に、同 Angantrude 〔＝被告〕やその夫の Ingoberchus が何らかの方法での獲得により同ヴィラで所持し・あるいは所有していたもの全てを同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕あるいは同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕の聖 Denis 聖堂にウワクンデによって寄進した、そしてそれに対して同 Angantrude 〔＝被告〕は同ウワクンデやプレカリアウワクンデにつき、その作成を請うたし・何人に対してもこの寄進に係る証人であり続けたし・今後とも証人であるつもりだ、というように自白した。そ

のあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 *Marso* が、本件訴訟がかように行われたことは明らかなり、と証言した (*testimoniare*)。「訴訟の結果を〔余に〕再現した」如く判決する (*decrevisse*) ことを決定した、それ故に、先の *Chaino* 大修道院長〔＝原告〕あるいは *Chaino* 大修道院長〔＝原告〕の聖 *Denis* の側が同 *Noctium* [*Noisy-sur-Oise*] ノアジーシュールオーワーズ ヴィラにつき、様々な収穫をもたらす物 (*meritum*) やヴィラに属するまゝ」と全てのものと共に、調べられた (*inspecta*) ウワクンデに基づき、同ウワクンデが明示する如く、同 *Angantrude*〔＝被告〕やその相続人たちによる返還請求も無く、「本判決に基づき」こののちいつまでも所有するよう、余は命ずる (*iobennus*)；そして同 *Chaino* 大修道院長〔＝原告〕やその後継者たちあるいは聖堂の代理人たちによって今後必要とされた場合には、同 *Angantrude*〔＝被告〕やその相続人たちは同ヴィラにつき何人に対しても証人として同 *Chaino* 大修道院長〔＝原告〕〔等〕を弁護するよう努める」とを、「余は命ずる」。

(C, N. T) *Chlodoinus* が確認した (S. R., N. T.)。

(L. S.) *xlviij. n. d.*

(C.) 余の治世の二年目、十一月一日に授与された、*Lusarca* [*Luzarches*] ルザルシユ にて、神の御名において、幸あれ。

解説

【形式など】本 *Placitum* は、横と縦それぞれ二三五／二六〇×五〇三／五一五 mm の羊皮紙に、一五 mm の字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

試冒頭頭の (C, N. T.) のティロ式速記文字の部分は *In nomine Dei* (?) (神の御名において?)、試訳の最後の方の (C, N. T.) のそれは *ante* (「・・の前で」などの意味)、(S. R., N. T.) のそれは、*existans pro majore lectus. Marso re*

ac (=hac) acta dixit (卓越したプロモールの面前にて判決を下す) Clod-i-us (i) subscripti (Clod-i-us (i) が署名する) と解読されつつある (Kölzer, S. 345-346)。

Stigillum (印章) は一七二二年にはまだそのままであったが、そのあといずれかの時点で失われ、残っているのは直径二〇mmの円形の押印跡である。

【人名】被告 Anganturde の父 Ebrulfus は Chlodwig II. の息子とのグラフィオ (grafio) であった。被告 Anganturde の夫の故 Ingobrechtus はパリの comes (伯) であったとされている。宮中伯 Marso、本 Placitum を確認しつつあるフレメンダールの Chlodoinus はほかには出づつない。

【開廷地】記載がない。

【作成地】Lusarca [Luzarches : 地図 III-19]。

【係争対象所在地】Nocitum [Noisy-sur-Oise : 地図 IV-24]。パリからは北へ三〇kmほどの所にある。作成地の Lusarca [Luzarches] は Nocitum から南東へ六kmほどの所である。

(9) Nr. 137 [36] (original, 693 Mai 5, Nouiento [Nogent-sur-Marne])

要旨：Chlodwig III. の Placitum、その Placitum において、保証不履行の故に、聖 Denis 聖堂に対する賠償金を支払うべし、との判決が Ermenoald 大修道院長に下された。

六九三年五月五日 Nouiento [Nogent-sur-Marne]

試訳

(C, N. T) xxx フランク人の王 Chlodwig 尊き人々に [viris] inl (ustrebus)] xxx

偉大な御方 Denis の聖堂、すなわちその偉大な御方が遺骸で安らい給い、高貴な人 Chaino 大修道院長〔＝原告〕が指揮している (presse) ことが明らかである聖堂の代理人たちが来て、Nouiento [Nogent-sur-Marne・マルヌ川の向こう側にある Nogent] にある余の宮廷に、同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕は、Anseberchus 司教に係る、油千五百リブラと良質のブドウ酒百モディウスについての保証を高貴な人 Ermenoaldus〔＝被告〕に先年負わせた・そして同 Ermenoaldus〔＝被告〕は、自らがこの保証を Chaino 大修道院長〔＝原告〕に与え、保証を履行する義務を負うとの誓約をしたが、この保証を全く履行しなかった、と申し立てた (sugesserunt)。かかる争いに関係して、両当事者は、過ぐる日〔＝原告の代理人たちがこのように宮廷に来る以前のある日〕、偉大な御方 Sygofridus 司教の面前で、先の同 Ermenoaldus〔＝被告〕は同保証につき自ら約束し義務を負うたことは決してなかったし、先の Chaino 大修道院長〔＝原告〕に保証を与え・保証を履行する義務を負い・保証を履行しなかった場合には神の如き同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕に銀十リブラを支払う義務を負うという誓約を決してしなかった、と、〔被告 Ermenoaldus が〕四月中日〔なかつ〕に三人の人間と共に自らを四人目として声を揃えて宣誓を行う (coniurare) ことのために、〔両当事者に交付された〕それぞれの符合〔＝文面が同一の〕ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基づいて (per eorum noticias paricolas)〔開廷日に〕出廷するという義務を負う、ということとで合意をした (placita inter se...habuerunt)。さらに続けて、もし同 Ermenoaldus〔＝被告〕が〔Sygofridus 司教の面前で〕声を揃えて宣誓をするに (menime faciebat) を行わなかった場合には、両当事者は五月一日に余の下に出頭する義務を負い、彼等の〔契約〕文書を双方で調べ、そして契約の件について釈明をする義務を負う〔という合意をし〕た。かくして、両当事者はそれぞれの符合ウワクンデ〔記載の中間

判決)に基ついて〔開廷日に〕出廷するという義務を負うこと(「過ぐる日」)そのように合意をするに至つた(plaintum inter se habuerunt inquit)。然して先の Chaino 大修道院長〔＝原告〕の同代理人たちは〔開廷日に〕出廷するという義務 (palcium) の故に Nouiento [Nogent-sur-Marne] がある余の宮廷に来て、〔開廷日に〕出廷するという義務 (palcium) を、法 (lex) が述べる如く三日間とそれ以上の日数果たしたことは明らかであり、そして、同 Ermenoaldus 大修道院長〔＝被告〕につきその出廷を待ち (abiectissent) あるいは欠席 (solsadissent) を確認した。〔それに対つて〕同 Ermenoaldus 大修道院長〔＝被告〕の方は〔開廷日に〕出廷するという義務 (palcium) の故に出廷する)よめ、同 Ermenoaldus 大修道院長〔＝被告〕に代えて使者を送くる)とも、〔出廷できない〕止むを得ざる事情を届出ることもしなかつたことが確認 (admirat) されている。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、両当事者がそれぞれの符合ウワクンデ〔記載の中間判決〕に基ついて本件訴訟について (pro ac causa) かの如く合意をしたように、また、余の宮中伯である、尊き人 Uarno が、同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕の先の代理人たちは裁判に出席するという彼らの義務を適法に果たした・そして先の Ermenoaldus 大修道院長〔＝被告〕は裁判に出席するといふ彼の義務をおろそかにした)と証言した (testimoniare)〔＝訴訟の結果を(余に)再現した〕如く判決する (decrevisse) ことを決定した、それ故に、何であれ汝等の地方の法 (lex loci) がこの種の訴訟につき教える賠償を、先の Ermenoaldus 大修道院長〔＝被告〕は同 Chaino 大修道院長〔＝原告〕あるいは Chaino 大修道院長〔＝原告〕の、偉大な御方 Denis 聖堂の側のために、同代理人たちの側に、汝等に対して判決が下されたところに従い (vobis distringentibus) あらゆる方法で行い、その履行を拒絶しないよう、余は命ずる (iobennus)。

(C, N. T.) Agnitus が確認した (S. R., N. T.)。

(L. S.) xuyt-p-nay。

余の治世の二年目、五月五日に作成したものが授与された、*Nouiento* [Nogen^ノ-sur-Marne] について、神の御名において幸あれ。

解説

【形式など】本 *Placatum* は、横と縦それぞれ二二二／二三五×三九二／四一五mmの羊皮紙に、一三mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Stigillum (印章) は残っていない。直径一五mmの円形の押印跡がある。

試訳中に、*lex* という用語が二度登場する。先の (4) Nr. 135 [35] で、そこに出てくる *lex* は慣用句以上の意味を持たない、¹⁴ という Kölzer の見解に触れたが、¹⁵ でも、Kölzer はその意味で *lex* を考えている。マルクルフ (聖Denis^{ドゥニ} 聖堂の修道僧) の法律文例 (六五〇年から六五五年頃にかけてのもの。Marculf Formulae, in: Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio V, Formulae, hg. von K. Zeuner, 1886) との関係も指摘される。¹⁶ 「法律文例」にみる裁判のかたちの考察は後日予定しているので、この点の検討は宿題にしておきたい。

試訳冒頭の (C.; N. T.) のテイロ式速記文字は、*in nomine dei* (神の御名において) か。試訳最後の (C.; N. T.) のそれは、*ante* (・・・の前) あるいは *in nomine dei* (神の御名において) か。同じく試訳最後 (S. R.; N. T.) のそれは *relegit er subscript publice* (目を通) [= 確認] として公に署名する) か、あるいは *Wa-ar-no perhibuit ius* (Waarno は法を示した) か (Kölzer, S.348)。

試訳中の「それぞれの符合 (= 文面が同一の) ウワクンデ (記載の中間判決) に基づいて (per eorum noticias paricolas)」の「符号ウワクンデ」については本文八三頁以下で説明する。

【人名】被告 Ermenoaldus 大修道院長が何処の人であるかは特定されていないが、Sygofridus 司教の下での裁判との関係で、パリの司教である Sygofridus の管轄区域の出であろう、と Kölzer は考えている (S. 347)。

保証人を必要とした Anseberctus 司教はパリから南東へおよそ二三〇km ほどの Autun があるいはパリから北西へ一〇八km ほどの Rouen (地図Ⅳ参照) のどちらかの司教ではないかと推測されている。Bergmann は Rouen の司教の方は六九〇年にパリからやや北北東よりへ一六七km ほどの Hautmont の修道院に Pippin によって監禁され、六九二年／六九三年にそので他界している) から本 Placium に出づける Anseberctus は Autun の司教であると考えている。それに対して、Paul Fouracre は Rouen の司教であると考えている (Kölzer, S. 347)。

【開廷地】 Nouiento [Nogent-sur-Marne : 地図Ⅱ-25]。パリの中心地からほぼ南東へ一八km ほどの所にある。

【作成地】 Nouiento [Nogent-sur-Marne : 地図Ⅲ-25]。

【係争対象所在地】 係争対象は保証という人的なもので、したがって係争対象所在地はない。

(11) Nr. 141 [38] (original, 694 Februar 28, Valencianis [Valencianes])

要旨：Chlodwig III. の Placium. 1) の Placium に基づく Anseberctus は、Chrotharius 助祭が代理人としている遺児 Ingrammus に対して、Ingrammus の父親からの相続財産として Ingrammus に帰属した Baddaneurte [Bayencourt] の財産につき返還すべし、と判決されている。

六九四年二月二八日 Valencianis [Valencianes]

試訳

(C.) xxx 尊^キ人^ノ フラント人の王 *Chlodwig v. inl. xxx*

余が神の御名において *Valencianis* [*Valenciennes*]^{バレンシエンヌ} にある余の宮廷^{パルチ}のキリストの下にある、使徒の後継者たち (*apostolicis viris*) であり余の父たるも司教たる *Ansoaldus* *Godinus* *Ansobercthus* *Protadius* *Sauricus* *Uulochramnus* *Chaduinus* *Turnoaldus* *Consantinus* *Abbo* *Stefanus* など *Gribo*、あはれはまた尊^キ人^ノたちで偉^キ者^ノ たち (*optematis - optinas*) *Godinus* *Nordobercthus* *Sarroardus* *Ragnoaldus* *Gunduinus* *Blidegarius* *Magnecharius* *Uualdrannus* *Ernecharius* *Chagneicus* *Bucecelenus* など *Sigolenus*、尊^キ人^ノたち *Comes* たち (*comitebus - comes*) *Anglbercthus* *Ognirius* *Etherius* *Chillo* *Adrebercthus* *Adalricus* *Ghislernarus* *Ionathan* など *Modeghiselus*、尊^キ人^ノたち *grafonibus - grafo*) *Chrodmundus* *Godinus* *Sigofritus* *Ghiboimus* *Ermenteus* *Madulfus* *Arigius* など *Aurilianus*、尊^キ人^ノたち *domesticus* *domesticus*) *Raganfredus* *Maurilio* *Ermenricus* など *Leudobercthus*、尊^キ人^ノたち *refrendarius* *refrendarius*) *Uulfolaicus* *Aiglus* *Chroderbercthus* など *Uualdrannus*、尊^キ人^ノたち *senescalci* *senescalci*) *Chugobercthus* 並びに *Landricus*、尊^キ人^ノたち *per nostro verbo et praecepto*) *遺児* *Ingrammus* [「原告」] あるいはその他多くの余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きあつて公正に審理することにより (*recta iudicia*) [「その訴えに」] 決定を下すべし。その時、余の命令と指図により、*per nostro verbo et praecepto*) *遺児* *Ingrammus* [「原告」] の訴訟を採り上げしことが明らかである尊^キ人^ノ *Nordebercthus* が命じたように、高貴なる人 (*venerabilis vir*) *Chrocharius* 助祭 [「原告代理人」] が、故 *Chaladedramnus* [「原告の父」] の息子で遺児の *Ingrammus* [「原告」] の訴訟のために来て、*Amalbercthus* [「被告」] という名の者を訴えた (*adversus...repetibat*) 際、父親の同

Chalcedranus〔＝原告の父〕のものであった、Masso 川〔ル Matz. Oise 川の支流〕の向_レハ側_ニ (super) ある **Badaneer(e)**〔ベイアンクール Bayencourt〕と呼ばれる小フロンホフ Fronhof (locellus) に_{ツキ} Amalberctus〔＝被告〕は同 Chalcedranus〔＝原告の父〕の死後先の Ingramus〔＝原告〕から不法に略奪した、と申し立てた (dicent)。それ故に、両当事者は「これから交付される」二通の余の符合ウワクンデによって「per nostras equalis praeceptionis plus」本件訴訟のために「開廷日に」出廷するという義務を負うこと_トで合意する_トとし (placeta inter se ... habuerunt initas)、『その上で直ちに、余の符合ウワクンデにより、ほかの日に (alias)・すなわち二月二十四日に、先の Chrotcharius〔＝原告代理人〕は同 Amalberctus〔＝被告〕と共に本件訴訟のために「開廷日に」出廷するという義務を負う_トと_ツ合意をした (palctum habuit initum)。然して、出廷するというこの義務 (palctum) の故に先の Chrotcharius〔＝原告代理人〕は Valencianis〔バランシエンヌ Valencienmes〕にある余の宮廷に來た、そして Chrotcharius〔＝原告代理人〕が「開廷日に」出廷するという義務を適法に果たしたそのあと、あるいは Chrotcharius〔＝原告代理人〕が同 Amalberctus〔＝被告〕に_{ツキ}無断欠席を確認したそのあと、Amalricus という名前の、Amalberctus〔＝被告〕の息子が來て、Amalberctus〔＝被告〕の無断欠席の件つき一方的に異議を唱えた。そして、そののち Amalricus〔＝被告の息子〕と Chrotcharius〔＝原告代理人〕とが余あるいは先の者たちが座すな訴訟のために出廷した時、Amalricus〔＝被告の息子〕に対して、Amalricus〔＝被告の息子〕の父親が余の先の符合ウワクンデに基づき Chrotcharius〔＝原告代理人〕と共に「開廷日に」出廷するという義務を負うこと_トで合意したことに鑑みて、Amalricus〔＝被告の息子〕はいかなる命令に従い (ordine) 本件訴訟のために出廷することを決めたのか_トが質問された。然るに、Amalricus〔＝被告の息子〕は、証言命令に反する (contra rationis ordinem) 先の無断欠席に_{ツキ}彼〔＝Amalricus : 被告の息子〕が異議を唱えた_トと・彼〔＝Amalricus : 被告の息子〕が本件訴訟のために出廷した_トが明らかにな_つ

た以外、既に段取り済みの本件訴訟のために斯様な次第で来たのだ、という明白な理由を示すことが全くなかった。それ故に、Amalricus〔＝被告の息子〕は、フェーデ権放棄補償金(exfactus)および賠償金(fedus)として十五ソリドウス〔の支払い〕を本件訴訟のために誓約する義務を負う、と判決された。また、それがために、そのように且つ直ちに棒(festuca)を用いて(per fistuga)〔誓約〕が行われたことは明らかである。そして、そのあと、先のChrotharius〔＝原告代理人〕は、法(lex)が述べる如く三日間とそれ以上の日数〔開廷日に〕出廷するという義務(palctum)を果たした、そして、同Amalberctus〔＝被告〕につきその出廷を待ちあるいは欠席を確認した。〔それに対して〕同Amalberctus〔＝被告〕は〔開廷日に〕出廷するという義務に従い来ることをせず、同ウワクンデに従い〔そうすること〕を〕約束し義務を負うた、彼の保護主(mundiburdus)たる尊き人Ernechariusの下に出頭することを決してせず、止むを得ざる事情を届出ることもしなかったことが確認されている。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、本件訴訟はかように行われ・また判決が下され・そして終結させられたことは明らかである(quod ac causa taliter acta vel iudicata seu definita fuisset, demuschit)と、先の者たちが報告をし、またさらに先の者Andramnus〔＝宮中伯〕が証言した(testimoniare)〔＝訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse)ことを決定した。それ故に、先のAmalberctus〔＝被告〕は、**Baddaneort(e)**〔ベリアンケールBayencourt〕と呼ばれる同小フロンホーフにつき、同Chalodedramnus〔＝原告の父〕が所持していた・あるいは死により遺せしことが明らかであるものは何であれ、何一つ欠けることなくあるいは付属物と共に、それが同Chalodedramnus〔＝原告の父〕によって所有されていたままに、賠償金を追加し(cum legis beneficium, 追加の賠償金と共に)・上記Ingramnus〔＝原告〕の側のために、先のChrotharius〔＝原告代理人〕にあらゆる方法で返還し、その履行を拒絶しないよう、〔また〕、かようにして、先のChrotharius〔＝原告代理人〕は同小フロンホーフにつき同Ingramnus〔＝原告〕の側のために直ちに〔本

判決に基づき「こののさつじまびみ (omni tempore) 所有」(habiat evindecatum)「その所有権を防御する (habiat elidatum) よう、余は命ずる (iubinus)。¹⁴」Analberchus 「＝被告」は、收穫物あるいは家畜あるいは指し示し名を呼ぶことができるその他の物の何であれ、同 Analberchus 「＝被告」があるいはその従属民が同小フロンホーフから奪つたり減少させた物の何であれ、Chaldeframnus 「＝原告の父」が死により遺せし物の何であれ、賠償金を同じく追加し、それを返還することに努め、また、こののち、本小フロンホーフを原因とする予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう、そして、先の Analberchus 「＝被告」が同 Chrocharius 「＝原告代理人」に「その支払い」を誓約した同十ソリドゥスを、Analberchus 「＝被告」は Chrocharius 「＝原告代理人」にあらゆる方法で賠償し、その履行を拒絶しないよう、「余は命ずる」。

(C. N. T.) **Uuald(e) ramnus** が確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) ちようなふ。

余の治世の三年目、二月二十八日、Valencianis (Valenciennes)¹⁵ につて授与された、神の御名において幸あれ。

解説

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二三七／二六九×五三〇／五四五mmの羊皮紙に、一二mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Stigillum (印章) は残っている [図4・c]。直径二四mmの円形である。

試訳中の「二通の余の符合ウワクンデによつて [per nostras equalis praeceptionis pluris]」とらう訳については注(23)で説明をしている。

Exliadus (フエーデ権放棄補償金) については、本文八七頁で説明している。

Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, 1. Bd., Verlag Francke, München 1964
【以下】 *Hilfswörterbuch* 1で略記) によれば、フロンホーフ Fronhof (Jocellus) は、主として八世紀から十二世紀まで
グレントヘルシヤフト (莊園) の中心地で、領主の様々な住居 (城館、領主邸宅、特に倉庫として使われる様々な農舎)
やそう広くない土地から構成されているということであるが、本 *Placitum* は八世紀にもうすぐ入る頃のものであるの
で、*Hilfswörterbuch* の説明は一つのイメージを与えてくれると言える。

本 *Placitum* 中の *lex* も先の Nr. 137 [36] と同じように「決まり文句」である、と Kölzer 考えている (S. 355)。

【人名】 被告 *Amalberctus* について、ブルグンド (Burgund) [地図VI] の宮宰 *Fraochad* の兄弟であるという見解
がある。原告代理人の *Chrotcharius* 助祭は、先の Nr. 135 [35] にも登場している。

Kölzer によれば、本 *Placitum* の最後に出ている *Uald(e)rannus* は、最初の方に、尊き人たちが偉き者たちの一人
として出ている *Ualdrannus* とは違う人物であると考えられている。しかし、Ebling, S. 230-231は、同じ人物である
と考えている。

被告 *Amalberctus* の「保護主 (*mundburctus*)」とされている *Ernecharius* は、尊き人たちが偉き者たちの一人と
して出ている *Ernecharius* と同一人物のものである (Kölzer, S. 355)。

Bergmann は、本 *Placitum* に出ている司教たちなどの人物が誰かの検討を行っている (S.167-169)。

【開廷地】 *Valencianis* [*Valenciennes* : 地図II-31]。パリからほぼ北東へ一八〇kmほどの所にある

【作成地】 *Valencianis* [*Valenciennes* : 地図III-31]。

【係争対象所在地】 *Baddaneort* (e) [*Bayencourt* : 地図IV-4]。パリからほぼ北へ一二四kmほどの所にある。また、

開廷地・作成地からは、南西へ五〇kmほどの所である。

(S) Nr. 143 [39] (original, 694 Dezember 23, Compendium [Compiègne])

要旨：Childebert III. の Plectum. 仮装裁判。本 Plectum において、他界した Ibo によって、六百ソリドゥス〔の違反金支払い〕の保証として大修道院長 Chaino に担保提供された、Bellacense 地域圏 (pagus) にある Hosdinio ヴィラ (villa in Hosdinio in pago Bellacense) における持ち分がそこに付属する物を含め聖 Denis 聖堂に対して確認されてゐる。

六九四年十二月三日、Compendium [Compiègne]

試訳

(C.) xxx 尊き人、フランク人の王 Childebert v. inl. xxx

余が神の御名において Compendium [Compiègne] にある余の宮廷で余の誠実の士たちと共にいる時、そこへ尊き人で余のミニステリアル^{ミニステリアル}の Aigobertus [「原告代理人」] が、偉大な御方 Denis の聖堂、すなわちその御方がご遺骸で安らい給う聖堂の Chaino 大修道院長 [「原告」] の訴訟のために来て、過ぐる年、かつての国王で余の父の Theuderic が外征のために Auster [Austria あるは Austrasia] の諸地域に軍事遠征を行ったことが明らかならしその時に、他界せし Ibo [「被告の父」という名の者は外征に参加しなかったので、そのために六百ソリドゥス〔の支払いを〕誓約したのであるが、同 Chaino 大修道院長 [「原告」] は、同 Ibo [「被告の父」] が願うので、Ibo [「被告の父」] のために Ibo [「被告の父」] に代わってその六百ソリドゥスを賠償し、そして Ibo [「被告の父」] はその六百

ソリドゥスの代わりにBellocense 地域にある、Hosdino と呼ばれている地域の自分の持ち分を、そこに建立されているかの教会や何であれそこのIbbo〔＝被告の父〕の所有物と共にそっくりそのまま、Ibbo〔＝被告の父〕のウワクンデによってChaino 大修道院長〔＝原告〕に譲渡あるいは寄進した、と申し立てた(suugerebat)。さて、Ibbo〔＝被告の父〕の息子の僧Boctharus〔＝被告〕はそこに直ちに出現した際、父親の故Ibbo〔＝被告の父〕はHosdino と呼ばれている地域にあるIbbo〔＝被告の父〕の持ち分につきIbbo〔＝被告の父〕のウワクンデによって同Chaino 大修道院長〔＝原告〕に譲渡あるいは寄進したかが質問された。然して、僧Boctharus〔＝被告〕は、自分の父親のIbbo〔＝被告の父〕がHosdino と呼ばれている地域にあるIbbo〔＝被告の父〕の持ち分につきIbbo〔＝被告の父〕のウワクンデによって同Chaino 大修道院長〔＝原告〕に譲渡あるいは寄進した・そしてその後はChaino 大修道院長〔＝原告〕の保証人であった、と直ぐに自白した。そしてAigobertus〔＝原告代理人〕は同ウワクンデを読むために直ぐに差し出した、そして、それは僧Boctharus〔＝被告〕等によって調べられ、僧Boctharus〔＝被告〕は、それがかのウワクンデだ、と認めた。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、尊き人で余の偉き者(optimatis noster) Ermenticus が、本件訴訟はかように行われたことは明らかである(quod ac causa taliter acta fuisse denoscitur)、と証言した(testimoniare)〔＝訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する(decrevisse) ことを決定した、それ故に、先のChaino 大修道院長〔＝原告〕はHosdino と呼ばれている先の地域の自分の持ち分を、かの教会や何であれ僧Boctharus〔＝被告〕の父親Ibbo が先の地域で所持していた・あるいは死により遺せし物と共に、僧Boctharus〔＝被告〕に対抗してこののちいつまでも(omne tempore)〔判決に基づき〕所有し、また、同Chaino 大修道院長〔＝原告〕やその後継者たち(heredis)に必要が生じた場合には、僧Boctharus〔＝被告〕やその後継者たち(heredis)は保証人として(in autoricio) Chaino 大修道院長〔＝原告〕等を防御する〔ことに努めるよう、余は命ずる(iobinnus)〕。

(C.) Ryghinus が確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) xybavna.

(C.) 余の治世の一年目、一月十日に授与された、Compendium [Compiègne] コンピエーニュ について、幸あれ。

解説

【形式など】本 Placitum は、横と縦それぞれ二四〇／二五五×四三七／四六五mmの羊皮紙に、字間一五mmで、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Signillum (印章) は残っている (図4 : d)。直径三三mmの円形である。

六百ソリドゥスに関係して、Kölzer は「サリカ法典四一章第五法文」誰かがしかるにローマ人、国王御陪食役 (conviva regis) を殺害したる場合、それが證據立てられたる者は一萬二千デナリウスすなはち三百ソリズス責あるものと判決せらるべし」、六三章第一法文「誰かが自由人を出征中に殺害し、しかしてその殺害せられたる者が國王の従士たらざりし場合には、彼は二萬四千デナリウスすなはち六百ソリズス責あるものと判決せらるべし」、(前掲書『サリカ法典』六〇一六一頁)、リブアリア法典 (七〜八世紀) 六五章第一法文「誰かが法律に従ひ國王の御用又は軍役或はその他の勤務を命ぜられ、而してこれに全く従はざりし場合には、不快 (egritudo) が彼を妨げたるにあらざる限り、六十ソリズス罰せらるべし」(久保正幡訳『リブアリア法典』創文社、昭和五二年、八五頁) に言及している。

一ソリドゥスがどれぐらいの価値を持つのかの参考になるのが、リブアリア法典三二六章第一一法文である。「角があり眼の見える健康な牝牛」が二ソリドゥス、「角があり眼の見える健康な牝牛」が一ソリドゥス、「眼の見える健康な牡馬」が十二ソリドゥス、「眼の見える健康な牝馬」が三ソリドゥス、「鞘付の剣」が七ソリドゥス、「鞘無し剣」が三

ソリドゥス、「良質の胸甲」が十二ソリドゥス、「飾のある胄」が六ソリドゥス、「良質の脚甲」が六ソリドゥス、「鎗付の楯」が二ソリドゥス、「馴れせられざる鷹」が三ソリドゥス、「鶴鴒の用に訓練せられたる鷹」が六ソリドゥス、「馴れせられたる鷹」が十二ソリドゥスに換算されている(同上三九—四〇頁)。しかし、一ソリドゥスがどれぐらいの価値を持つかの判断は難しく、機会を改めてこの問題に言及している文献に当たり、そこに書かれていることを整理したい。

Ibbo が六百ソリドゥスを負担することになった背景は、国王 Childbert III. の父親 Theuderic III. のアウストリア(Austria)への軍事遠征、すなわち、またブルグント(Burgund)とネウストリア(Neustria)〔以上、地図Ⅵ参照〕の二つの分国の国王であった Theuderic III. と分国アウストリアの国王 Dagobert II. との間の戦争である。

【国王】 Childbert III. は六七八/六七九年に生まれている。死亡した兄のあとを継いで六九四年にフランク国王になつてゐる。

【人名】 Ibbo については、本 Placitum に書かれている以上のことは分からない。

試訳中で、訴訟経過について国王に報告をしている「尊き人で余の偉き者 Ermenicus」は、先の Nr. 141 [38] の最初に列挙されている「偉き者たち」の中にも登場している。

シニステリアールの Aigobertus (シニステル Bergmann はその Nr. 149 [40] に Placitum の確認者として出てくる Aigobertus と同一人物であると考えられる (S. 170))。

本 Placitum を確認してゐるレフヘンダールの Ryghinus はほかに出てゐない。

【開延地】 Compendium [Compiègne : 地図Ⅱ—15]。

【作成地】 Compendium [Compiègne : 地図Ⅲ—15]。

【係争対象所在地】 Hosdino im Beauvaisis の Beauvaisis とは Beauvais 郡のあたりで、 Hosdino とはパリからやや北西へ五・一 km ほどの Hodeneq-^{オドネン}l'Évêque [地図 IV-9] のことか。 Dieppe 郡あたりで、パリから北西へ五・九 km ほどの Hodeng-^{オドエン}Hodenger [地図 IV-7] などしパリからやや西北西へ一・三 km ほどの Seine-Maritime [地図 IV-8] か。
^{コンヤトール}Compiègne からやや南西へ四・五 km ほどの所に Hodeneq-^{オドネン}l'Évêque が、同じくやや西北西へ八・八 km ほどの所に ^{セヌスマリタイム}Hodeng-^{オドエン}Hodenger が、同じくやや西北西へ一・九 km ほどの所に Seine-Maritime がある。

(2) Nr. 149 [40] (original, 697 März 14, Compendium [Compiègne])

要旨： Childbert III. の Placitum. 7) の Placitum において、宮宰 Pippin の息子 Drogo は、自分が不法に領有した Noctium [Noisy-sur-Oise] ^{ノクティウム} ヴィンヤを Thusoneuaille 修道院に返還し、発生した損害を補償するよう判決を下されてゐる。
 六九七年三月一四日 Compendium [Compiègne]

試訳

(C, N. T.) xxx フランク人の王 Childbert 尊き人 (々) に (v(ino) inl(ustr)il) xxx

余が神の御名において Compendium [Compiègne] にある余の宮廷でキリストの下にある使徒の後継者たち (apostolicis viris) であり余の父たちである司教たち Ansoaldus' Saunarius' Turnochaldus' Ebarcius' Grimo' Constantinus' Ursinianus' あるいはまた尊き人^で宮宰の Pippin、尊き人^で偉き者たち (optimates) の Agneticus' Antenerus' Magnecharius などして Grimoaldus' 尊き人^{たち}ロメス (comitibus - comes) の Ermentheus' Adalricus などして Ionathan' 尊き人^{たち}ドメステイクス (domesticis - domesticus) の Ulfolaecus' Arghilus などして

Madulfus、尊き人たちでセネシヤル (seniscalcis - senescalcus) の Benedictus 並びに Ermedramnus、さらにもた尊き人で余の宮中伯の Hocioberethus、あるいはその他多くの余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより (recta iudicia) 「その訴えに」決定を下すべくいる時、その〔＝原告 Magnoaldus 大修道院長の〕父方の伯父の偉大な御方 Chardeicus が自らの努力で建立した Thuseoneulle 修道院の尊き人 Magnoaldus 大修道院長〔＝原告〕が来て、余の高権の慈悲を求めて、尊き人で余の宮宰 Pippin の息子の尊き人 Drogo〔＝被告〕の代理人たちが、Compendium [Compligne] に建立されている彼〔＝原告〕の聖堂の curis ^{ツィラ}、Noctum [Nolsy-sur-Oise] と呼ばれる、故 Gaerinus に帰属していた、そして君主であり余の父である他界せる国王 Theudericus の国王ウワクンデ (praeceptio) によって国庫から同修道院に譲渡されたヴァイラを Magnoaldus〔＝原告〕やあるいはその修道院の領有地 (potestas) から不法に引き離しあるいは奪い、またその Magnoaldus〔＝原告〕のマンキピアたち、家畜 (pecunia) あるいはその他多くの物につき損傷を与え略奪した、と申し立てた。それに対して、Drogo〔＝被告〕は、同ヴァイラについては、彼〔＝被告〕の義父で尊き人の故 Bercharius が交換によって同 Magnoaldus〔＝原告〕から取得したのだ。またそれは Drogo〔＝被告〕の妻 Adahrutis にこれ以上ない正当な適法に譲渡されたのだ、と反駁した。Magnoaldus〔＝原告〕は、さらにもこれに対して、あたかも同 Bercharius〔＝被告の義父〕とそのことについて話をし一致をみたかの如く、自分たち〔＝原告 Magnoaldus と被告の父 Bercharius〕はお互いの間で同ヴァイラにつき交換〔の約束〕をしたが、しかし、それを実行することは決してしなかったものであり、同 Bercharius〔＝被告の父〕は同所有地につき手袋をはめた手により (mano vestita) 決して取得していない。先の Drogo〔＝被告〕の代理人たちが不法に、暴力と不当な手段を用いて Magnoaldus〔＝原告〕の領有地から奪い去ったのだ、と反駁した。「かのように」反駁をしたので、先の者 Drogo〔＝被告〕は、それでは Drogo〔＝被告〕の義父は同 Magnoaldus〔＝原告〕と交換を実行し

たか・またそれでは両者はお互いにかかることの交換ウワクンデを作成したか・あるいは Drogo (「被告」) は余の座す下にその交換ウワクンデを差し出すことができているのか、と質問された。Drogo (「被告」) はそこで同交換ウワクンデを差し出すことを全くしなかったし、また、斯く斯くしかじかの理由で同 Bercharius (「被告の父」) は同ヴィラ (villa) につき所有することができたし、同 Drogo (「被告」) も自分の妻や自分の側のために同ヴィラにつき確かに所有することができたのだ、ということについて明白な根拠を述べることができなかった。然して、偉大な御方である司教たちであるいは余の偉き者たち等先の者たちによつて、尊き人で余の宮中伯の Hociberchus が証言した (testimoniare) (「訴訟の結果を〔余に〕再現した」) 如く、Drogo (「被告」) に対し、*Noctum* [Noisy-sur-Oise] と呼ばれる同地域につき、君主であった余の父が国王ウワクンデ (praeceptio) よつてそこで先の者 *Magnoaldus* (「原告」) の *Thusoneualle* 修道院に譲渡しただけのものを、同 Drogo (「被告」) は清められた手によつて (ad sana mano) このあと直ちに返還する義務を負い、また、かの生産物、すなわちブドウあるいは穀物あるいは收穫物で、Drogo (「被告」) が送った者たちがそこで略奪した物を返還する義務を負う、と判決が下され決定されたのは人の知る如くである。そして、Drogo (「被告」) はその結果その義務を受け入れた (quod ita et fait)。それ故に、*Noctum* [Noisy-sur-Oise] と呼ばれる所有地 (res) につき、*Gaerinus* がそこで所有していた・そして至る所で *Gaerinus* に帰属していた・そして余の父から国王ウワクンデ (praeceptio) によつて *Thusoneualle* 修道院に譲渡しただけのものを、*Magnoaldus* (「原告」) は、同 Drogo (「被告」) やその妻 *Adaltrutis*、両者の相続人たちあるいは他の何人にであれ対抗して〔本判決に基づいて〕こののちいつまでも所有し、その所有権を防御する (*habiat helitatum*) よう、そして、こののち、本所有地を原因とする予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう、余は命ずる (*iobinnus*)。

(G., N. T.) *Aigoberchus* が *Chalaberchus* に命ぜられ代わりに確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) *kyōka* なる。

(C.) 余の治世の三年目、三月十四日に作成したものが交付された、*Compendium* [*Complégne*]^{Præcipia} について、神の御名において、幸あれ。

解説

【形式など】本 *Plactium* は、横と縦それぞれ二九五／三二五×四〇二／四四一mmの羊皮紙に、一三一一五mmの字間で、署名を含め、一人の人物によって書かれている。

Sigillum (印章) は残っている [図4:e]。直径三三mmの円形である。

Plactium の最初の行に出ている省略記号 *v. inl.* が *vir inluster* (尊厳人) であるのか、それとも *viribus inlusteribus* (尊厳人々に) であるのか、という問題がある(これは拙稿「国王 *Plactia*」で紹介した通りである。Bergmann は *v. inl.* は前者の意味でだけ使用されている、と考えている。¹⁵⁾ Közler には、前者の事例も後者の事例も存在している。これまで試訳した *Plactium* では、前者の事例が (2) Nr. 103 [31]、後者の事例が (6) Nr. 137 [36]、*Præcipia* の Nr. 149 [40]。残りは不明である。

本 *Plactium* の最後に出ている *Algoberchus* は、*Chaldeberchus* なる人物に代わって本 *Plactium* の確認を行っている。このようなケースは、本 *Plactium* が初出である。

試訳中に出てくる国王 *Theuderichs* の *præcepicio* を国王命令と訳すべきか、国王ウワクンデと訳すべきか迷ったが、*præcepicio* という用語が常に財産譲渡と結合して使われているので、財産譲渡の方式、すなわちウワクンデを作成して財産譲渡が行われた・したがって当事者はこのウワクンデを所持しているはずである、ということ明らかにするため

に *praeceptio* という用語を使用していると考えて、国王ウワクンデという訳語をあてた。

被告 Drogo は、本件の陪席判決人の一人である「尊き人で宮宰の Pipinus」の息子である。それにもかかわらず、被告は敗訴している。拙稿「裁判のかたち」で、ある司教が、自分が原告である事件の陪席判決人になっている事例を紹介しておいた。⁽¹⁶⁾

試訳中の「手袋をはめた手により (*mano vestita*)」「清められた手によって (*ad sana mano*)」という用語法はこれまで紹介してきた *Placitum* との関係では初出である。*Placitum* 以外の文書を含めて、このこの用語法の用例に注意を向けるようにしたい。

【人名】Ebling によれば、被告 Drogo の義父は Neustroburgund の著名な宮宰であり (S. 77 f.)、宮中伯 Hociberchtus は Kölzer 本 Diploma, Nr. 141 に出てくるセネシヤル Chugoberchtus と同一人物である (S. 121 f.)。Bergmann は、Chaldeberechtus なる人物に代わって本 *Placitum* を確認しているレフェレンダールの Aigoberchtus は先の (80) 143 [39] に出てくる、国王のミニステリアール Aigobertus と同一人物であると推定している。

【開廷地】 *Compendium* [*Compiègne* : 地図 II - 15]。
コンピエーニュ

【作成地】 *Compendium* [*Compiègne* : 地図 III - 15]。
コンピエーニュ

【係争対象所在地】 *Nocitium* [*Noisy-sur-Oise* : 地図 IV - 24]。
ノアンシーシュルオワーズ

【その他の地名】 *Tussonnelle* 修道院の *Tussonnelle* は、Mours 近くの *Tussonval* か、あるいは *Crouy-en-Thelle* 近くの *Tussonval* のように、Mours はパリからやや北北西へ二九 km ほどの所。 *Crouy-en-Thelle* はパリから北へ三五 km ほどの所。 *Crouy-en-Thelle* は Mours から北北東へ九 km ほどの所である。

(4) Nr. 153 [52] (original, 702 Februar (nach 20), Carraciao [Quierzy])

要旨：Childebert III. の Placium. 仮装裁判。神に一身を捧げし女性〔＝修道女〕Adalgude と他界せるその夫 Gammo が St-Germain-des-Prés 修道院に対して Lemausus 修道院をかこめて寄進したことが、この Placium において確認されている。

七〇二年二月（の二〇日以降）、 Carraciao [Quierzy]

試訳

(C, N. T.) xxx フランシヤ人の王 Childebert v. inl. xxx

余が神の御名におまつ Carraciao [Quierzy] にある宮宰 Grimoaldus のヴィラ (villa) に余の誠実の士たちと共にいる時、高貴なる Chedelmarus 大修道院長〔＝原告〕が来て、神に一身を捧げし〔女子大修道院長〕Adalgundis [＝被告] の Algarheus なる名前の使者〔＝被告代理人〕を訴えた (adversus.. suggerabat) 際 Stampinis [Stampois] 地域圏 (pagus) にある Lemausus と呼ばれる修道院につき、いずれの地域圏 (pagus) にある物であれその付属物と共に (cum adieciencias) すなわち [利用可能な] あちちの農地 (territorium) あちち直営地 (villa) あちち住居 (domus) 〔その他〕あちちの建物 (aedificium) 小作人 (accola) たち、マンキギム (mancium) たち、〔解放なれて自由になった〕自由人 (liberti) たち、〔利用可能な〕あちちの未耕作地 (campus) あちちのブドウ畑 (vinea) あちちの森 (silva) あちちの牧草地 (pratus) あちちの牧場 (pascuum) あちちの水 (aqua) 〔河川湖沼等〕水のあるあちちの所 (aquarius) あちちの川 (decursio) あちちの製粉所 (Farinaria) 飼育番たち付の〔家畜の〕群れ (greges cum pastorebus) 〔生計維持や安全確保の〕助けとなる物全て (praesidium)

あれこれの動産や不動産 (mobilis et immobilia)、『漠然としていて』特定できないあれこれの物 (inexquisitus) と共に何一つ欠けることなく、『すなわち、このような、』故 Ganno (『被告の夫』) と先の Adalgudis (『被告』) が所有していた物の全てを、二人の諸ウワクンデによって、聖 Vincencius と偉大な御方 Gernanus の修道院、すなわちその偉大な御方 Gernanus が遺骸で安らい給い、市壁で固められた都市パリ市に (sub opidum Parisiacae civitatis) 建立されし、Chedelmarus 大修道院長 (『原告』) がそこで指揮している (preeesse) ことが明らかである修道院に、故 Ganno (『被告の夫』) と先の Adalgudis (『被告』) は譲渡した、と申し立て、そして諸ウワクンデを読むために直ぐに差し出した。これらのウワクンデが注意深く読まれたあと、同 Aigatheus (『被告代理人』) は、余や余の偉大な紳士たちによって、これらウワクンデに対して何かを申し立てたりあるいは異議を唱えることを望むか、と質問され、直ちに申し立てを行う義務を負うた。そこで、Aigatheus (『被告代理人』) は、高貴な人 Chedelmarus 大修道院長 (『原告』) が提出したそれら寄進ウワクンデは真実を伝えるものであるとし (taliter assumere)、『またそれらのウワクンデを承認するとし、それらウワクンデに対して何かを申し立てるつもりも異議を唱えるつもりもないとした。それ故に、同 Aigatheus (『被告代理人』) は、自分と同 Adalgudis (『被告』) の名において棒 (festuca) を用いて Lemausus 修道院を上述の如きその付属物あるいは帰属物と共に (cum adieciencias vel appendiciis) 何一つ欠けることなく放棄する、と直ちに表明した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Aigatheus (『被告代理人』) は同諸ウワクンデに対して何かを申し立てることも異議を唱えることもしなかった・そしてそのあと自身の棒 (festuca) を用いて放棄すると直ちに表明した、と余の宮中伯である、尊き人 Ghyslemarus が証言し (testimoniare) (『訴訟の結果を〔余に〕再現し)、また、宮中伯等の間でかく宣言され (iudicare) た如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constetit)、『それ故に、』Chedelmarus 大修道院長 (『原告』) 等は、Lemausus と先に呼ばれている同修道院につき、そこに付属しあ

るいは帰属する物と共に何一つ欠けることなく、すなわち故*Garnmo*〔「被告の夫」あるいはその妻*Adalgudis*〔「被告」が二人の諸ウワクンデによって聖*Vincentius*と偉大な御方*Gernarus*の修道院に譲渡した物・同*Garnmo*〔「被告の夫」が死により遺せし物を先の*Adalgudis*〔「被告」]やその相続人たちの反対なしにこののちいつまでも永久に聖*Vincentius*と偉大な御方*Gernarus*の修道院〔「原告」]の側のためにあるいはその修道院の指導者 (*rector*) たちのために〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有し (*habiat evindecatum*)、その所有権を防御する (*habiat elidatum*) よう、余は命ずる (*iobemus*)。また、本*Lemansus* 修道院を原因とする予期せぬ訴訟がこののち両当事者の間で起つらざるよう、〔余は命ずる〕。(C., N. F.) *Betta*が確認し交付された (S. R., N. T.)。

(L. S.) *xyloph. 56.*

余の治世の八年目、二月二十(??)日に作成したものが授与された、*Carraciao*〔^{キヤジー}*Querzy*〕について、幸われ。

解説

【形式など】本*Placitum*は、横と縦それぞれ四七二／五〇〇×三二七／三三二mmの羊皮紙に、一五一一〇mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。羊皮紙の横、縦の長さから分かるように、本羊皮紙は横長である。伝承されている*Placitum*のうち横長の羊皮紙が使われているのは本*Placitum*だけである。国王命令(国王ウワクンデ：*praecepta-Präzepte*)の場合、横長の羊皮紙が使われるのが普通であるところ、(Kölzer, S. 383)。

Sigillum (印章)は残っていない。直径四〇mmの円形の押印跡がある。

Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica, Hannover 1872の編纂者*Karl August Friedrich Pertz*は、本*Placitum*に出ている寄進受領者を間違えて聖*Denis* ^{ドゥニ}聖堂だと考へてくること、(Kölzer,

S. 383)。

作成年月日の日が「二十(?)日」という訳になるのは、des XX というように二十のあとの文字が失われてしまっているからである。

【人名】宮宰 Pippin の息子の Grimoaldus [Grimald] が本 Placitum において初めて宮宰として登場している。

宮中伯 Gylslenarus は、先の (7) Nr. 141 [38] の冒頭でロメスの一人として出てくる人物と同じである (Edling, S. 160)。

本 Placitum を確認しているフレンドールの Befia は本 Placitum にだけ出てくる。

【開廷地】 Carraciao [Quierzy : 地図 II-14]。パリから北東へ九二 km ほどの所にある。

【作成名】 Carraciao [Quierzy : 地図 III-14]。

【係争対象所在地】 Lemausus 修道院の所在地 Lemausus は ^{リムー}Limoux (^{シェール}Cher 県 : 地図 IV-18) だ、としようとして今日では見解は一致している。パリからほぼ南へ一八八 km ほどの所である。

係争対象所在地が ^{リムー}Limoux だとすると、係争対象所在地域圏 (pagus) は Stampinis [Étampois] であるこの本 Placitum の記述は書き手の書き間違いで、それは今日の Berry でなければならぬ、とのことである (Kölzer, S. 383)。

(9) Nr. 155 [53] (original, 709 April 8, Crisciaeco [Crécy-en-Ponthieu])

要旨 : Childbert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において Leoderidus は、名の挙げられた売却財産を聖職者 Audoinus に引き渡せ、と判決されている。

七〇九年四月八日 Criscaeco [Creçy-en-Ponthieu]

クレシーヤン・ポンチュー

試訳

(C, N. T.) xxx フランク人の王 Childbert v. inl. xxx

余が神の御名において Criscaeco [Creçy-en-Ponthieu] における余の宮廷に余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理することにより [その訴えに] 決定を下すべくいる時、高貴な人で聖職者の Audoinus [「原告」] が来て Leodefrid とごう名前の者 [「被告」] を訴えた際、Audoinus [「原告」] は [それぞれ] Tellao [Le Talou] 地域圏 (pagus) にある Childriciacas と呼ばれている所とそれに加えて Taxmedas と Leodefrid [「被告」] の父の故 Godfridus 同じく母の故 Raganberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid [「被告」] の所有に帰した二箇所のマンスとを、自分 [「原告」] のお金を渡し、売却ウワクンデ (vindicatio) によって [原告] 自身のために買入れた、と申し立て、そして、その売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。同売却ウワクンデは読まれた。然して、同 Leodefrid [「被告」] がそこに直ぐに出頭した際、Leodefrid [「被告」] は、Tellao [Le Talou] という先に名の挙げられた地域圏 (pagus) に [それぞれ] ある Childriciacas とそれに加えて Taxmedas という先に名の挙げられた所の、Leodefrid [「被告」] の父 Godfridus 同じく母 Raganberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid [「被告」] の所有に帰した二箇所のマンスとを聖職者の Audoinus [「原告」] に売却したか・あるいはこのこととお金を受け取ったか・あるいは売却ウワクンデにつきそれを自ら作成し、宣誓して保証することを願う・あるいは Leodefrid [「被告」] は自らのことと Audoinus [「原告」] の保証人であったか、と質問された。それ故に、Leodefrid [「被告」] は、Tellao [Le Talou] という先に名の挙げられた地域圏 (pagus) に [それぞれ] ある、Childriciacas とそ

れに加えて Taxmedas という先に名の挙げられた所の、Leodefrid〔＝被告〕の父の故 Godfridus、同じく母の故 Raganberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid〔＝被告〕の所有に帰した二箇所のマンストを同 Audoinus〔＝原告〕に売却し、そしてこのことでお金を受け取り、また売却ウワクンデにつきそれを作成し、宣誓して保証することを願ひ、そしてこのことば Audoinus〔＝原告〕に対して自ら保証人を引きつけた、と直ぐに自白した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 Bertaldus が、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した (testimoniare)〔＝訴訟の結果を「余に」再現した〕如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constitit)、それ故に、先の Audoinus〔＝原告〕は、Teliao (Le Talou) という先に名の挙げられた地域圏 (pagus) に「それぞれ」ある、Childriciacas とそれに加えて Taxmedas という先に名の挙げられた所の、Leodefrid〔＝被告〕の父の故 Godfridus、同じく母の故 Raganberta の側から遺産として相続することにより Leodefrid〔＝被告〕の所有に帰した二箇所のマンストを、あちこちの屋敷地 (mansis)、あちこちの土地 (terris)、あちこちの住居 (domus)、あちこちのその他の建物 (edificis)、マンキビアたち、家畜ども (peculii)、〔生計維持や安全確保の〕助けとなるあれこれの物、あちこちの森、あちこちの牧草地、あちこちの牧場、あちこちの水源 (aqua)、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所 (aquarius)、あちこちの川 (decursio)、あれこれの動産や不動産 (mobils et immobilia)、あちこちの耕作地やあちこちの未耕作地 (cultis et incultis) と共に、何一つ欠けることなく、全て、まるごと、何であれ先の二箇所のマンストで、アロートとして (de arote)、あるいは買入れにより、あるいは何らかの方法での獲得によりそのば Leodefrid〔＝被告〕によって所有されあるいは支配されていた物を、聖職者である先の Audoinus〔＝原告〕は、調べられた (inspecta) 売却ウワクンデに基づき、先の Leodefrid〔＝被告〕あるいはその相続人たちに対抗して、その売却ウワクンデによって示されている如く、〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所

有し (habiat evrindegatas)」、その所有権を防御する (habiat elidgatas) よう、そして、また、このあと、聖職者である同 Andoinus 「＝原告」に必要な生じた場合には、先の Leodefrid 「＝被告」あるいはその相続人たちは保証人として (Ei autorio) 何人に対しても Andoinus 「＝原告」を防御する (E) に努めるよう、余は命ずる (iobimnus)。

(C) **Blatchar(ius)** が確認した (S. R., N. T.)。

(S. I.) *xyxyxyxy*。

余の治世の十五年目、四月八日に作成したものが授与された、Crisciaeco クレシーアーン、ポンチユー [Crey-en-Ponthieu] にて、神の御名において、幸あれ。

解説

【形式など】右側の縁がひどく損傷している、横と縦がそれぞれ二九〇／三二〇mm×四三〇／四五〇mmの羊皮紙に、一五mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Stigillum (印章) は残っている (図4:f)。直径三五mmの円形である。

試訳中に「アロート」という用語が出てくるが、ここでは個人所有の土地 (自有地) という意味である。⁽¹⁷⁾

【人名】紛争当事者については何も知られていない。本 Placium が聖 Denis ドゥニ 聖堂で保存されていたことから、試訳中の聖職者は聖 Denis ドゥニ 聖堂の関係者という見方もできないではないが、では、問題の係争財産を、聖 Denis ドゥニ 聖堂はどのようにして入手したのかなど分かっていない。

宮中伯 Bertoldus に出会うのは本 Placium においてのみである。

本 Placium を確認しているレフェレンダールの **Blatchar(ius)** は、Kölzer 本 Diplomata の Nr. 159 (S. 398) にも登

場してゐる。

【開廷地】 Crisiaeco [クレシーヤン・ポン・チュエー・クレシーヤン・ポン・チュエー] 地図Ⅱ—16。パリから北北西へ一四七kmほどの所にある。

【作成地】 Crisiaeco [クレシーヤン・ポン・チュエー] 地図Ⅲ—16。

【係争対象所在地】 Tellaou [Le Talou : 地図Ⅳ—30]。パリからは北西へ一四〇kmほどの所にある。Childriciaecas Taxmedas については不明である。開廷地および作成地は、Le Talou から北東へ六四kmほどの所である。

試訳中に傍線を引いた「二箇所のマンス」であるが、二番目の傍線では、係争対象の全体が「二箇所のマンス」であったように書かれているが、この二番目の傍線以外のところでは、一番目の傍線のように、「二箇所のマンス」は Taxmedas という地域にのみ関連づけて書かれ、そしてこれに加えて Childriciaecas が別の係争地として書かれている。どう整合性をつけたらいいのかは、今のところ私には不明である。

(9) Nr. 156 [54] (original, 709 Dezember 13, Mamaccas [Montnacq])

要旨： Childibert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において、聖 Denis 聖堂の大市の間、商人たちの「支払う」税金は全て聖 Denis 聖堂に帰属する、と判決されている。

七〇九年十二月二三日 Mamaccas [Montnacq]

試訳

(C, N. T.) xxx フランク人の王 Childibert v. injust. xxx

余や余の偉大な紳士たちが Mamaccas [Montnacq] にある余の宮廷にいる時、余の守護者である聖 Denis の私財で

あり、その偉大な御方聖 *Denis* がそこに遺骸で安らい給う聖堂の大修道院長で高貴な人 *Dalfinus* [「原告」] の代理人たちが来て、尊き人で余の宮宰の *Grimoaldus* [「被告」] を訴えた際、余の祖父の故 *Chlodwig* あるいはそのあと余の父方の伯父の *Chludrich* あるいは余の父で国王の *Theuderic*、*xythyn*、余の兄弟 *Chlothar* は、彼等の国王ウワクンデによって、先の偉大な御方聖 *Denis* の祝祭日に合わせてかの市に来た (*ad illo marcado adventientes*)、サクソン人のあるいはいづれであれ諸族の商人たち全ての〔納める〕どのような関税 (*teleneus*) であれそれを何一つ欠けることなく聖 *Denis* 聖堂に長きに亘り譲渡したのであり、それ故に将来も現在も、市のまさにその時にはいつも、国庫の側によってパリ地域圏 (*pagus*) ないし同パリ市 (*intra pago Parisiaco aut in ipsa civetate*) において見返りのためにいかなる関税も商人たちに対して要求されることも〔商人たちから〕徴集されることもなく、それは偉大な御方 *Denis* の先の聖堂の側に何一つ欠けることなく永遠に譲渡されそして寄進された、〔と、申し立てた〕。そして、*Dalfinus* [「原告」] の代理人たちは、国王たちの先の諸ウワクンデを、読むためにすぐに差し出した。国王のかの諸ウワクンデは読まれ、通読され、そして、関税はそのようにして同国王たちによって先の、神の聖所に何一つ欠けることなく譲渡されたことが確認された。そのあと、*Dalfinus* [「原告」] の代理人たちは、尊き人で余の宮宰の・またさらにパリ地域圏 (*pagus*) の伯 (*comes*) の同 *Grimoaldus* [「被告」] の代理人たちが同関税の半分を自分たちのために要求し・あるいは奪った、と申し立てた。余の宮宰 *Grimoaldus* [「被告」] の代理人たちは、聖 *Denis* の聖堂がそこで〔関税の〕半分を受け取り、かかる伯 (宮宰 *Grimoaldus* = 被告) がその残りの半分を余の国庫の側のために受け取るのが長きに亘り慣習 (*consuetudo*) であった、と反論した。 *Dalfinus* [「原告」] の代理人たちは、同パリ地方 (*locus*) の伯 (*comes*) であつたかの故 *Garinus* は力づくで (*per forciam*) この慣習をそこで強いそして同関税の半分をかつてそこで自分〔故 *Garinus*] たちのために奪い、かくして *Garinus* の代理人たちはそれを再び宮廷に与え、そして〔その一方で〕かの国

王のかの諸ウワクンデについては常に完全にそれらを更新していた、と反駁した。「そこで」再度、多くの人々を協力せせて (per plures per sonas)、『さらにもた先の国王たちがこのことでもそも最初の時とそしてそのあとに完全な状態で与え・そして確認した、国王のかの諸ウワクンデを用いて、調べが行われた (inquisitum est)。その結果、尊き人で余の宮宰の同 Grimoaldus (「被告」とさらに他の多くの余の誠実の士たちが同意をし、尊き人で余の宮宰の同 Grimoaldus (「被告」) の代理人たちはそのことで余の国庫の側を代理して wadium を用いて同関税につき何一つ欠ける) なく聖 Denis の聖堂に戻す義務を負う (revestire debent)』と判決し (decrevisse) あるいは決定した (iudicassi)』とは明らかである。Grimoaldus (「被告」) の代理人たちは、それ故に、そのことを行った。さてかくして、本件訴訟はかように行われあるいは終結させられあるいは調べられあるいは決定されたことは明らかである、と、尊き人である、余の宮中伯 Rigofredus が証言した (testimoniare) (「訴訟の結果を(余に)再現した」) 如く、かの偉大な御方聖 Denis が(その)遺骸で安らい給う、聖 Denis の修道院の側や Dalinus 大修道院長 (「原告」) あるいはその後継者たちは、同聖堂のあち(その)土地 (terra) に関係して・またのちに同じくパリにおける同地所に関係して (de ipsa vice ad Parisius) 調べられた、国王の先の諸ウワクンデが途切れずに (omne tempore) 存在していることが明らかであるが故に、聖 Denis の祝祭日に係る同関税を何一つ欠ける) ことなく、「本判決に基づき」こののちいつまでも所有し (habiat evindegatas)、『その所有権を防御する (habiat eidgatas) 』よう、余は命ずる。すなわち、かつて暴力行為が不意に起き、聖 Denis の同所有地 (vicus) に関係して、市の開催場所 (marcadus) が「悪く」変更され、その市はパリ市で、聖 Martinus 聖堂と聖 Laurentius 聖堂との間で開かれ (ることになつた) た (facio) (「のだが」、また「その一方で」) その時から、聖 Denis 聖堂の側は先の国王たちの諸ウワクンデを受け取っていたのであり、それ故、同所において (in ipso loco) あるいはいずこの地であれ同祝祭日に彼らの市を開きあるいは商売を営むために、先の国王たちの諸ウワクンデ

は存在していたのであるから、先の聖 *Denis* 聖堂の側は同関税につき何一つ欠けることなく受け取るよう、「余は命ずる」。すなわち、不意に生じたあるいは暴力行為あるいは密告のために、そのあと、市の開催場所は別の所に「悪く」変更される、ということが起きている。「のだが」、先の関税は何一つ欠けることなくかの、神の聖所に現在および将来に亘り同聖 *Denis* の灯明として畏敬すべきその聖所のために譲渡され寄進されたままであり続けるよう、「余は命ずる」。そして、余の国庫の側と、同じく聖 *Denis* の代理人たちの間でどのような訴訟、争いも起きることがないよう、「余は命ずる」。

(C., N. T.) *Actulus* が命ぜられて確認した (S. R., N. T.)。

(L. S.) *xylophana*。

余の治世の十六年目、十二月十三日に作成したものが授与された、*Mamaccas* [*Montnacq*] にて、幸あれ。

解説

【形式など】横と縦それぞれ四〇〇／四一〇×七一〇／七三〇mmの羊皮紙に、二〇―二五mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。書き手が、次に試訳する (17) Nr. 157 [55] と同じだとすることが Ottenhal によって主張されている (Kölzer, S. 389)。

市とは、一〇月に開催される聖 *Denis* の大市のことである。

Sigillum (印章) は残っていない。直径三〇mmの円形の押印跡がある。

【人名】本 *Placitum* を確認している *ラフエレンダール* の *Actulus* は、Kölzer 本 *Diplomata* : Nr. 166 (S. 414), Nr. 168 (S. 418) にも登場する。宮中伯 *Rigolfredus*、大修道院長 *Dalfnus* は次の (17) Nr. 157 [55] にも登場する。

【開廷地】 Mamaccas [モンマツク : 地図Ⅱ-20]。パリから北北東へおよそ七四kmの所にある。

【作成地】 Mamaccas [モンマツク : 地図Ⅲ-20]。

【係争対象所在地】 Paris [地図Ⅳ-26]。

(17) Nr. 157 [55] (original, 709 Dezember 14, Mamaccas [Montnacq])

要旨： Childbert III. の Placitum. 仮装裁判。その Placitum におおづ、宮宰 Grimoald シュニム (Grimoald d. J.) が下した判決が確認され、それにたいして Cadolacio [シャアリ] における製粉所が聖 Denis 聖堂に帰属した。

七〇九年十一月一日 Mamaccas [モンマツク]

試訳

(C., N. T.) xxx フランク人の王 Childbert v. Inl(us)t. lxxx

余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その偉大な御方 Denis がそのにご遺骸で安らい給い、高貴な人 Dalfnus 大修道院長〔＝原告〕が管理者として指揮していることが明らかである聖堂の代理人〔＝原告代理人〕たちが来て、Mamaccas [モンマツク] にある余の宮廷じ、Dalfnus 大修道院長〔＝原告〕の前任者たちが同聖堂の Latinaco ヴィラ (villa) におおづ長きに亘りずっと所有してつた、Uerrinis 地域 (terminus) の Cadolacio [シャアリ] と呼ばれている所 (locus) にあるかの製粉所 (farnarius) にいき、余の宮宰 Grimoaldus の代理人〔＝被告〕たちはそれを手放さず (contracicerent)、その製粉所は宮宰 Grimoaldus の Uerno ヴィラの一部である、と主張している、と申し立てた。おうちに、聖 Denis の〔原告の〕同代理人たちは、同製粉所は極めて長い年月の間同聖堂の Latinaco ヴィラに

帰属していたのであり、それとは別に、Uerno ヴイラに帰属するというようなことは決してなかつた、また宮宰 Ebroinus は、然るべき時、同聖堂がいつ同 Latinaco ヴイラを入手したのかを調査することをし、そしてそれは彼等〔＝聖堂の前任者たち〕あるいは聖 Denis の聖所に完璧な適法性をもって当然に帰属させられるべきものである〔とした〕、と申し立てた。かくしてそのあと尊き人で余の宮宰の Grimoaldus は、より注意深く調べるために、本件訴訟が彼〔＝宮宰の Grimoaldus〕の下に来るよう、余の誠実の士たちと共に命じ、そして、そのことはそのように行われた。その結果、Uerno の者六人と Latinaco の者六人とが宮宰 Grimoaldus の礼拝堂で、忘れ難き人である聖 Martinus のマントに向かい良き誠実さをもつて (bone fideus)、同製粉所は長きに亘りずっと聖 Denis の同修道院の Latinaco フロンホーフの一部 (ad ipso Latinaco curte) であった・そしてそれは完璧な適法性をもってそこに当然に帰属させられるべきものである、と声を揃えて宣誓をする (conjurare) よう、尊き人で余の宮宰の Grimoaldus によって判決が下された (iudicare)。かくして、かかる宣誓は行われ、〔そして〕尊き人で陪席判決人 (auditor) の Rigofridus が、それら〔＝二人〕の人々は尊き人で宮宰の Grimoaldus によって判決を下された (iudicare) 通りに宣誓をしたし・全ての事柄において義務を果たしたことは明らかである、と尊き人 Grimoaldus に証言した (testimoniare) 〔＝訴訟の結果を再現した〕如く、〔宮宰 Grimoaldus によつて〕彼らに判決が下された (iudicare)。そして、同聖堂〔＝原告〕の代理人たちは、同製粉所を判決に従い (elidiato urdene) 所有しあるいは支配すべきものとする、という、尊き人 Rigofridus が自らの手で確認し・また余の宮宰 Grimoaldus の印章付き指輪で押印された判決ワフクンデ (iudicium) を受け取つた。そのあと、同じく余の宮中伯である、尊き人 Grimberctus に代わつてそこにいることが明らかである、尊き人で余の宮中伯の Bero が、先の Rigofridus は、本件訴訟は尊き人で余の宮宰の Grimoaldus の面前でかように行われそして判決が下されたことは明らかである、という彼〔＝ Rigofridus〕の証言を公に告げた、と証言した (testimoniare) 〔＝訴訟

訟の結果を〔余に〕再現した〕如く、余は、余の偉大な紳士たちと共に判決する (decrevisse) ハンクを決定した (constetit)、『そして、〕それ故に、先の〔原告〕代理人たちは同 Dalinus 大修道院長 (＝原告) や聖 Denis 修道院の側のために同製粉所を先の〔宮宰〕 Grimoaldus やあるいは彼の代理人たちや相続人たち、後継者たちによる返還請求も無く (absque repetition)、『あるいは何人にてあれ対抗して、尊き人で余の宮宰の Grimoaldus の、調べられたかの判決ウワクンデに基^レキ (inspecto illo iudicio)、『その判決ウワクンデによって想定されている如く、〔本判決に基づき〕こののちいつまでも所有し、その所有権を防御する (habiat heritatum) よう、そして、こののち、本製粉所を原因とする予期せぬ訴訟が両当事者の間で起きぬよう、余は命ずる (iubemus)。

(C, N. T.) Dagobert(us) が Angilbalus の代わりに確認した (S. R., N. T.)。

(L.S.) ズチカクニ。

余の治世の十六年目、十二月十四日に作成したものが授与された、Marnaccas [Montnacq] について、幸あれ。

解説

【形式など】横と縦それぞれ三〇六／三六〇×三九七／四三七mmの羊皮紙に、一三一一五mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Stigillum (印章) は残っていない。直径二五mmの円形の押印跡がある。

試訳中に ad villa....Latinaco (Latinac villa) とどう表現と ad ipso Latinaco curte (Latinaco curtis) とどう表現とを見い出すことができるのび、villa と curtis とは本 Placitum では同義語だ、ということになる。ヴィラについては、拙稿「裁判のかたち」で次のような説明を注記しておいた。「森本芳樹『西欧中世初期農村史の革新―最近のヨーロッパ

パ学界から」木鐸社、二〇〇七年は、ヴィラ (*villa*) とは何かをめぐる最近の議論の動向を伝えている (三一六—三八頁)。ヴィラは荘園でないばかりか領主支配の場をも意味しないという見解も出されているという。ヴィラを荘園と考えることができたとしても、それは限定された事例においてであるという見解、古典型の荘園制ではないが領主支配の場であるという見解、ヴィラは王領のような『大きな単位ばかりでなくより小さくて下位に位置する在地領主たちの支配領域をも指しており、それぞれにおいて修道院以下複数の領主が土地領主制とバン領主制のいずれにも属する多様な権限を行使していることを確認した』見解等々である」(五九頁)。

Niermeyer によれば、*curtis* には *Fronhof einer Domäne* (直領地のフロンホーフ) の意味がある。フロンホーフについては、先の (11) Nr. 141 [38] の解説で「ゲルントヘルシャフト (荘園) の中心地」として理解しておいた。*villa* という用語は先の (6) Nr. 103 [31] の *Pactum* やそのあとの *Placium* にしばしば登場しているが、私はその意味を *curtis* と共に「領主の支配領域」として大雑把に理解しておきた。

【人名】本 *Plactum* を確認しつつある *レフエレンダール* の *Angilbalus* は、次の (18) Nr. 158 [56] にも出てくる。宮中伯で尊なる人 *Grimbercthus* はほかでは出づつなく (Ebling, S. 164.)。

【開廷地】 *Mannaccas* [Montnacq : 地図 II—20]。

【作成地】 *Mannaccas* [Montnacq : 地図 III—20]。

【係争対象所在地】 仮装の係争物の製粉所のある *Cadolacio* [*Chaalis*] 地方は、パリからやや東北東寄り²で四一 km ほどの所の *コミユヌ* (*commune*) *Fontaine-Chaalis* [地図 IV—10] のあたりか、あるいは、パリからほぼ北東へ三九 km ほどの所の *コミユヌ* *Thorigny-sur-Marne* [地図 IV—11] のあたりであると考えられる (Kölzer 本 *Diplomata*, Bd. II, S. 734)。

(9) Nr. 158 [56] (Kopie, 710 Februar 10, Manaccas [Montmacq])

要旨： Childibert III. の Placitum. 仮装裁判。この Placitum において Siclandus とその妻によって売却された Maurcurte [Maurecourt] の財産の帰属を尊き人 Ragnesindus に認めらる。

七一〇年二月一〇日 Manaccas [Montmacq]

試訳

(C.) xxx フランク人の王 Childibert v. inl. xxx 余が神の御名におごつ Manaccas [Montmacq] にある余の宮廷に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理することにより (recta iudicia) [その訴えに] 決定を下すべくいる時、そこに、尊き人 Ragnesindus [「原告」] が来て、 Siclandus [「被告」] とごう名前の者とその妻 Dina [「被告」] を訴えた際、 Pinciancise [Le Pincerais] 地域圏 (pagus) の中の Maurcurte [Maurecourt] と呼ばれてゐる所にある、 Siclandus の妻 Dina [「被告」] の父親の側から適法に彼等 [「被告たち」] の所有に帰した彼等 [「被告たち」] の地所 (portio) を、すなわちあちちの土地 (terris) 、あちちの屋敷地 (mansis) 、あちちのブドウ畑 (vitis) 、あちちの森 (silvis) 、あちちの未耕作地 (campis) 、あちちの牧草地 (pratis) 、あちちの牧場 (pascuis) 、あちちの水源 (aquis) 、[河川湖沼等] 水のあるあちちの所 (aquarumve) 、あちちの川 (decursibus) 、あれこれの動産や不動産 (movilebus et immovilebus) 、飼育番たち付の [家畜の] 群れ (greges cum pastorebus) 、そして、彼等 [「被告たち」] が何れも所有しあるいは支配していた物の全てを、自分 [「原告」] のお金を渡し (data sua pecunia) 、売却ウワクンデ (vinditio) によって自分 [「原告」] たちのために買い入れた、と申し立て、そして、売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。同売却ウワクンデは読まれた。然して、同 Siclandus [「被告」] が何れに直ぐに来るや否や (dum) 、Siclandus [「

被告」は、先の Pinciancise [Le Pincerats] 地域の中のかの Maureurte [Maurecourt] と呼ばれている所にある、Siclandus [「被告」] とその妻 Dina [「被告」] のかの地所を同 Ragnesindus [「原告」] に売却したか・あるいはこのとごお金 (precium) を受け取ったか・あるいは同売却ウフクンデ (vinditio) につきそれを自ら作成し、宣誓して保証する (firmare) ことを願ひ・あるいは Siclandus [「被告」] 自身は自らとその妻の Dina [「被告」] に関係して Ragnesindus [「原告」] の保証人であることを欲したか、と質問された。かくして、同 Siclandus [「被告」] は、先の Pinciancise [Le Pincerats] 地域の中のかの Maureurte [Maurecourt] と呼ばれている所にある、Siclandus [「被告」] とその妻 Dina [「被告」] のかの地所を先の Ragnesindus [「原告」] に売却した・そしてこのとごお金 (pretium) を受け取った・また同売却ウフクンデを Ragnesindus [「原告」] のために作成することおよび宣誓して保証することを願ったし、Siclandus [「被告」] 自身とその妻の Dina [「被告」] に関係して Ragnesindus [「原告」] の保証人であることを願った、と直ぐに自白した。そして、そののち、何人に対しても保証人であることをためらうことはなかった、「と直ぐに自白した」。そのあと、余は、余の偉大な紳士たち (proceribus) と共に、余の宮中伯で同じく尊き人の Ratbertus に代わって居ることが明らかである尊き人 Ingobertus が、本件訴訟はかように行われそして規則に従いこのように宣言された (quod ac causa taliteris acta vel indecata fuisse per ordinem) と証言した (testimoniare) [「訴訟の結果を」余に「再現した」] く如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constitit)、それ故に、先の Ragnesindus [「原告」] は先の Pinciancise [Le Pincerats] 地域の中のかの Maureurte [Maurecourt] におごび、[「漠然としていて」] 特定できないいあれこれの物 (inexquisitus) 全てと共にかの如く何一つ欠けることなく (ad integrum) 調べられた (inspecta) 売却ウフクンデに基づき、先の Siclandus [「被告」] やその妻の Dina [「被告」] あるいは彼等の相続人たちに対抗して、[「本判決に基づき」] こののちつしまでも所有 (habiat evindicatum) するよび、

余は命ずる (iubemus)。そして、また、このあと、同 Ragnesindus (「原告」) やその相続人たちに必要が生じた場合には、先の Sielandus (「被告」) やその妻の Dina (「被告」) あるいは彼等の相続人たちは、その売却ウワクンデによって示されている如く、保証人として (in autoricio) 何人に対しても Ragnesindus (「原告」) を防衛することに努めるよう、「余は命ずる」。(L.S.) をよみかた。

(C.) Chadomnis が Angylbadus に代わって確認した (S. R., N. T.) 余の治世十四年目、二月十日に作成したものが授与された Marnaccas (Montnacq) について、幸あれ。

解説

【形式など】オリジナルは一七世紀初頭まで存在していたが、そのあとのゆくえは分からない。Sigillum (印章) については写しのため不明。

【人名】訴訟当事者は本 Placitum 以外では確認されていない。

【開廷地】Marnaccas (Montnacq) : 地図 II - 20。

【作成地】Marnaccas (Montnacq) : 地図 III - 20。

【係争物所在地】Maurcurie (Maurcourt) : 地図 IV - 22。パリの中心部から北西へおよそ二四 km の所にある。

(9) Nr. 167 [57] (Original, 716 März 7, Compendio [Compiègne])

要旨 : Chilperich II の Placitum, 1) の Placitum における Chilperich II は, Bacio superiore (上の Bacio = Bezula-Forêt) における係争地の半分を聖 Denis 聖堂に渡すこと、Fritulfus に命じている。

七一六年三月七日 *Compendium [Compiègne]*

試訳

(C, N. T.) xxx フランク人の王 Chilperich v. iul (us) t. xxx
 余と余の偉大な紳士 (procerum) たちが *Compendium [Compiègne]* における余の宮廷に在る時、Fruiflus (「原告」) という名前のある者が、余の守護者である聖 Denis の私財である聖堂の高貴な人 Martinus 大修道院長 (「被告」) を訴えた際、Fruiflus (「原告」) は、Superiore Bacino [Bezu-la-Foret] と呼ばれる所で Fruiflus (「原告」) の義父の故 Edro から Fruiflus (「原告」) の取り分 (portio) として Fruiflus (「原告」) に適法に帰属すべきであったものを、Martinus 大修道院長 (「被告」) は不法に (malo ordine) 自分の下に留め置くことをし (contradicerit) 略奪した (post se referit) と申し立てた。その点について、Martinus 大修道院長 (「被告」) は、Edo と言う名前の、先の故 Edro の (「実の」) 息子が聖 Denis の修道士の高貴な人 Chrodeharius に売却したのだと答えた (dedit in responsis)。そして、その売却ウワクンデを直ぐに読むために差し出した。同売却ウワクンデは読まれたが、しかし、Fruiflus (「原告」) と Martinus 大修道院長 (「被告」) とはお互いに反駁し合ったので、余の偉大な紳士たちによって、Fruiflus (「原告」) は Superiore Bacino [Bezu-la-Foret] と呼ばれる先の所のかの (係争) 地の何等か半分を聖 Denis の側で所有するようになすべき義務を負う、と判決された。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯で尊き人の Uarno が、本件訴訟はかように行われそして調べられたことは明らかである (quod ac causa sic acta vel inquestia fuisset denuscur) と証言し (testimoniare) (「訴訟の結果を」余に) 再現し、言明した (fuit indecatur) 如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constitit) され故に、Superiore Bacino [Bezu-la-Foret] と呼ばれる先の所のかの (係

争「地の半分につき、その半分〔の地〕にある物は何であれ、あちのちの土地 (terris)、『あちのちの住居 (domus)、『(その他の)あちのちの建物 (aedificium)、『小作人 (accola)たち、マンキピム (mancium)たち、あちのちの未耕作地 (campis)、『あちのちの森 (silvis)、『あちのちの牧草地 (pratis)、『あちのちの牧場 (pascuis)、『あちのちの水源 (aqua)、『河川湖沼等水のあるあちのちの所 (aquarumve)、『あちのちの川 (decursibus)、『同地に属する付属物、帰属物 (adiecencis, apendicis ad se pertinentis)、『家畜^{ペニ} (pecuniis)、『生計維持や安全確保の〕助けとなる物全つ (praesidium)、『あちのちの製粉所 (farinaria)、『飼育番たち付の〔家畜の〕群れ (greges cum pastorebus)、『何であれ確認せざる物全つ (omnia et ex omnibus rem exquseta) と共に、『その半分〔の地〕の物の何一つ欠けることなく、同 Martinus 〔＝被告〕は、調べられた (inspecta)、『残存している彼〔＝被告〕の諸ウラクンデに基づき (vel estante eorum astrumenta)、『先の Fritulus 〔＝原告〕やその相続人たちによつて返還請求されること無く (absque repetitione)、『〔本判決に基づき〕このうちいづれも所有 (habiant evindicata) し、『その所有権を防御 (eldiata) することとして先の Fritulus 〔＝原告〕、その相続人たちと偉大な御方 Denis の代理人たちとの間でこのうちいづれでも予期せぬ訴訟が起きぬよう (sit inter … subita causacio)、『余は命ずる (iobimms)』。そして、『同 Martinus 〔＝被告〕は、『同 Fritulus 〔＝原告〕に對抗して、『偉大な御方 Denis のかの聖堂の代表者として、『別の何等か半分〔の地〕の何等かの收穫や同じくその何等か半分〔の地〕を wadium を用いて為された同 Fritulus 〔＝原告〕の誓約に基づき直ぐに譲渡された (fuit transsolissae) が故に、『同 Martinus 〔＝被告〕と同じく偉大な御方 Denis の側は、『このうちいづれでも、『同 Fritulus 〔＝原告〕やその相続人たちにより返還請求されること無く (absque repetitione)、『同 Fritulus 〔＝原告〕の誓約に基づき同收穫につきいかなる義務も負わずまたいかなる要求も免れ続けることとがべきは (duci et secure valiant resedire)』と、『余は命ずる (iobimms)』。

(C., N. F.) Ernedramnus が確認した (S. R., N. F.)。

(L. S.) ちょうなち。

余の治世の一年目、三月七日に作成したものが授与された、Compendium [コンピエニエ] について、神の御名において、幸あれ。

解説

【形式など】横と縦それぞれ三〇〇／三〇八×三六八／三七〇mmの羊皮紙に、一四―一七mmの字間で、署名を除き、一人の人物によって書かれている。

Signum (印章) は一七二年にはまだそのままであったが、そのあといずれかの時点で失われ、残っているのは直径二五mmの円形の押印跡である。

本Plactumの書き手は、共に七一六年に作成された、Kolzer本Diplomata中のNr. 166, 168, 170の書き手と同一ではないかという主張がある。

【国王】Chilperich II. はDanielという名前で聖職者になっていたが、七一六年、四〇歳代前半(四一歳〜四五歳くらい)の時)にメロヴィング王国の国王になっている。七一七年に対立国王Chlothar IV. を立てられるが、七一九年にその対立国王が死去することにより再び単独のメロヴィング王国国王になっている。

【人名】宮中伯Uarno (= Warno) は、先の(10) 137 [36] に登場している。本Plactumを確認しているレフエレンダールのErnedramnusは、先の(13) 149 [40] にセネシャルとして登場している。

聖Denisドミニの修道士の高貴な人Chrodchariusは、先の(8) 135 [35] で、原告として登場している。

【開廷地】 Compendium [Complégne : 地図Ⅱ-15]。
【作成地】 Compendium [Complégne : 地図Ⅲ-15]。
【係争対象所在地】 Superiore Bacio [Bezou-la-Forêt : 地図Ⅳ-1]。

(2) Nr. 187 [60] (Kopie, 726 März 3, Pontegune [Ponthion])

要旨： Theoderich IV. の Placitum. 仮装裁判。その Placitum において、聖 Denis 聖堂は、尊き人 Ermenteus から買
い入れた Camelachsis [Le Chamblouis] 地域圏にある Baudrino [Boran-sur-Oise] ヴィラの帰属が認められてゐる。
七二六年三月三日 Pontegune [Ponthion]

試訳

フランク人の王 Theoderich v. inl. 余が神の御名におごつて Pontegune [Ponthion] にある余の宮廷に余の誠実の士
(fidelis) たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に審理するににより (tricta iudicia) [その訴えに] 決定を下すべ
くいる時、余の守護者である偉大な御方で殉教者の Denis の私財であり、その偉大な御方 Denis がそこに遺骸で安
らい給ひ、高貴な人 Godobaldus 大修道院長 [原告] が管理者として指揮していることが明らかである聖堂の代理人
たちが来て尊き人 Ermenteus [被告] を訴えた際、Camelachise [Le Chamblouis] 地域圏 (pagus) にある
Hyssera 川の向う側にある (super fluvium Hyssera) Baudrino [Boran-sur-Oise] オワース川の向う側にあるボラン
と呼ばれてゐるヴィラ (villa) で、共に故人である Ermenteus [被告] の父親 Nordebertus と兄弟 Gunthecharius
から Ermenteus [被告] が適法に与えられたヴィラを Ermenteus [被告] は偉大な御方 Denis の聖堂の側のため

に高貴な人 Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕に売却ウワクンデによって譲渡したし・あるいは〔かの売却ウワクンデにつき〕宣誓して保証した、と申し立て、そこで、かの売却ウワクンデを読むために直ぐに差し出した。かの売却ウワクンデは読まれた、そして同 Ermenteus〔＝被告〕が直ぐに来るや否や、余の偉大な紳士 (proceres) たちによって、Ermenteus〔＝被告〕に対して、Ermenteus〔＝被告〕はかの Baudrino〔ボラン・シユルオアーズ Boran-sur-Oise〕ヴィイラを偉大な御方 Denis〔ドゥーニ Denis〕の聖堂の側のために同 Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕に売却したか・あるいは〔このことでお金 (precium) を受け取ったか・あるいは Ermenteus〔＝被告〕は〔このこと〕で Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕の保証人であったか、と質問をされた。かくして、同 Ermenteus〔＝被告〕は、先に名前の出た Carneliacine〔ル シャンブリアウフ Le Chamblois〕地域圏の中のか Baudrino〔ボラン・シユルオアーズ Boran-sur-Oise〕という所のかのヴィイラ villa を偉大な御方 Denis〔ドゥーニ Denis〕の聖堂の側のために同 Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕に売却し、そして Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕が満足した (juxta sui aptificatio) その直ぐあとにそのことでお金を受け取った、そしてかの売却ウワクンデにつきそれを自ら作成することおよび宣誓して保証する (firmare) ことを願ったし・また〔このこと〕で〔この〕のち保証人であることを欲した、と直ぐに自白した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯で尊き人 Cunrodobaldus が、本件訴訟はかように行われそして調べられたことは明らかであると証言した (testimoniare)〔＝訴訟の結果を〔余に〕再現した〕如く判決する (decrevisse) ことを決定した (constetit)、それ故に、先の〔原告〕代理人たちは、かの高貴な人 Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕と偉大な御方 Denis〔ドゥーニ Denis〕の聖堂のために Carneliacine〔ル シャンブリアウフ Le Chamblois〕地域圏にある先に名の挙げられた Baudrino〔ボラン・シユルオアーズ Boran-sur-Oise〕ヴィイラを、あぢぢぢの土地 (terris)、『あぢぢぢの住居 (domus)』、『あぢぢぢの建造物 (superpositum)』、『あぢぢぢのその他の建物 (edificiis)』、『小作人 (accolla) たち』、『モンキピアたち』、『あぢぢぢのブドウ畑 (vinea)』、『あぢぢぢの森 (silva)』、『利用可能な』、『あぢぢぢの未耕作地 (campus)』、『あぢぢぢの牧草地 (pratius)』、『あぢぢぢの牧場 (pascuum)』、『

あちこちの水源 (aqua)、「[河川湖沼等] 水のあるあちこちの所 (aquarius)」、あちこちの川 (decursio)、「あれこれの動産や不動産 (mobilis et immobilis)」、家畜ども (peculias)、「[生計維持や安全確保の] 助けとなる物全部 (praesidium)」、あちこちの製粉所 (farinaria)、「飼育番たち付の雌雄の」家畜の「群れ (gregis cum pastorius utriusque generis sexus)」、そのヴィラの物である・あるいはそのつながらる (ad se pertinens vel aspicientis) 全ての付属物あるいは帰属物と共に (cum omne adieciencias vel adpendiis) 何一つ欠けなく (ad integrum) すべて (omnia et ex omnebus)、「調べられた (inspecta) かの売却ウワクンデ (strumenta) に基づく」ものごとくすべても所有 (habent evindegata)、「その所有権を防御する (habiat electata) すべて、余は命ずる (iobimnus)」。そして、また、このあと、同 Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕や偉大な御方 Denis ^{ドゥニ}の聖堂に、あるいは Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕の後継者たちに必要が生じた場合には、かの Ermenteus〔＝被告〕やその相続人たちは、かの売却ウワクンデによって示されていく如く、保証人として (in autoricio) 何人に対しても Godobaldus 大修道院長〔＝原告〕等を防御する (desinsare) ことに努めるよう、「余は命ずる (iobimnus)」。

Gaotrebaldus が Eonardus に代わって確認した。

余の治世六年目、三月三日に作成したものが授与された、Pontegune ^{ポンシオン} [Pontion] にある余の宮廷にて、幸あれ。

解説

【形式など】本 Placitum の最後で被告 Ementeus に課せられている義務の記載形式は義務の中身を含め、先の (9)、(12)、(15) と同じである。

Sigillum (印章) については写しのため不明。

【国王】 *Theuderich IV* は七一一年を過ぎたいずれかの年に生まれ、七三七年に他界している。一〇歳にも満たない年齢であった七二一年にメロヴィング王国国王になっている。

【人名】 被告 *Ermentheus* の父親 *Nordebertus* は、メロヴィング王国国王 *Theuderich III* (在位六七五年—六九一年) によって全王国の宮宰に任命された *Pippin* と昵懇の間柄の人物である。先の (9) (11) では、*Nordebertus* は第一ランクの司教に次ぐ第二ランクにその位置を占めている。 *Kölzer* 本 *Diplomata* の Nr. 147 (698, April 8) では、*Childebert III* のレフェレンダールとして登場している (Ebling, S. 196)。

被告 *Ermentheus* は、先の (11) (13) でも出会うのであるが、(11) には *Nordebertus* も出づくるので、寧ろでは、親子が名前を連ねていることになる。 *Kölzer* によれば、被告 *Ermentheus* の兄弟 *Gunthecharius* は *Chilperich II* 治世下の *Comes* (comes) であった (S. 466)。

宮中伯 *Gumrodobaldus* はほかでは出てこない。

【開廷地】 *Pontegune* [Pontion : 地図 II—27]。パリから東へ一五八 km ほどの所にある。

【作成地】 *Pontegune* [Pontion : 地図 III—27]。

【係争対象所在地】 *Baudrino* [Boran-sur-Oise : 地図 IV—5]。パリから北へ五二 km ほどの所にある。

三 裁判のかたち

(一) 二者択一判決の位置づけ

(1) 二者択一判決は中間判決

私は、前稿「裁判のかたち」で、Dieter Werkmüller に従い、裁判のかたちを、特徴的なかたちと一般的なかたちにまず分け、特徴的なかたちの例として、出廷するとの約束を違えた者に係る不出廷裁判 (Versäumnisverfahren)、召喚に一切応じない者に係る召喚不服従裁判 (Ungehorsamsverfahren)、裁判に名を借りた権利確認行為である仮装裁判 (Scheinprozess) をあげた。⁽¹⁸⁾ 一般的なかたちの例の一つは弁論を経て明確な判決 (eindeutiges Urteil) が下されるかたち⁽¹⁹⁾、もう一つは以下で問題にする二者択一判決 (zweizüliges Urteil) が下されるかたちである。

本稿で取り上げている二〇通の Placita をこれらの分類に従い区分しようとする時、一番の難点になるのが、二者択一判決に係る裁判のかたちである。何が難点かと言うと、関係する五通の Placita (Nr. 79, 126, 135, 137, 141) によれば、二者択一判決はそれに続く開廷日に下される判決を前提にした先行判決でしかなく、したがって、二者択一判決に係る裁判は、言うならば、それに続く次の裁判を第二開廷日とする第一開廷日にあたるもので、それ自体で自己完結する裁判ではないからである。⁽¹⁹⁾

なぜ、このようなことにこだわるのか。それは、ミッタイスの次の見解の特に傍線部分が私の記憶にあることによる。⁽²⁰⁾ 引用では「二枚舌」判決という用語が使用されているが、私はこの用語法を避けて「二者択一」判決という用語を用いている。⁽²¹⁾

3 判決は被告の態度いかんによって異なった内容を持つ。「略」。(b) 被告が無責任を主張したときは、判決は証明について決定するとともに、証明が成功しなかった場合には被告が「原告に」給付すべきものについても、決定をくださなくてはならなかった。だから判決は必然的に証拠判決であると同時に終局判決であり、「二枚舌の」

判決となる (*“iuret aut compnat”* [「宣誓するか贖罪するかせよ」])。いずれにせよ、裁判所の活動はこの判決の宣告によって終了し、証明そのものは裁判外で一時的としては証人の面前において一相手方に対しておこなわれる。〔傍線は岩野による〕。

ミッタイスは二枚舌 (「二者択一」) 判決は終局判決であり、二枚舌 (「二者択一」) 判決によって命じられた義務を訴訟当事者が履行する場合は「裁判外」、つまり法廷外であると述べている。しかし、関係する *Placita* を見る限り、二枚舌 (「二者択一」) 判決は終局判決に係る次回の法廷の開廷を当然のごとく予定して出されている。以下は、この点の説明である。

先の四通の *Placita* (Nr. 79, 126, 137, 141) では、それぞれのウワクンデの前半に、先行して出された二者択一判決を挿入している。Nr. 79のそれは、被告に対して、被告が所持していると主張する売却ウワクンデを十四夜ののち法廷に持参し提出せよ、と命じている。Nr. 126のそれは、被告に対して、係争地を三十年とさらに一年の間途切れることなく所持していた、という主張に間違いがないことを、六人の宣誓補助者と一緒に国王の礼拝堂で宣誓せよ、と命じている。Nr. 137のそれは、被告に対して、問題となっている保証を引き受けていない、という主張に間違いがないことを、三人の宣誓補助者と一緒にある司教の面前で宣誓せよ、司教の面前でのその宣誓が実現しなかった場合には国王の法廷で宣誓せよ、と被告に対して命じている。Nr. 141のそれは、被告に対して証言を命じている。

この四通のうち Nr. 79, 137, 141は不出廷裁判に係る *Placita* で、その後半には、前記の先行判決にもかかわらず、被告は出廷しなかったこと、そして被告の不出廷が法廷において公に確認されたことが書き記され、その上で、Nr. 79では係争地の返還に加え賠償金の支払いを、Nr. 137では賠償金の支払いを、Nr. 141では係争地の返還に加え賠償金の支

払いを被告に命じる判決が書かれている。Nr. 126の *Placitum* には、被告は出廷し、先行判決で命じられた通りの宣誓を行うことができたので係争地の所有を被告に認める、という判決が後半に書かれている。

二者択一判決に係る *Placitum* で残る一通の Nr. 128 は、二者択一判決が出されたあとそれを書き記した、純粹の二者択一判決書である点でこれまで検討した四通とは違っている。しかし、この判決書は次の開廷日を明記し、被告に対して、四十夜後で、直近の九月二十日に開廷される法廷に、被告が所持しているという被告の権利を証明する売却ウワクンデを持参し提出せよ、と明文を以て命じている。

史料類型は異なるが、私はかつて拙稿「裁判のかたち」で、二者択一判決書に係る法律文例を二点紹介した際、それらの二者択一判決を先行判決とする判決の法律文例も示しておいた。⁽²²⁾

このように、検討の限りでは、二者択一判決はそれに続く開廷日に下される判決を前提にした先行判決、すなわち中間判決ではない。そして、その先行判決を前提にして別の開廷日に下される判決が終局判決だ、ということになる。

(2) *notitia particola*

二者択一判決が中間判決であることを示す用語が、先の五通の *Placita* の中の Nr. 137 に出づる。 *notitia particola* が、それである。 *notitia particola* は、 *charta particula*, *carta particola*, *carta partita*, *carta paritica*, *carta paritica* と重なる用語である。 *Niermeyer* は、 Nr. 137 の *notitia particola* などを例示して、「紛争の両当事者に交付される、[同一内容の・もしくは正副の]二通の、成文の中間判決文書」に特に関係して *particulus* が使われている用例について説明をしている。⁽²³⁾

Hilfswörterbuch I は、 *carta particola* (→ *Chirographum*)、 *carta partita* (→ *Chirographum*) の見出し語で次のような趣旨の説明をしている。一枚の羊皮紙の上に同じ文章を二度(またはそれ以上)繰り返して書き、そして、同一文章

と同一文章との間に何か一つの単語（例えば *Chirographum*）を縦長の字体で書き入れ、そのあと、その単語を割るかたちで羊皮紙を切断して作成したウワクンデが *carta paricola*、*carta partita* である」と。この説明に従えば、*carta partita* の訳語には、割符ウワクンデあるいは符節ウワクンデがふさわしいかと思うが、しかし、Nr. 137, 141 の *Placita* がこのようにして作成されたウワクンデかどうかは分からない。そこで、試訳では、文章が符合している、という点の推定だけに止めて符合ウワクンデという訳語をあてている。

宮松浩憲の労作は⁽²⁴⁾ *paricula* に「双葉文書」という訳語を与えているが、「双」は「二」という数字と結びついているので、*charta paricula* が三箇所ないしそれ以上切断される場合があるのであれば、「双葉」という訳語は誤解を与える可能性がある。宮松は、「双葉文書」について、人々は、文書が「簡単に偽造されることに気付き、また公正な写しを持参しても、その写しが公的文書庫に保管されていない小さな係争に関しては容易に判断を下すことが出来ないことから」、一枚の羊皮紙に同じ文章を繰り返し書いて、それら文章の間にいくつかの大文字を書き、その大文字を割るかたちで羊皮紙を切断し、*paricula* を作成するようになったのだ、と説明している。

念のために、*notitia paricola* は中間判決書のためだけの用語ではなくて、中間判決書を意味する用語として使用されている事例もある、ということでもしかないことを断っておきたい。

(3) 二者択一判決の表現スタイルについて

ミッタイスは、二者択一判決の表現スタイルを、「宣誓するか贖罪するかせよ」という言い方に象徴させている。要するに、「斯く斯くの証明をするかあるいはそれができないのであれば相手方当事者に対して斯く斯くの責めを果たせ」という「あれかこれか」の表現形式に、「二枚舌」あるいは「二者択一」と言われる所以がある。拙稿「裁判のかたち」

で紹介した法律文例はこの表現形式に重なっている。

しかし、先の五通の *Placita* について言えば、この表現形式に重なるのは Nr. 135 だけである。ほかの四通の *Placita* には、斯く斯くの証明をせよ、という部分の記述しか認めることができない。すなわち「あれかこれか」のうちの「あれか」の部分についての記述しかない。

その理由は、おそらくこの四通の *Placita* が、Nr. 135 や言及した法律文例とは違って二者択一判決そのものを書き記すことを目的にしたウワクンデではなく、終局判決を書き記すことを目的にしたウワクンデだ、ということにあると考えられる。終局判決の判決書に必要なのは中間判決の全文ではなく、斯く斯くの証明をせよ、という「あれか」の部分であり、その「あれか」が中間判決の命じた通りに実行されたか否かを書き記すのが終局判決だからである。

(二) 裁判のかたち

(1) 分類

以上のことから、二者択一判決に係る裁判をそれぞれ独立させて分類することには無理がある。この点を前提にして、二〇通の *Placita* における裁判のかたちを分類する作業に戻ると、不出廷裁判の事例が三件 (Nr. 79, 137, 141)、そもそも召喚に応じない召喚不服従裁判の事例はゼロ件、仮装裁判の事例は八件 (Nr. 136, 143, 153, 155, 156, 157, 158, 187)、明確な判決が下されている裁判の事例は八件 (Nr. 88, 93, 94, 95, 103, 126, 149, 167。ただし Nr. 103 は偽文書、Nr. 126 は中間判決を経た上で明確な判決が下されている事例) である。ほか Nr. 135 はすでに述べたように二者択一判決にのみ係るウワクンデである。

(2) 不出廷裁判

Nr. 79の係争対象はブドウ畑、Nr. 141のそれは小フロンホーフで共に不動産である。Nr. 137のそれは保証で、Ansebercthusなる者が油千五百リブラ、良質のブドウ酒百モディウスを原告に納める件の保証人になることを、被告は引き受けたのか否かが争点で、保証の中身は、Ansebercthusなる者が履行を怠った場合の、被告からの原告への銀十リブラの支払いである。

Nr. 137のこの事例が興味深いのは、中間判決が出された場所、したがって裁判が始まったのが司教 Sygofridus の下の法廷で、終局判決が出されたのは国王の法廷だ、という点である。ほかの全ての事例は国王の法廷で裁判が始まり、そして終わっている。

Nr. 137には、もう一つ興味深い点がある。それは、司教 Sygofridus の下の法廷での中間判決の中で、終局判決に係る証明を行う機会が時間差を設けて二つ用意されていることである。一つ目の機会は、法廷は引き続き司教 Sygofridus の法廷、そこで、被告が三人の宣誓補助者と共に宣誓をする、というもの。そして、二つ目の機会は、一つ目の機会が利用されなかった場合のもので、法廷は国王の法廷、そこで、訴訟当事者は保証に関する「彼等の「契約」文書を双方で調べ、そして契約の件について釈明する」というもの。時間的に先に設定されている、司教 Sygofridus の下での被告による証明行為それ自体がそもそも実行されない原因として何が想定されているのかは分からない。

Nr. 141も興味深い事例である。この事例は、高貴な人で助祭の Chrotcharius〔原告代理人〕が故 Chaldedranus の息子 Ingranmus〔原告〕を代理して Anabercthus〔被告〕を訴えた事件で、Chaldedranus の死後息子 Ingranmus〔原告〕に帰属した小フロンホーフを、被告が息子 Ingranmus〔原告〕から不法に略奪したので返還せよ、というのが訴えの内容である。原告、被告の双方は他日、すなわち二月二四日の開廷日に改めて出廷することで合

意をし、その合意などを記載した中間判決書が双方に交付されている。

被告 Anulberchus は合意された二月二四日に出廷しなかった。そこで、法廷は被告の不出廷と原告側の出廷とを確認している。そのあと被告の息子 Anulricus が来て、父親である被告の不出廷が確認されたことについて異議を申し立てた。法廷は、この息子に対して質問をし、彼には出廷できる資格や出廷すべき特段の理由のないことを確認する。

これらの確認をした上で終局判決が下され、被告本人に対しては係争地の返還に加え十ソリドゥスの賠償金の支払いが命じられ、被告の息子に対してはフェーデ権放棄補償金と賠償金を合わせて十五ソリドゥスの支払いが命じられている。

この Nr. 141 が興味深いのは、被告とは別の人間——この事例では被告の息子が出廷していることに加えて、今で言えば法廷侮辱に相当するような行為と判断されることであろうが、その責めを負わされているからである。もう一つ興味深いのは、フェーデ権放棄補償金 (exfandus) という用語に出会うのは Kolzer 本 *Diplomata* の全文書中でただ一通すなわちこの Nr. 141 だけだ、という点である。

J. F. Niermeyer は、exfandus に Abstandzahlung, um eine Fede zu beenden や Fehdegel, fine to cease a feud の訳語を与えている。本稿では、フェーデを終わりにする・つまりフェーデの権利を放棄する代償金〔補償金〕の意味で「フェーデ権放棄補償金」と訳した。

フェーデとは、権利として認められているもので、「個人の法益 (Rechtgüter) ——彼の生命、彼の財産、彼の名誉」(ミッターイス五五頁) 等に向けられた・あるいは加えられた重大な攻撃に対する、その個人や一族 (「ジッペ」) による反撃や報復のことである。「法益」とは「法によって保護される社会生活上の利益」(『法律学小辞典 第三版』有斐閣、一九九九年) のことであるが、この用語を使用することの是非については判断を留保しておく。

被告の息子 Amalricus は、原告側が Amalricus に対して行使できるフェーデの権利を原告側に放棄してもらうために、法廷が命じたフェーデ権放棄補償金の支払いを受け入れている。Claude, *Zu Fragen der merowingischen Geldgeschichte*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 48, 1961, S.236-250 (以下、平和金とフェーデ権放棄補償金は並みの馬三頭ぐらいに相当するものだという (Kölzer, S. 355))。

不出廷ということについては、正当な理由があれば、出廷義務違反にはならなかったようである。本 Nr. 141 を例にとれば、出廷できない「止むを得ざる事情」の届け出がなかった、と書かれているからである。Nr. 79 も同様である。したがって、出廷義務違反とされる不出廷とは無断欠席だ、ということになる。Nr. 137 には、不出廷に関係して「使者を送ることも、止むを得ざる事情を届け出ることもしなかった」という記述がある。

出廷義務違反になるのは、出廷すべき日を入れてまる三日が終了した時点からである。

(3) 仮装裁判

仮装裁判とは、訴訟当事者間に実際には紛争がないのに、恰もそれがあるかの如く装い行われる裁判のことである。裁判の目的は、原告の主張を全面的に認める判決を出して、その判決を文書にし、その判決書を原告に入手させることである。²⁵⁾

仮装裁判の特徴は、被告が原告の訴えを直ちに認諾(「自白」)している場合が多いことである。事例八件(Nr. 136, 143, 153, 155, 156, 157, 158, 187)のうち、被告が反論をしたのち原告の訴えを認めているのは一例(Nr. 156)。一二名の地域住民が宣誓の形式で証言をしたあとに判決が下されているのが Nr. 157 である。

原告が判決書の中で確認させようとしている権利の多くは動産や不動産に対する所有権で、八件の事例中七件がこの

ケースである。残りの一件は関税徴収権 (Nr. 156) である。

仮装裁判であるので、裁判で主張されている、紛争に係る事実関係がどこまでが真実でどこまでが作り話であるのか、被告は係争対象に実際に関係する人間であるのか否かなど慎重な検討を必要とするのであるが、しかし、述べられている事実関係が仮に全くの絵空事であったとしても、そこから時代の在り様を知る情報を得ることができる。

例えば Nr. 156 では、関税徴収権をめぐる聖 Denis 修道院と国庫 (= パリの伯) との争いや、パリにおける国際的な商取引の一端を垣間見ることができて興味深い。Nr. 143 では、Ibbo なる人物が国王から求められた、Austrasia への外征という軍事勤務を何らかの理由で怠ったためであろうか六百ソリドゥスの賠償を負担することになったが、お金がないため、聖 Denis に所有地をそこに建立されている教会などと共に譲渡し、支払いを肩代わりしてもらった経緯が記述されていて興味深い。

なお、¹⁾ 交告高史 (東京大学・行政法) は拙稿「国王 Plectia」を読んで下さり、仮装裁判について次の感想を寄せられた。「現代風には言えは、将来の紛争の予防のためにウワクンデを得ておくことには『確認の利益』があるということになるのでしょうか」。的確な指摘である、と私は思う。また、丹下 栄の労作『中世初期の所領経済と市場』創文社、二〇〇二年の第四章は「サン・ドニ修道院の所領と市場」を扱っていて、教えられることが多い。

(4) 明確な判決が下されている裁判

明確な判決が下されている裁判の事例は八件 (Nr. 88, 93, 94, 95, 103, 126, 149, 167) であるが、係争対象は全てヴィラなど不動産である。この中の一例 (Nr. 126) は「前述のように「八二頁」、中間判決を経て終局判決が出た事例である。この分類をほかのそれと比べた場合の特徴は、三件 (Nr. 88, 93, 167) の事例で、係争対象の不動産を分割し、原告、

被告双方に一定部分の所有を認める判決が出されていることである。Nr. 88, 167では折半、Nr. 93では原告が三分の二、被告が三分の一である。偽文書だと考えられている Nr. 103を除くと七件中の三件で、四〇パーセント強の比率になる。明確な判決が下されている、という点で言えば、仮装裁判もここでの分類に加えることも不可能ではない。しかし、仮装裁判は、紛争解決を目的にしたほかの裁判のかたちとは性格を異する独特のものであるので、独立させて分類するのが自然であろう。

四 裁判の流れ

(一) 裁判の開始

(1) 訴え

裁判長である国王と陪席判決人である偉大な紳士たちが訴えを聴き、審理し、判決を下す態勢を整えているところへ原告が来て被告を訴える。

Placita で裁判の開廷地が明記されているのは、Nr. 103, 126, 136, 143, 149, 153, 155, 156, 157, 158, 167, 187 による。重複を考慮せずに順番に地名を並べると Masolago [Malay-le-Petit?], Compendio [Compiègne], Lusarca [Luzarches], Compendio [Compiègne], Compendio [Compiègne], Carraciao [Querzy], Crisciaco [Crécy-en-Ponthieu], Mamaccas [Montmacq], Mamaccas [Montmacq], Compendio [Compiègne], Compendio [Compiègne], Pontgune [Ponthion]。

これら開廷地での開催場所は、Carraciao [Querzy] を除いて全て国王の宮廷である。その Carraciao [Querzy] だけ

の開催場所は宮宰のヴィラである。

欠落が多い Nr. 88, 93, 94, 95 の開廷地は不明である。Nr. 79, 135, 137, 141 には開廷地が記載されていない。

係争対象が存在している地域を、推定のものも含め順番に並べたのが以下である。Nr. 79 の地域は今のドインに、ほかは全て今のフランスにある。Nr. 79 Bodouilla [Boppard] ; Nr. 88 欠落のため不明 ; Nr. 93 Tauricciacum (Thorigné-en-Charnie) ; Nr. 94 Rodonuchsis [Rennais] , Uimen[*] [Uinacensis - Le Vimeu] ; Nr. 95 欠落のため不明 ; Nr. 103 Elariacum [Larrey-sur-Ouche? ; Nr. 126 Bactioneuaille [Baillevall] ; Nr. 135 Nialcha [Neaufles-St-Martin] , Chuldifouilla [不明] , Buxsito [Boissey-le-Châtel] , Bacio superiore [Bezu-la-Forêt] , Bacio superiore [Bezu-la-Long] ; Nr. 136 Nocitum [Noisy-sur-Oise] ; Nr. 137 保証をめぐる争いなので係争対象地はなく ; Nr. 141 Baddaneert(e) [Bayencourt] ; Nr. 143 Beauvaisis [Hodeneq-l'Évêque?, Hodeng-Hodenger?, Seine-Maritime?] ; Nr. 149 Nocitum [Noisy-sur-Oise] ; Nr. 153 Lemausus [Limeux] ; Nr. 155 : Tellao [Le Talou] 地域ごとの Childiricaecas, Taxmedas がどうかは不明 ; Nr. 156 Paris; Nr. 157 Cadolacio [Chaalis : Thorigny-sur-Marne] ; Nr. 158 Maurcurte [Maurecourt] ; Nr. 167 Superiore Bacio [Bezu-la-Forêt] ; Nr. 187 Baudrino [Boran-sur-Oise].

(2) 陪席判決人

法廷は、国王（裁判長）と陪席判決人で構成される。陪席判決人は「偉大な紳士たち」である。陪席判決人の個人名に添えられた肩書きを一番多く知ることができるのは Nr. 141¹⁾、次いで Nr. 149²⁾ である。

前者には「司教 (episcopus)」「偉大な者 (optimus)」「comes (comes)」「グラフィオ (grafio)」「トメステイクス (domesticus)」「レフェレンダリーウス (referendarius)」「セネンヤル (senescalcus)」「宮中伯 (comes palatinus)」が順番で出ている。

後者には *episcopus*, *dux* (*maior domus*), *optimas*, *comes*, *domesticus*, *senescalcus*, *comes palatinus* がこの順番で出てくる。

前者は後者を勘案するより *Placita* の中で肩書きを並べる際 *episcopus*, *maior domus*, *optimas*, *comes*, *grafio*, *domesticus*, *referendarius*, *senescalcus*, *comes palatinus* の順番にすることがおおよその決まりではなかったかと思つ。おおよそ、という言い方をするのは、欠落の多い *Placitum* の Nr. 95 は、「・・・〔欠落〕 *siniscalcis*, *Udrachado et Anseberchho referendaris et Chadoloaldo comiti palate nostro*・・・」というように、*siniscalcus* (*senescalcus*), *referendarius*, *comes palatinus* の順番に肩書きを並べているからである。

ちなみに、『歴史十巻 II』は、ドメスティクスに「宮廷官」「宮廷長」「宮廷の役人」という訳語を与え〔三六九、四二五、四五五、四八九頁〕ている。「宮廷の役人」と訳した箇所について、訳注で〔五八〇頁〕、「プフナーは、*domestici* [domesticus の複数形] を *Haushofmeister* (宮内長官) という専門語より *Hofbeamete* (宮廷の役人) という一般的な表現にした方がこの箇所では適当であるとしている」という断りがされている。⁽²⁷⁾

(3) 宮中伯が統括者

上記のように国王 (裁判長) も法廷を構成しているが、しかし *Placita* を見る限り、あとで述べるように〔一〇三頁〕、国王はそもそも出廷をせず、宮中伯の指揮のもとで裁判は進行したようである。

Placitum の書式では、文面の冒頭近くで陪席判決人に言及するのが普通である。その際、個人名や肩書きを書かずに、偉大な紳士 (*procer*: Nr. 79, 126, 135, 156, 167) たち、誠実の士 (*fidels*: Nr. 143, 153, 155, 187) たちのような総称を使う場合が少なくない。陪席判決人についての言及が本来あつて然るべき個所にそれが全くない事例もある (Nr. 137,

157, 158)。欠落が激しく司教以外の陪席判決人を確認できない事例 (Nr. 94) もある。

しかしながら、宮中伯だけは、以上二三の事例中一〇例 (Nr. 126, 135, 137, 153, 155, 156, 157, 158, 187, 167) に肩書き付個人名を文面中に確認できる。

Nr. 143の場合には宮中伯の肩書きを持つ人物は出てこないが、宮中伯を代理している人物と考えられる (Ebling, S. 144-145) 'optinas の肩書きを持つ Emenicus なる人物を確認することができる。実際に、ある人物が宮中伯を代理することは珍しくないように、事例中の Nr. 158 に、「余の宮中伯と同じく尊き人の Rathertus に代わって居る」ことが明らかである尊き人 Ingobertus」という文言を認めることができる。

したがって、宮中伯あるいは宮中伯代理について一切言及がないのは、先の二三の事例中では写しで伝承されている Nr. 79 と欠落の多々 Nr. 94 だけと「う」となる。これら二三例以外の七例 (Nr. 88, 93, 95, 103, 136, 141, 149) では、宮中伯の肩書き付名前を確認できる。

以上のことを、あとの (三) (一) 「九九頁」での検討に重ねる時、国王の名のもとにおける裁判の実務において、宮中伯がいかに要の存在であったかを知ることができる。

(二) 審理

(1) 審理の核心——証拠調べ——

【中間判決が先行して且つ終局判決に係る法廷に訴訟当事者が共に出廷している事例】該当する *Pactia* は Nr. 126 だけである。中間判決が先行している場合の審理の核心は、立証責任を負う訴訟当事者が中間判決で命じられた証明に成功するか否かであるが、この Nr. 126 の事例では、被告は宣誓補助者六人と一緒に宣誓をすることで立証に成功

している。

【仮装裁判の場合】 八例の仮装裁判のうち七例では、陪席判決人が原告の訴えの内容を質問項目に直し、その質問に答えさせる形式で被告を尋問している。被告はそれぞれの項目に回答することで最終的に原告の主張のとおりであると認めている。直ちに、ではなく、最終的に、という書き方をしたのは、前述のように「八八頁」一例 (Zr. 156) だけであるが、被告が反論をしているのはつきりと確認できる事例が存在しているからである。

ただ、いずれにしても、仮装裁判の審理の核心は、認諾 (「自白」という証拠を得ること、より正確に言えば、認諾「自白」を得たという体裁を整えることにあると思われる。八事例中唯一この体裁が採られていないのは Zr. 157 の事例で、ここでは、原告の訴えのとおりであるか否かを確認するために係争財産に直接関係する二か所の地域の住民がそれぞれ六人、合計一二人、召喚されている。証人たちは原告の訴えの内容に間違いがないことを宣誓形式で証言している。

【明確な判決が下されている場合】 訴訟当事者双方あるいはどちらかが法廷に提出した証拠が調べられている。

(2) 証拠の周辺

それぞれの裁判のかたちにはそれぞれの共通点があるか、という設問を立てて、証拠というものの周辺に目を向けてみたい。

【中間判決に係る諸事例に共通点はあるか】 中間判決に係る五例の共通点ではないか、と考えるのは、原告、被告双方とも主張を裏づける証拠を中間判決に係る法廷に提出していないように見える点である。Zr. 79 では、被告は証拠となるウワクンデがあると主張しているが、実際に提出した形跡は認められない。原告が証拠について言及したこ

とを推測させる文言もない。被告に対して、終局判決に係る法廷にそのウワクンデを提出せよと命じている。

Nr: 126では、被告は時効取得を主張しているが、裏づけとなる証拠を提出していないし、所持しているとも述べていない。原告に關係する、証拠についての言及も一切ない。被告に対して、終局判決に係る法廷で、六人の宣誓補助者と一緒に宣誓することが命じられている。

Nr: 137では、原告と被告が合意した契約の文書が存在することが確認できるが、それは法廷に提出されていない。

原告、被告はその契約文書以外の証拠を所持していると述べてもいない。前述のように、この事例の裁判は司教 Sygofridus の下で行われている。終局判決に係る法廷が同じく司教 Sygofridus の下でのその場合は、被告が三人の宣誓補助者と一緒に宣誓することが、国王の法廷の場合には契約文書を提出し原告、被告双方がその文書について釈明することが命じられている。

Nr: 141では、証拠に關係する言及がそもそも一切ない。被告に対して、終局判決に係る法廷で証言をせよ、との命令が出されている。

Nr: 135は中間判決書であるが、原告も被告も証拠となるウワクンデを所持していると主張しているが、実際には提出した形跡は認められない。被告に対して、終局判決に係る法廷にウワクンデを提出せよ、との命令が出されている。

【明確な判決が下されている諸事例に共通点はあるか】この事例中、中間判決が先行するケースが Nr: 126 の一例、先行しないケースが七例である。前者は本節(1)「九三頁」で取り上げているし、また中間判決が先行しているので、ここでの検討から省く。

後者の七事例であるが、そのうち五例(Nr: 88, 93, 95, 103, 167)で、原告と被告の双方が、あるいはどちらかが、証拠となるウワクンデを提出していることが明文で確認できる。典型的な文言は、ウワクンデを「読むために提出した」

(Nr. 103, 167) である。⁽²⁸⁾

ほかの一例 (Nr. 149) には、ウワクンデを提出した、という明文はない。しかし、判決を決めるにあたり、原告の権利を裏づける「国王ウワクンデ」が引き合いに出されている。

もう一つの例 (Nr. 94) は、かなり欠落のある *Placitum* に書かれていて判断が難しいのであるが、Bergmann は、疑問符付きで、原告はウワクンデ (*instrumenta*) を提出し、それを根拠にして判決が出された、と考えている (S.159)。**【仮装裁判の諸事例に共通点はあるか】**以上、中間判決が先行する諸事例、明確な判決が下されている諸事例については、推測を加えることであるが、証拠が法廷に提出されたか否か、という視点で共通点を確認することができた。しかし、仮装裁判の事例の場合、傾向性は見いだせるのであるが、共通点を確認することはできない。

例えば、先の三(二)(3)「八八頁」で指摘したことであるが、仮装裁判の場合、被告は反論無しで原告の訴えを直ちに認諾(「自白」)している場合が多い。しかし、事例八件中一例 (Nr. 156) で、被告は反論をしている。地域住民一二名に宣誓形式で証言をさせているケースもある (Nr. 157)。

事例八件中七例で、原告は証拠となるウワクンデを提出している。被告は提出していない。七例の全てに「読むために提出した」という文言が記されている。しかし、一例 (Nr. 157) だけ、ウワクンデが提出された形跡が全くない。

(3) 証拠調べの仕方に傾向性はあるか

中間判決が問題になる五例の裁判で、被告に対して、宣誓補助者と一緒にする宣誓が命じられているのは Nr. 126, 137^b、証拠となるウワクンデの提出を被告に対して命じているのは Nr. 79, 135 である。後者の二例の場合、被告は証拠となるウワクンデを「今ここに持参してきてはいないが、しかし、」所持していると法廷で主張している。前二者の場合、

そうした主張はなされていない⁽²⁰⁾。残る N: 116 の事例では、訴訟の両当事者に終局判決に係る法廷の場に出廷することは命じられているのであるが、原告、被告に対してそこで何を証明すべきかの命令がなぜか書かれていない。

仮装裁判の場合、直前の本節(2)「九六頁」で述べたように、宣誓形式による証言が証拠とされているのは唯一、原告によってウワクンデが提出された形跡のない N: 157 のケースである。

明確な判決が下されている裁判の場合は、全ての事例で、推測も加えてではあるが、証拠は全てウワクンデである。

以上のことから、証拠調べの仕方について以下のような傾向性を導き出すことができる。すなわち、それは、中間判決が先行する裁判〔証明手段の記述のない N: 116 を除く〕でも先行しない裁判でもあるいは仮装裁判でも、ウワクンデを所持していることが法廷で主張された場合、あるいはウワクンデが法廷に提出された場合、そのウワクンデが証拠調べに掛けられるが、ウワクンデが存在しない場合には宣誓形式による証拠調べが行われている、ということである。

この点は、宣誓補助者と共にする被告の雪冤宣誓の事例について、別稿「グレゴリウス『歴史十巻』の中の紛争と紛争解決の仕方」(投稿中)でも確認することができた。

ただ、グレゴリウス『歴史十巻』には、被告に不利益な証人の証言という証明手段と被告による雪冤宣誓という宣誓形式による証明手段のいずれを探るか、という質問が審理に参加している地域の人びとに向かつて国王から発せられている事例が一件、「キリスト者の共同体」から破門された男が一方的に申し出た、破門解除のための雪冤宣誓が問題になっている事例が一件あった。この二件の事例は、被告の雪冤宣誓が証明手段として採られる基準はどのようなものかの説明のためにはもっと多くの事例にあたる必要があることを示唆していると言えよう。本節の見出しや本文で「傾向性」という文言を用いたのは、この点を意識してのことである。

また、N: 157(2)見出しが記された、地域住民の宣誓形式による証言について、N: 157 の事例ではたまたまウ

ワクンデの存在が語られていないだけで、提出されたウワクンデの内容の真偽を確認するために地域住民が召喚されることはあり得ることである。したがって、雪冤宣誓とは異なる宣誓形式の証言の場合においても、結論を急がず、「傾向性」という確認に留めておくことが無難であろう。

ウワクンデが証拠調べされることを典型的に表現する言葉は、「読まれる」⁽³⁰⁾、あるいは、「・・・そこで、両当事者の確認ウワクンデ (*confirmatio*) を読み、調べた (*percursus*) のち・」(Nr. 103)、「彼らが〔提出した〕あれこれのウワクンデが調べられ (*inquirentes eorum instrumenta*)」(Nr. 88) のように、「調べる」である。⁽³¹⁾

(4) 再び・仮装裁判の事例に共通点はあるか

直前の本節(2)「九六頁」で仮装裁判の共通点の問題について考えた。そこでの結論は、傾向性を認めることはできるが共通点を確認することはできない、というものである。

しかし、これに関連して、興味深い点の一つある。それは、Nr. 157で宣誓形式により証言をしている地域住民二人は原告のためにそれを行っていることである。中間判決に係る裁判の場合、被告が自分で用意した宣誓補助者と一緒に宣誓するのが一般的である。すなわち、宣誓補助者の務めは宣誓形式による証言を通して被告の主張を追認することなのである。

この相違点に留意して考えると、Nr. 157の地域住民一二名は、原告の主張の真偽を明らかにするために職権で召喚された可能性が考えられる。⁽³²⁾ Nr. 157の文面に、地域住民一二名と一緒に原告が宣誓をした、という記述がないのも、この点を裏づけているように思う。中間判決によって命じられた宣誓の場合、例えば、「三人の人間と共に自らを四人目として」(Nr. 137)、「とうように」、宣誓補助者と被告とが併記されるのが普通だからである。

ただ、いずれにしても、仮装裁判の場合、証拠調べの対象は原告の提出したウワクンデのみであるし、宣誓形式の証言も、原告の権利を立証するという観点から行われていることから分かるように、証明段階における被告の立場は基本的に受け身であるといってよい。

(5) まとめ

ミッタイスは、証明に関係して次のように記述している。「証明は……通常の場合には被告の任とされた。被告は、訴による非難に対して、みずから雪冤する権利を与えられなくてはならなかった。だから現在のようない「拳証責任」なるものは存在しない」(六九頁)。

「拳証責任」という用語法については確かにミッタイスの言うとおりであると思うが、しかし被告による雪冤という証明手段がどのような場合に採用されるのか、という観点を抜きにしてしまうと、証拠の優先順位など、法廷の場での証明に係る全体性、相互関連性が見失われてしまうおそれがあるように思う。多くの関連資料を読むことで、証拠調べにおける共通点あるいは傾向性をもっと明らかにすることが必要であろう。

(二) 審理の終結と国王(裁判長)への宮中伯による証言

(1) 審理の終結とは

陪席判決人たちは、証拠調べの結果に基づいて判決内容を決定する。その時点で、審理は終結する。この点を明快に伝えているのは、偽文書ではあるが N. 103 の次の文言である。「……そこで、両当事者の確認ウワクンデ (confirmatio) を読み、調べた (percursus) のち、同 Elariacum 地域につきいかなる喪失も侵害も偉大な御方 (dominus) Benignus

の修道院からこののち遠ざけられる、と、余の誠実の士たちによって決定が下された (*inventum est*)」(傍線は岩野による)。

審理終結のあと、宮中伯は、決定されたこの判決内容を審理の経過と共に国王(裁判長)に証言する。Nr. 103は右の引用にすぐ続けてこの点を伝えている。「そのあと、余(「国王」は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 *Andobaldus* が証言した (*testimoniare*)」(「訴訟の結果を」余に)再現した) 如く……」。証言内容の諸事例を以下いくつか紹介する。

①「……*Amalgarius* (「被告」が適法に義務を果たしました *Amalgarius* (「被告」と同じく彼の宣誓補助者たちが「一言一言」ウニク・ウニク決まり文句の通り宣誓を行いしことは明らかなり、と、余の宮中伯である、尊き人 *Dructaldus* が証言した (*testimoniare*)」(「訴訟の結果を」余に)再現した) 如く……」(Nr. 126)。

②「同 *Angantrudis* (「被告」は同ウワクンデやブレカリアウワクンデにつき、その作成を請うたし・何人に対してもこの寄進に係る証人であり続けたし・今後とも証人であるつもりだ、というように自白した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 *Marsio* が、本件訴訟がかように行われたことは明らかなり、と証言した (*testimoniare*)」(「訴訟の結果を」余に)再現した) 如く……」(Nr. 136)。

③「余の宮中伯である、尊き人 *Uarno* が、同 *Chaino* 大修道院長の先の代理人(「原告」たちは裁判に出席するという彼らの義務を適法に果たした、そして先の *Ermenoaldus* 大修道院長(「被告」は裁判に出席するという彼の義務をおろそかにした、と証言した (*testimoniare*)」(「訴訟の結果を」余に)再現した) 如く……」(Nr. 137)。

④「そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、本件訴訟はかように行われ・また判決が下され・そして終結させられたことは明らかである (*quod ac causa falter acta vel indicata seu definita fuisse, denoscitur*)」と、先の者たち

が報告をし、またさらに先の者 Andramnus が証言した (testimoniare) [「訴訟の結果を〔余に〕再現した」如く・・・] (Nr. 141)。

⑤「そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、Aigathus [「被告」] は同諸ウワクンデに対して何かを申し立てることも異議を唱えることもしなかった、そしてそのあと自身の棒 (festuca) を用いて放棄すると直ちに表明した、と余の宮中伯である、尊き人 Ghyslemarus が証言し (testimoniare) [「訴訟の結果を〔余に〕再現し」、また、宮中伯等の間でかく宣言され (iudicare) た如く・・・」] (Nr. 153)。

⑥「さてかくして、本件訴訟はかように行われあるいは終結させられあるいは調べられあるいは決定されたことは明らかである、と、尊き人である、余の宮中伯 Rigofredus が証言した (testimoniare) [「訴訟の結果を〔余に〕再現した」如く・・・」] (Nr. 156)。

⑦「そのあと、同じく余の宮中伯である、尊き人 Grimberchus に代わってそこにいることが明らかである、尊き人で余の宮中伯の Bero が、先の Rigofridus は、本件訴訟は尊き人で余の宮宰の Grinoald の面前でかように行われそして判決が下されたことは明らかである」という彼 [「Rigofridus」] の証言を公に告げた、と証言した (testimoniare) [「訴訟の結果を〔余に〕再現した」] 如く・・・」] (Nr. 157)。

(2) 国王 (裁判長) による判決の宣告と命令

宮中伯の証言を聴いたあと、国王は、宮中伯が証言した如く判決することを決定し、併せて、事態が判決の通りに収まり、紛争が二度と蒸し返されることがないようにと命じている。Nr. 103 中のこの点に関係した文言は、以下である。

そのあと、余は、余の偉大な紳士たちと共に、余の宮中伯である、尊き人 *Audobaldus* (上記では *Audobelus*) が証言した (*testimoniare*) (「訴訟の結果を〔余に〕再現した」) 如く (・・・ *in quantum*) 判決する (*decrevisse*) ことを決定した。「それ故に」、両当事者間の本件訴訟 (*hac causa*) が上述のように規則に従い (*per ordinem*) 行われ、また審理されたのであれば、同 *Elariacum* [*Larrey-sur-Ouche*] ^{ラレイシュルウシュ} 地域に「き」、国王 *Guntram* が死後寄進ウワクンデによってそこで譲渡した範囲において、先の者 (「被告」) たちの確認ウワクンデ (*confirmatio*) あるいは (国王 *Guntram* の) 後継者である国王たちによって作成されたその他諸々のウワクンデは排除され無効とされること、このち、同地域をめぐり (*per ipsas*) 何らかの訴訟 (*causatio*) が (被告人たちによって) 再び蒸し返されてはならないことは明らかであること、そのようなことなく、[同聖堂 (「原告」) は] 同 *Elariacum* [*Larrey-sur-Ouche*] ^{ラレイシュルウシュ} 地域においてあるいはいずこの地においてであれ、あちこちの土地、あちこちの屋敷地、あちこちの村の住まい、あちこちのブドウ畑、あちこちの牧草地、あちこちの森、あちこちの牧場、あちこちの水源地 (*terris, curtiferis, casis, vineis, pratis, silvis, pascuis, aquis*)、そしてその他の諸所の (*per alia loca*)、もろもろの同ヴィラの付属物 (*adiacentibusque suis*) と「同」ような、これまで所持していたと認められる物を完全な権利を持って (*cum omni iure*) 不安も無く誰かある者による返還請求も無く所持し所有すること、そして (同ヴィラが) 神の御名において聖 *Benignus*・同聖堂の大修道院長 (「原告」) たち・修道院長に服する者たちの側に (「本判決に基づき」) こののちいつまでも (*omni tempore*) 留まらんこと、また、この件に「き (*de hac re*)、」の「ち」、訴訟 (*causatio*) の無からんことを、余は命ずる (*inibemus*)」。(傍線は右野)

(3) 宮中伯の役割

宮中伯が国王に証言する部分は *Placita* という判決書の中の、あるいは *Palacia* に記録された国王裁判手続の核心中

の核心である、と私は考えている。この証言が、当該裁判の審理経過と判決内容、すなわち *Placta* に記載されている内容の正当性を裏づける唯一の担保だからである。先の本節(1)〔二〇〇一—二頁〕でほぼ同じ文言が書かれている事例をしつこく引用したのも、この点を鮮明にしたかったからである。

(4) 国王の役割

宮中伯の証言は、国王自身が出廷していたのであれば無意味な行為である。したがって、国王は裁判の場に座していなかった、と考えるのが自然であろう。この点を前提にすると、国王は、宮中伯が証言した如く「判決することを決定した」、という文言の意味合いがはつきりする。宮中伯のもとで行われた審理、判決内容の決定が適正な手続きで行われたと認め、決定されたその判決内容を国王の名において宣告する、という意味合いである。

国王は、宣告の中で判決内容の一つ一つを再度確認している。加えて、国王は、原告、被告そして両者の関係者に、確認された一つ一つの事柄の遵守を命令している。判決内容の確認と確認された判決内容遵守の命令、この二点が国王の役割である。

さらに、もう一つ、国王の役割がある。それは、国王の *Sigillum* (印章) を押印することによって *Placta* が真正なものであることを担保することである。二〇通の *Placta* のうち写して伝承されている四通 (Nr. 79, 103, 158, 187) を除く一六通のオリジナルの中の六通に *Sigillum* (印章) が残っている。Theoderich III. の *Sigillum* (印章) が一点 (Nr. 126) / Chlodwig III. のが二点 (Nr. 135, 141) / Childobert III. のが三点 (Nr. 143, 149, 155) である。本稿の最後に *Sigillum* (印章) の写真を転載した。⁽³³⁾

(四) *Placitum* の作成と作成地

(一) レフェンダール (*Referendar*) の役割

宮中伯の証言は *Placita* に記載されている内容が正当であることの担保、国王の *Sigillum* (印章) は *Placita* が真止なものであることの担保だとすれば、作成された *Placita* の文面に瑕疵がないことを担保するのがレフェンダールで、*Placita* の末尾にあるレフェンダールの署名がその担保の証である⁽³⁴⁾。

レフェンダールの肩書きを持つ人物が陪席判決人に名を連ねている事例が二例ある。Nr. 95, Nr. 141で、前者は二名、後者は四名である。

先の四(一)(3)「九三頁」で、宮中伯の存在を確認できない *Placita* は二例であることを述べたが、署名をする(こと)で *Placita* を確認しているレフェンダールを認めることができない事例も二例 (Nr. 88, 94) で、いずれも欠落の多い *Placitum* のケースである。

宮中伯を確認できない二例中の一例で写しによって伝承している Nr. 79でも、*Epo* と同じ名前前のレフェンダールが認められる。このように、レフェンダールの名前が分からない *Placita* が欠落の多い二点に限られている事実は、レフェンダールもまた宮中伯と共に裁判実務において欠くべからざる存在であったことを示していると言えよう。

(2) *Placita* の作成地

作成地を重複を考慮せずに *Placitum* 順に列挙すると以下のようになる。Nr. 79 *Bodouilla*; Nr. 88, 93, 94, 95 不明; Nr. 103 *Masolago* [*Malay-le -Petit?*]; Nr. 126 *Lusareca* [*Luzarches*]; Nr. 135 *Captunnaco* [*Chatou / Châtenay-Malabry*]; Nr. 136 *Lusarca* [*Luzarches*]; Nr. 137 *Nouiento* [*Nogent-sur-Marne*]; Nr. 141 *Valencianis* [*Valenciennes*];

Nr. 143 Compendio [Compiègne] ; Nr. 149 Compendio [Compiègne] ; Nr. 153 Carracio [Quierzy] ; Nr. 155 Crisclaeo [Crécy-en-Ponthieu] ; Nr. 156 Mamaccas [Montmacq] ; Nr. 157 Mamaccas [Montmacq] ; Nr. 158 Mamaccas [Montmacq] ; Nr. 167 Compendio [Compiègne] ; Nr. 187 Pontegune [Ponthion].

以上のうちで、裁判の開廷地と Placitum の作成地が異なるのが一例で Nr. 126 である。開廷地は Compendio [Compiègne] である。裁判の開廷地の記載がないのが Nr. 135, 137, 141 である。残りは、開廷地と作成地が一致している。開廷地と作成地が一致しないケースは一例であるが、それがなぜなのかは今分らない。

(c) Placita の授与

作成された Placitum は勝訴した訴訟当事者に授与される。欠落が多くて確認できな^く Placita (Nr. 88, 93, 94, 95) を除く一六通の Placita のうち一五通は Datum が、一通 (Nr. 103) は datavit が「授与」あるいは「交付」を表す用語として使用されている。いずれも不定詞は dare で、前者は受動形の完了過去、後者は能動形の完了過去である。

五 宮宰のもとの裁判

Nr. 157 は、宮宰のもとの裁判の様子が分かる事例である。この Placitum からは、宮宰の力、存在感がそこはかと無く伝わってくる。

原告は聖 Denis^{ドゥニ} 聖堂で、被告はつまるところ宮宰 Grimouldus。原告代理人が、被告代理人たちは聖 Denis^{ドゥニ} 聖堂の所有物である製粉所を奪い取り返還しようとしな^い、と国王の宮廷で開かれている法廷で訴えるところから裁判は始ま^つ

ている。

ところが、宮宰は、自分が調べるから案件を自分のもとに回送せよ、と指示する。裁判のいわば「移管命令」が宮宰から出されたのである。この *Placitum* では国王の法廷に係る陪席判決人の記載が一切ないので、宮宰 *Grimoaldus* がそこに列席していたのかどうかは分からないのであるが、いずれにせよ、国王を裁判長とする裁判がすでに始まっていることだけは確かである。

宮宰を裁判長とする裁判の流れは、この *Nr. 155* の場合、国王を裁判長とするこれまで説明したものと変わらない。だから、裁判長である宮宰は出廷していない。陪席判決人たちによって、前述のように（二六八頁）、原告側の主張の証拠調べのために一二人の人々に宣誓させる、という中間判決が出される。この中間判決を前段階とする終局判決のための法廷が開かれ、一二人の人々の宣誓が成功裏に行われ、原告の主張を認めた判決内容が陪席判決人たちによって決定され、陪席判決人の一人で尊き人 *Rigofridus* なる人物がその決定内容と審理経過を宮宰に証言している。

宮宰はこの証言の如く判決を決定し、「尊き人 *Rigofridus* が自らの手で確認し・宮宰 *Grimoaldus* の印章付き指輪で押印された判決ウワクンデ (*judicium*)」を、原告は受け取る。

案件は、このあと再び、国王を裁判長とする法廷に回送される。そして、宮中伯 *Berno* は国王に対して、先の尊き人 *Rigofridus* が「本件訴訟は尊き人で余の宮宰の *Grimoaldus* の面前でかように行われそして判決が下されたことは明らかである、という彼の（「*Rigofridus*」の証言を公に告げた」と証言する。傍線を引いた「公に告げた」という時の「告げた」場所は国王の法廷、国王の陪席判決人たちの面前ではなかったかと思う。

国王は、宮中伯が「証言した如く」判決を下すことを決定し、宣告と命令を行っている。

なお、宮宰の下での裁判の流れは全て、ここで紹介したかたちと同じであるか否かは、宮宰 *Placita* についての検討を

予定している別稿での論点の一つにしたい。

六 おわりに

タゴベルト一世 (Dagobert I. 在位六二三年—六三九年) 亡きあとのメロヴィング朝の国王たちが論文や著作で語られる時、「名ばかりの国王たち」(Schattenkönige)と形容されることが多い。この形容を借りれば、本稿において検討した二〇通の *Placita* は全て「名ばかりの国王たち」の時代に、すなわち「国王の支配について全く語ることができない時代」に作成されたものである。⁽³⁵⁾ 本稿の最後に図3として掲載する系図⁽³⁶⁾の中の指印で囲った国王たちが、その「名ばかりの国王たち」である。

二〇通の *Placita* を、関係する国王それぞれに振り分けると以下のようになる。Sigibert III. には一通。Chlothar III. には五通。Theuderich III. には一通。Chilperich II. には一通。Chlodwig III. には四通。Childobert III. には七通。Theuderich IV. には一通。

図4は、これら国王の中の Theuderich III., Chlodwig III., Childobert III., Chilperich II. の印章を七つ並べた写真である。七つのうち六つは本稿で試訳した *Placita* のものである。写真の中の印章に付記されている説明文の中の D のあとの数字がウワクンデに付けられている Nr. である〔出典は本稿注⁽³⁷⁾〕。

二〇通の *Placita* の受領者を古い時代順に並べると以下のようになる。(1) ケルン司教 Kunibert ; (2) 聖 Denis 聖堂 ; (3) 聖 Denis 聖堂 ; (4) 聖 Denis 聖堂 ; (5) 聖 Denis 聖堂 ; (6) 聖 Bénigne 修道院 ; (7) Amalgarius ; (8) Chuneberchus ; (9) 聖 Denis 聖堂 ; (10) 聖 Denis 聖堂 ; (11) Ingrammus ; (12) 聖 Denis 聖堂 ; (13)

Thuseonalle 修道院；(14) St-Germain-des-Pres 修道院；(15) 聖職者 Andoinus；(16) 聖 Denis 聖堂；(17) 聖 Denis 聖堂；(18) Ragnesindus；(19) 聖 Denis 聖堂；(20) 聖 Denis 聖堂。聖 Denis 聖堂が、一一〇通の残存 *Placita* 中 一一通を受領している。

よくぞ生き延びたとは言え、残存数がわずか二〇通ということもあり、*Placita* を使ってメロヴィング時代（五世紀末～七五一年）を大きく読み解くことは難しい。しかし、その一方で、これら *Placita* は、六四二／四三年～七二六年の間の、国王のもとでの紛争解決の仕方の一つを知るための情報はかなり与えてくれる。

Placita に見られるこの紛争解決の仕方を間において前後を眺めた場合、国王のもとにおける紛争解決の仕方にいかなる違いが見えて来るのか来ないのか。Andrea Steldorf, Zum „Verswinden“ der herrscherlichen *Placita* am Beginn des 9. Jahrhunderts, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.53, 2007, S. 1-26 は、あとの時期について検討するための貴重な示唆を与えてくれる。⁽¹⁵⁾

前の時代を眺めるための貴重な材料を提供してくれるものの一つは、トゥールのグレゴリウス『歴史十卷』（Gregorii episcopi Turonsis, *Historiarum libri decem*）である。⁽¹⁶⁾『歴史十卷』は歴史書であるが、著者グレゴリウスが今で言う社会科学の才能にも十二分に恵まれていたのか、主には五〇〇年代のさまざまな紛争と紛争解決の仕方に関する情報をリアルに伝えている。私は、その情報を整理し、「グレゴリウス『歴史十卷』の中の紛争と紛争解決の仕方」というタイトルで原稿にまとめてみた（投稿中）。

国王が直接にからむ事例はさほど多くはないが、以下の要約はその一つである。被告は著者のグレゴリウス自身、原告は司教ベルトラム、そして国王ヒルペリヒ二世も事実上の原告である。

〔事例〕トゥールの伯レウダスト (Uardast) のあれこれの悪行がヒルペリヒ一世に伝わる。ヒルペリヒ一世はそのことで使者を派遣するが、使者の到着後、グレゴリウスが関与して、レウダストは解任され、別の人物が伯に選ばれる。この時から、レウダストはグレゴリウスを憎み、事あるごとに、ヒルペリヒ一世の面前などであれこれの話をねつ造してグレゴリウスを誹謗中傷する。ねつ造話の一つが、Bordeaux^{ボルドー}の司教ベルトラム (Berthann) はヒルペリヒ一世の妻フレデグンデと罪を犯した、とグレゴリウスが言った、というものである。

グレゴリウスは本当にそのようなことを人に話したのか。それを審理するために、ベルトラム、グレゴリウス等司教たちが、ある時、Bery-Rivière^{ベルニールヴィエール}の宮廷にヒルペリヒ一世によって召集される。ヒルペリヒ一世も到着し、審理が始まる。司教ベルトラムはグレゴリウスを詰問する。グレゴリウスは、話の出処は自分ではない、と反論する。

審理は地域の人びと (populus) も参加する集会のかたちで進められるが、人びとは、グレゴリウスは奴隷相手のことであってもそのようなことを言つて人を辱しめる人間ではない、なぜ王はグレゴリウスを追及するのか、と不平を言う。ヒルペリヒ一世は、私の妻に対する非難は私に対するはずかしめでもあるからだ、と答えた上で、ここにグレゴリウスにとって不利益な証人たちがいるので、もし人びとが、それらの証人を尋問することは正しいことだ、と考えるのならばそうするし、グレゴリウスの今の反論は信頼できる、と人びとが言うのであれば、証人たちを尋問することはしない、どちらであれ人びとが決めたことに自分は従う、と述べる。

そして、「その時、人びとは皆で一緒に言った。『グレゴリウスに不利益な、グレゴリウスよりも身分の低い者を信頼することはできない』。グレゴリウスはこの事件に対して「自分を」防御するものとし、三か所の祭壇でミサをあげてして宣誓することでのこの訴えから自分を雪冤する (Tunc cunctis dicentibus: "Non potest persona inferior super sacerdotem credi", restitit ad hoc causa, ut, dictis missis in tribus altaribus, me de his verbis exuerem sacramento)』⁽⁸⁷⁾

と。グレゴリウスは三か所の祭壇でミサをし、宣誓をして自らを雪冤する(第五卷四九。五〇〇年代半ば後の話)。

この事例を通して分かることは、国王が裁判に参加し、且つ積極的にイニシアチブを発揮していることである。本稿で考察した *Placita* の諸事例との大きな違いがここにある。では、五〇〇年代の裁判の場での国王の振る舞いはこれが普通であったのか。

本稿で検討した二〇通の *Placita* が属する時代の前後の時代を念頭におきながら、フランク時代の裁判のかたちの全体的像を描くことを目標にした作業を今後とも進めていきたい。その際、「西洋中世法の性格」をめぐる論争が提起した諸問題も常に念頭に置くようにしたい。論争の現場に居合わせた者の、それが務めだと考えるからである。

次の方々に感謝しつつ本稿を執筆した。Prof. Dr. Gerhard Köhler, Prof. Dr. Heinrich Menkhau, Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Prof. Dr. Wolfgang Sellert, 並びに Herr Michael Lübke.

- (1) 拙稿「メロヴィング時代の国王 *Placita* について」『同志社法学』三四六号、二〇一一年三月、三四一―三七五頁。
- (2) 拙稿「国王 *Placita*」三四七頁。 *Placita* についての解説として、佐藤彰一「六裁判文書」(高山博、池上俊一編『西洋中世学入門』東京大学出版会、二〇〇五年)中の「フランク文書」がある。
- (3) *dir-Atlas zur Weltgeschichte*, Bd. 1, 1. Aufl., 1964, s. 121. 平凡社『世界史百科増補版』第一版、一九七八年、一二三頁による。
- (4) 拙稿「国王 *Placita*」三六一頁。
- (5) 前注(3)の前掲書。引用頁も同じ。
- (6) 拙稿「国王 *Placita*」三六一頁。
- (7) 拙稿「国王 *Placita*」三六二頁。
- (8) 国王ウフタンデの模範的書式との対比での、国王 *Placitum* の書式の骨格については拙稿「国王 *Placita*」三六一―三六二頁。

- (9) 前注(3)の前掲書。引用頁も同じ。
- (10) *vir inl.* において、拙稿「国王 *Plactia*」三三〇―三三六頁。
- (11) 拙稿「国王 *Plactia*」三六八頁。
- (12) 拙稿「裁判のかたち」一〇、一四、一六頁。
- (13) 仮装裁判については、拙稿「裁判のかたち」二頁以下。加納修「フランク時代の仮装訴訟とは何か―メロヴィング朝後期の国王法廷の役割に関する一考察―」『史学雑誌』第一一〇編第三号、四二―六二頁。
- (14) 「*x*」の用例については、拙稿「裁判のかたち」四八頁以下。
- (15) 前注(10)参照。
- (16) 拙稿「裁判のかたち」二二頁。
- (17) 拙著『成立期中世の自由と支配』敬文堂、一九八五年、四〇―五八頁(以下、拙著『成立期中世』と略記)。
- (18) 拙稿「裁判のかたち」八頁以下。Bergmann, S. 69 f., 102 f.
- (19) 第一開廷日、第二開廷日と(こ)で言う場合、それは、あくまでも「例えて言えば」ということであって、開廷日の実際の回数を念頭に置いてのことではない。
- (20) ミッタイス、六九頁。Mittels-Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 19. Auflage, 1992, S. 46.
- (21) 私がなぜ「二枚舌」判決という翻訳語を避け、「三者択一」判決という用語を使うかは、拙稿「裁判のかたち」六〇頁の注(29)。
- (22) 拙稿「裁判のかたち」一四、一七頁。
- (23) ただし Niemeyer が参照を指示しているのは、旧版の *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica*, hrg. von Karl A. Pertz, 1872 であり、Kölzer に 의한新版の Nr. 137 は旧版では Nr. 60 である。Niemeyer はほか Marculf の法律文例 (*Monumenta Germaniae Historica. Formulae Merovingici et Karolini aevi*, hrg. von Karl Zeumer, 1882-1886, S. 67) の Nr. 38 「*Carta paricia*」の参照を指示している。ほかに Bergmann, S. 70 f., 93.
- なお、本文四頁にある Nr. 141 の試訳で、「*per nostras equalis praeceptionis pluris*」を「二通の余の符合ウワクンデにやうて」と訳している。Nr. 137 [36] 中の「両当事者に交付された」それぞれの符合(＝文面が同一)ウワクンデ(記載の中間判決)に基づいて (*per eorum notitias pariculis*) を念頭におくべきなのである。例えは *pluris* は *pluris - plus* [より多く] であるが、原告に「一通」被告に「一通」のよう意味で「二通」や

いうように考えたのもそのことによる。また、この「三通」のウルクンデの文面が同一であると考えて「符号ウルクンデ」という訳語をあてたのもそのことによる。

ちなみに、八世紀半ば以降、*sententia definitiva* が終局判決を意味する用語として使われ始めるといふ(拙稿「国王 *Pacta*」三七〇頁注(12))。

(24) ジャン・マビオン著、宮松浩憲訳『ヨーロッパ中世古文書学』九州大学出版会、二〇〇〇年、五九一六〇頁。

(25) 拙稿「裁判のかたち」二二五頁。

(26) 同じフランク王国でも時代があとのカロリング朝の下での勅令の中に次の法文がある。「自由人にして、国王の罰令権により出征のために召集されながら、出征することをなおざりにする者は、軍事罰令金の全額、すなわち六〇ソリドゥスを支払うべし。しかるにもしその金額を支払うことについて金銭を持たざる場合には、時間をかけてその罰令金を支払い終わるまで、債務奴隷として奴隷身分で自分自身をプリンケプスに差し出すべし (*pro wadio in servitium principis tradat*)。その者はやがて再び自由人の身分に戻されるべし。軍事罰令金の故に、奴隷身分として自ちを差し出せる者が、この奴隷身分のまま死せるとしても、相続人は自分たちに帰属する相続財産を失うことも、自由身分を失うこともなかるべし。かかる軍事罰令金に代りて義務づけられる「よみなかるべし」(*Monumenta Germaniae Historica, Capitularia regum Francorum, Teil I, hrsg. von Alfred Boretius, 1883, S. 166, nr. 74, c. 1 (811 Oct.)*, 注(7)の拙著『成立期中世』一九五頁参照)。

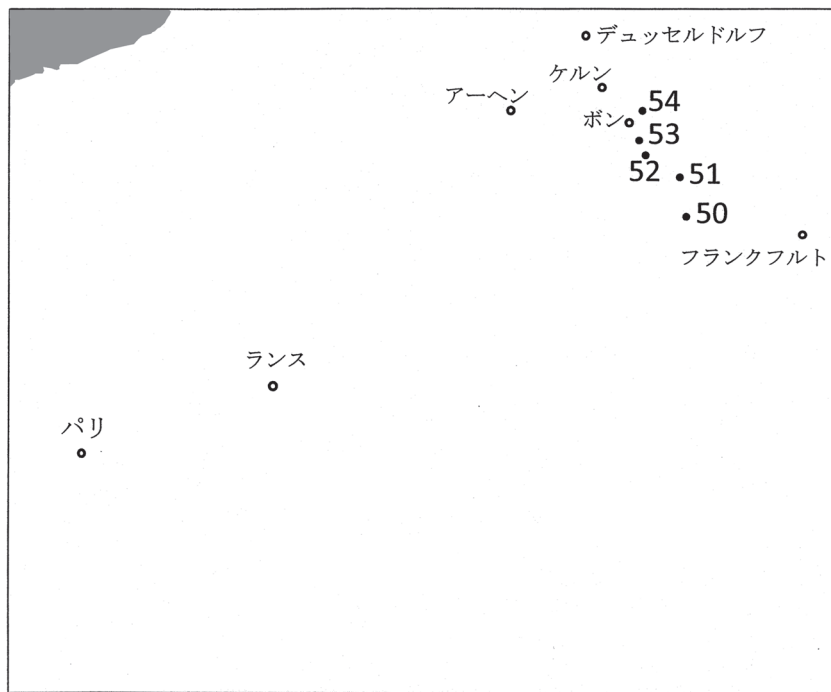
(27) 陪席判決人について、本文で指摘した Nr. 141, 149を除いて、その肩書きを確認できる *Pacta* を、出てくる肩書きの多さの順に並べると以下のようになる。Nr. 136 (*episcopus, grafio, senescalcus, comes palatinus*)、Nr. 88 (*grafio, senescalcus, comes palatinus*)、これと同数の Nr. 95 (*senescalcus, referendarius, comes palatinus*)。そのほか Nr. 94の場合、右前を確認できる司教たちに続けてほかの陪席判決人たちの名前が肩書き付で列記されていたようなのであるが、欠落のためそれを確認することができない。Nr. 103では「司教たち」という肩書きが「誠実の士たち」に並んで出てくる。

(28) ほかに、Nr. 136, 143, 153, 155, 156, 158, 187。

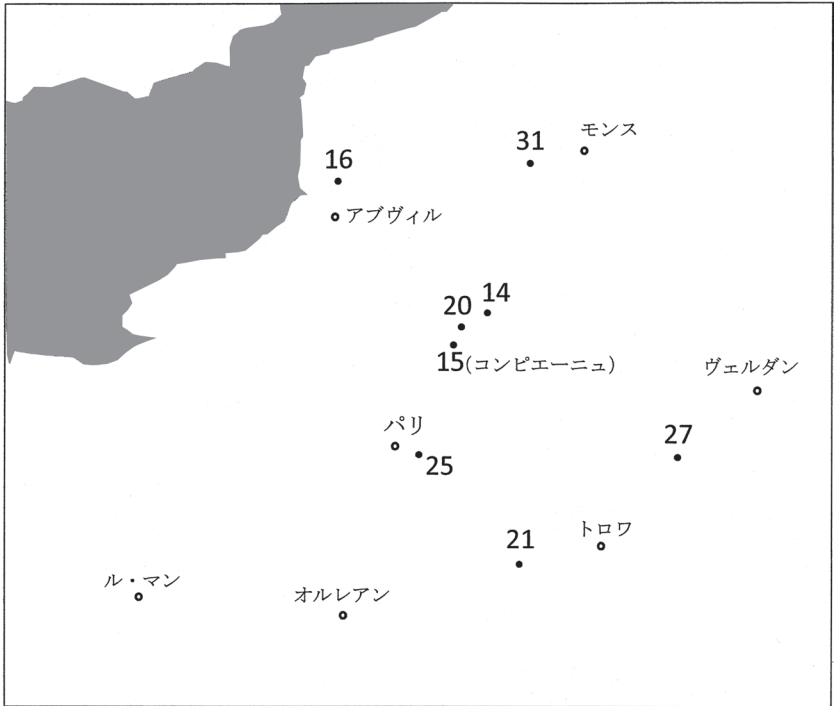
(29) ただし、三(一)(2)「八六頁」で触れたことであるが、Nr. 137には注意を要する。なぜならば、まず最初にすべき証明として決定されているのは、司教 *Sigofridus* の法廷で、被告が三人の宣誓補助者と共に宣誓をする、という本文に関わるもので、その証明が実現しなかった場合になすべき次の証明として、国王の法廷で、訴訟当事者が保証に関する「彼等の」契約」文書を双方で調べ、そして契約の件について釈明する」ということが決定されているからである。本文における私の記述は一番目の証明方法にのみ着目したものであるので、本文での記述には難点があることになる。

(30) Nr. 153, 155, 158, 187。

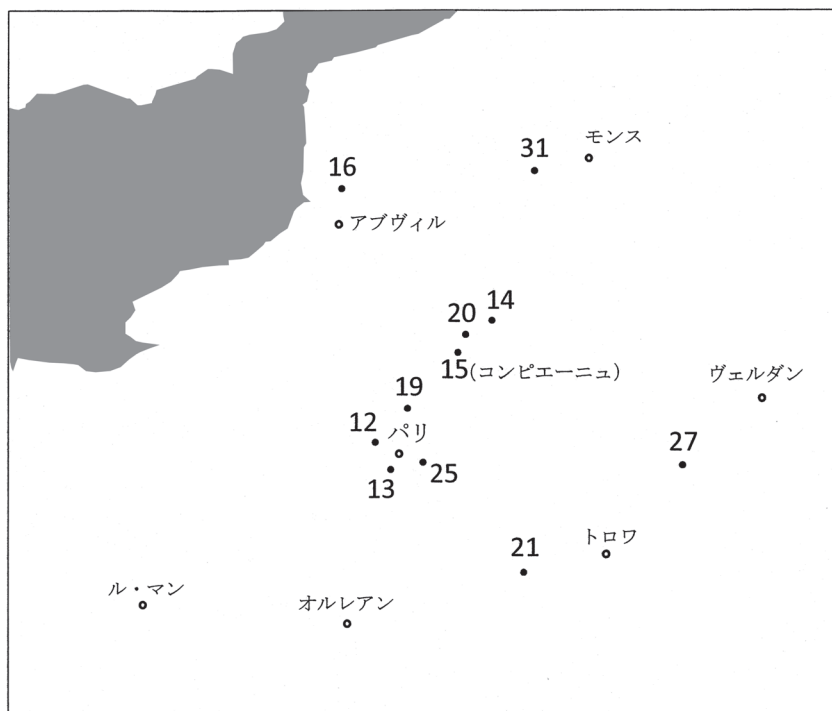
- (31) ほかに Nr. 167.
- (32) 拙稿「裁判のかたち」四一頁以下の「職権による尋問 (inquisitio)」参照。
- (33) Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum et stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merovingen), Zweiter Teil, 2001 S. 1 番最後の頁にこれらの六本の Sigillum (印章) の写真が掲載されている。
- (34) レフェレンタールについては、拙稿「国王 Praetia」三六四頁以下。
- (35) 拙稿「国王 Praetia」三六八頁。以下は、京大西洋史辞典編纂会『新編西洋史辞典』東京創元社、昭和五八年、四五五頁にある「タゴベルト一世」の説明である。「Dagobert I. (六〇〇年頃―六三九年) アウストラシア王 (六三三―六三九)。クロタール二世の長子。父をついでアウストラシア王となる。宮宰ビジゴン(大)、メッス司教アルヌルフと提携し、異母兄弟カリベルトの支配するアキテーヌ南部を残して、全王国を統合。分国アウストラシアの解消をはかったが、貴族の反対にあい、彼の子シギバルト三世にのこす(こす)ことを迫られた。バリの近郊サン・ドニ(St. Denis) 修道院は、彼の創建になる」。St. Denis はバリの第一代司教とのことである。
- (36) この系図の出典は以下である。Hans K. Schulze, Das Reich und die Deutschen, 1987, S. 53.
- (37) わが国では加納修の以下の先行研究がある。「『プラキタ』の復活とシャルル禿頭王の王権」『ヨーロッパ中世世界の動態像―史料と理論の対話―(森本芳樹先生古稀記念論集)』九州大学出版会、二〇〇四年、「プラキタと七〜九世紀フランク王国の文書制度」『史林』八五巻一号、二〇〇二年。
- (38) Auf Grund der Übersetzung W. Giesebrechts neubearbeitet von Rudolf Buchner; Gregor von Tours Zehn Bücher Geschichten, Erster Band (1977), Zweiter Band (1974), Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 兼岩正夫・臺幸夫訳註『トゥールのグレゴリウス 歴史十卷(フランク史)』(東海大学出版会) の I (昭和五〇年)・II (昭和五二年)。
- (39) 注 (38) S Erster Bd., S. 376.



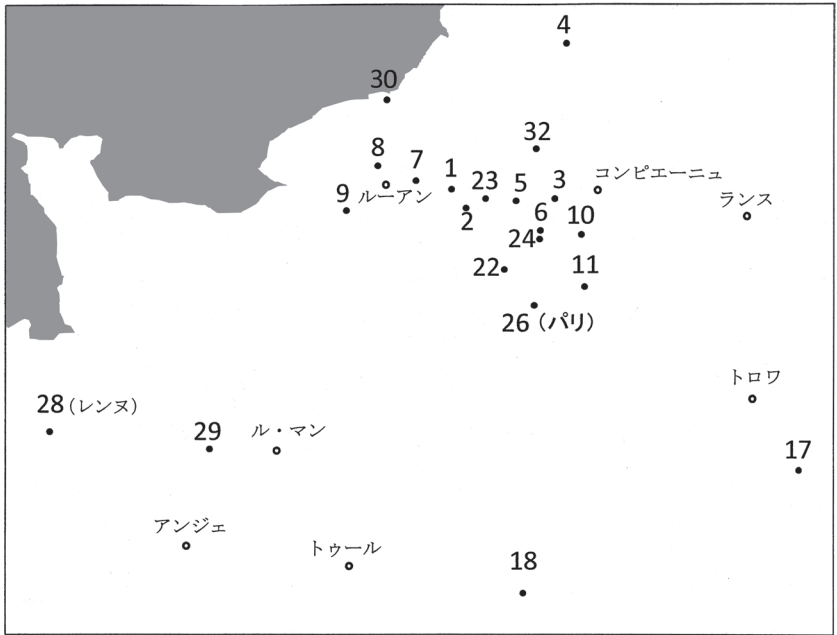
地図 I 〔現在のドイツに係る開廷地・Placitum 作成地・係争対象所在地〕



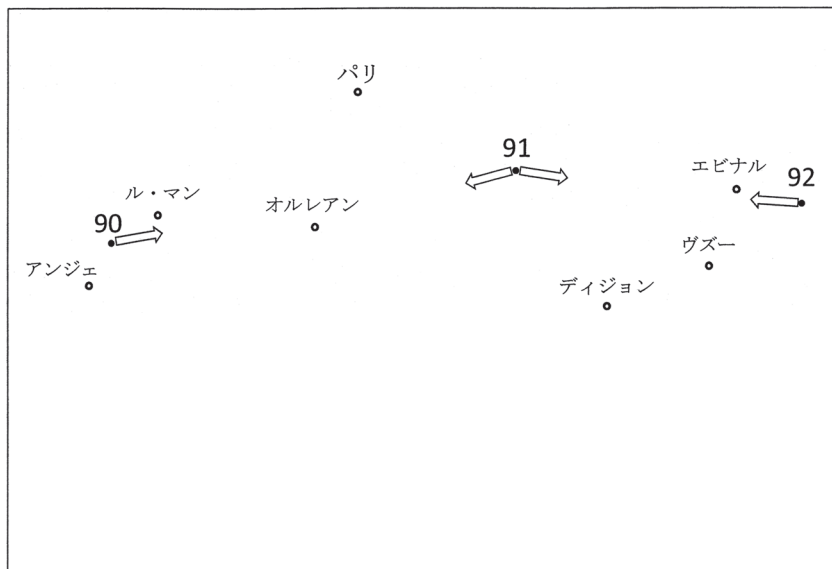
地図Ⅱ [現在のフランスに係る開廷地]



地図Ⅲ [現在のフランスに係る Placitum 作成地]



地図Ⅳ [現在のフランスに係る係争対象所在地]

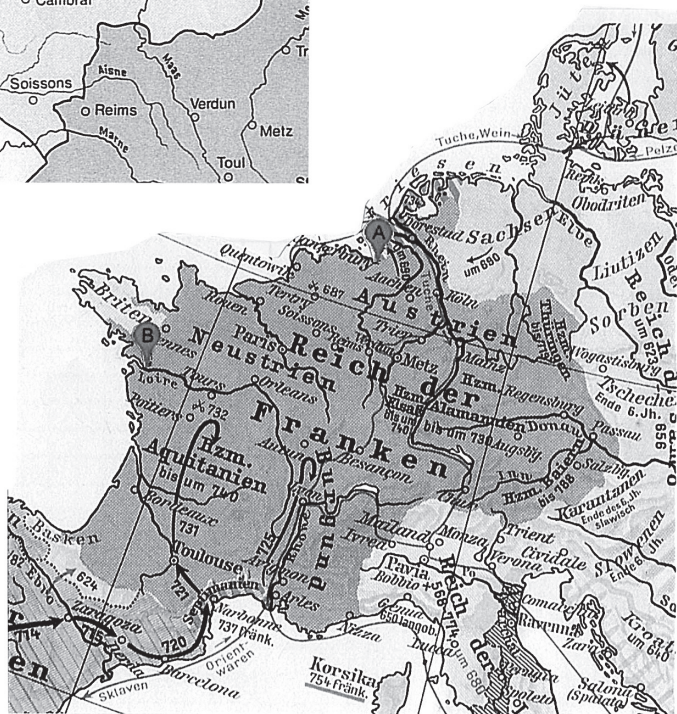


地図V [残存 Placita の地域的分布の特徴：本文 8 頁]



A: ^{スヘルデ}川の河口
 下の地図には^{スヘルデ}川が記載されていない。左の地図は下の地図Aの部分の拡大図である。

B: 下の地図のBは^{ロワール}川の河口。



地図Ⅵ [Austrien, Neustrien, Aquitanien, Burgund : 本文14頁]

[本稿が借用し加工した地図の出典] A : Erich Zöllner, Geschichte der Franken bis zur Mitte des sechsten Jahrhunderts, 1970の巻末掲載 Karte 1 "Das Frankenreich 511-524" : B : Großer Atlas zur Weltgeschichte, Westermann, 1976, S. 50.

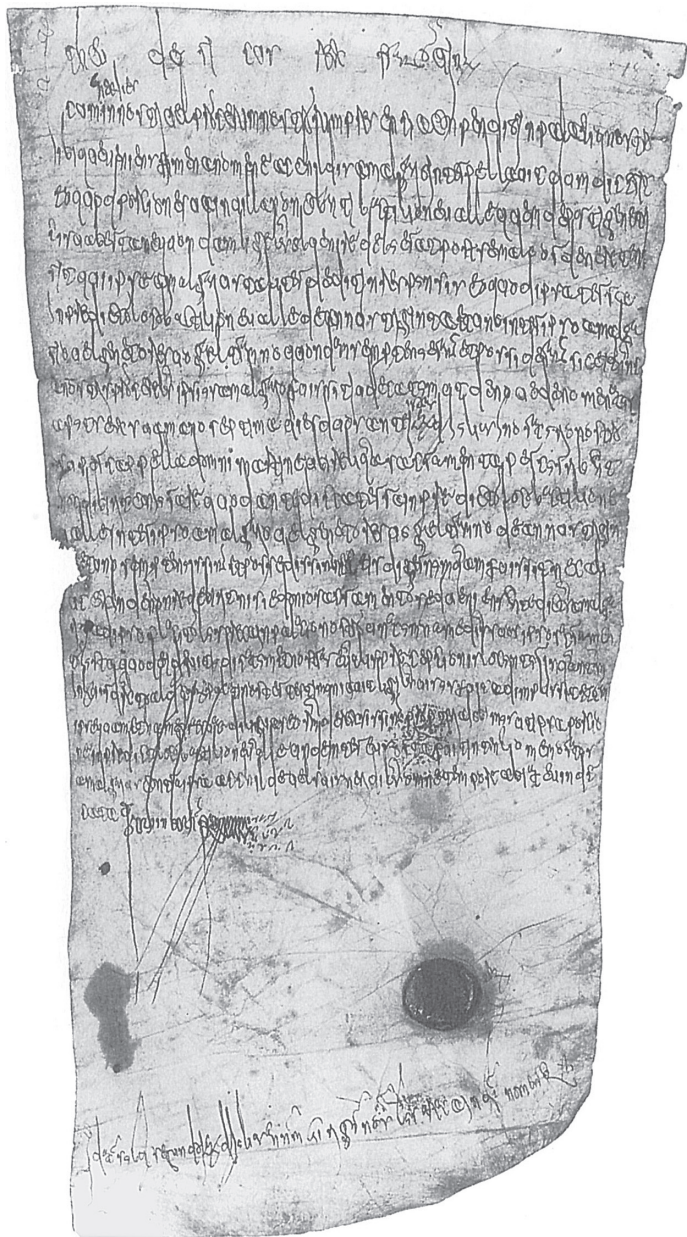


図 1

[Nr.126のオリジナル：出典] Die Urkunden der Merowinger, Zweiter Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001の巻末掲載写真2.

(C.) ꝛ Theudericus rex Franc(or)um v. inl. ꝛ Cum ante dies in nostri vel procerum nostrorum presencia Compendio in palacio nostro ibique veniens fimena nomine Acchildis Amalgario interpellavit, dum dicerit, eo quod porcione sua in villa noncobanti Bactilioneualle, quem de parti generici sua Bertane quondam ligebus obvenire debuerat, post se malo ordine retenirit. Qui ipse Amalgarius taliter dedit in respunsis, eo quod ipsa terra in predicto loco Bactilioneualle de annus triginta et uno inter ipso Amalgario vel genitore suo Gaeltramno quondam semp(er) tenerant et possiderant. Sic eid(em) n(un)c a nostris proceribus ipsius Amalgario fuissit iudecatum, ut de nove denominatus apud sex, sua mano septima, dies duos ante istas¹ Kal(en)d(as) Iulias in oratorio nostro super cappella domni Martine, ubi reliqua sacramenta percurrabant, hoc dibirit coniurare, quod antedicta terra in predicto loco Bactilioneualle inter ipso Amalgario vel genitore suo Gaeltramno de annus trigin[ta] et uno semp(er) tenuissint et possedissint, nec eis diger numquam fuissit nec aliut exinde non redebirit, nisi edonio sacramento. Sed veniens antedictus Amalgari[us] ad ipso placito Lusareca in palacio nostro una cum hamedius suos ipso sacramento, iusta quod eid(em) fuit iudicatum et nostras equalis precepconis locuntur, in quantum inl(uster) vir Dructoald(us) com(es) palati noster testimuniavit, ligibus visus fuit adimplissit et tam ipse quam et hamediae suae diliguas eorum derexsissint. Propter iobimus, ut ipsa porcione in predicto loco Bactilioneualle, unde inter eus orta fuit intencio, memoratus Amalgarius contra ipsa Acchilde vel suis heridibus omne tempore abiat evindecata. (C.) Erdiinberth(us) re[cognovit] (S. R., N. T.) .

(S. I.) [B]en(e) [v]al(iat).

(C.) Dat(um) sub d(ie) segundo Kal(en)d(as) Iulias, annum VII rign(i) nos(tri), Lusareca, in D(e)i nomen(e) f(e)l(iciter).

図 2

[Nr.126の翻刻：出典] Die Urkunden der Merowinger, Erster Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001, S. 319-320.

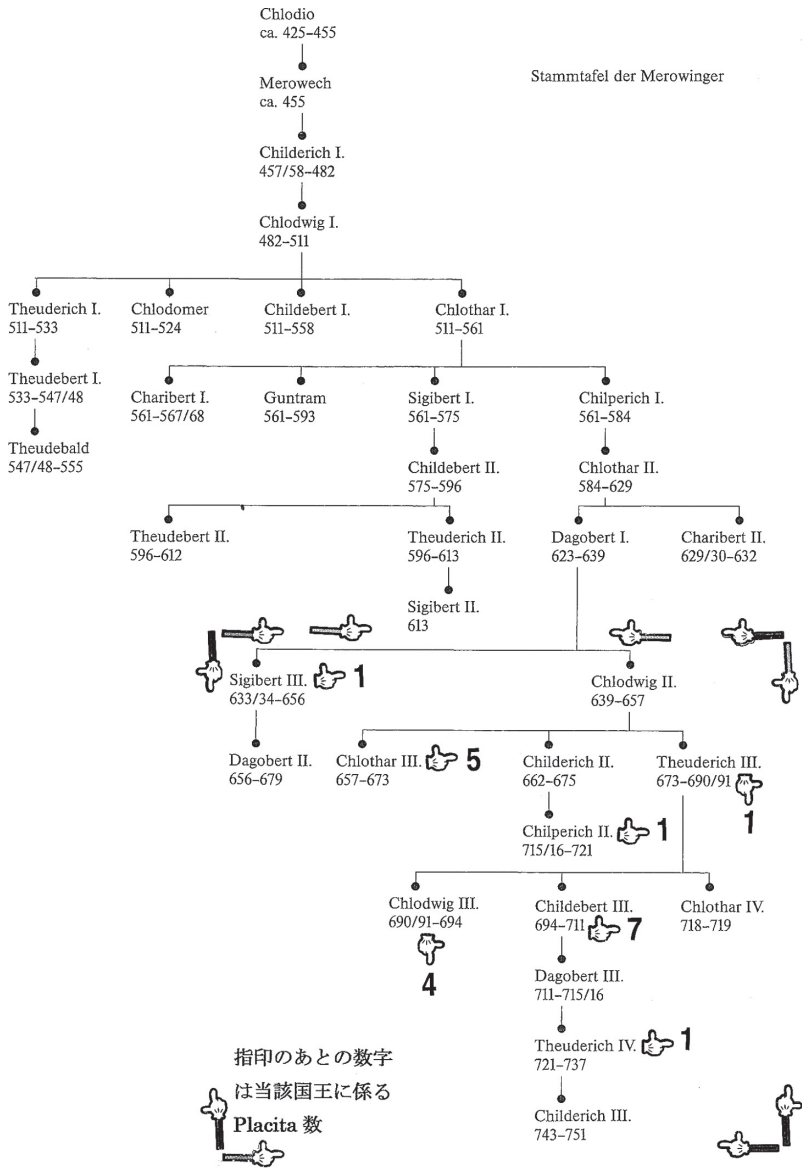


図 3

〔系図の出典〕 Hans K. Schulze, Das Reich und die Deutschen, 1987, S. 53.

8. Erhaltene Siegel(fragmente) (vergrößert)



a) Theoderich III. (D 126), Ø 25 mm



b) Chlodwig III. (D 135), Ø 25 mm



c) Chlodwig III. (D 141), Ø 24 mm



d) Childebart III. (D 143), Ø 33 mm;
mit 'falscher' Ergänzung (von 8 b?)



e) Childebart III. (D 149), Ø 33 mm



f) Childebart III. (D 155), Ø 25 mm



g) Chilperich II. (D 170), Ø 35 mm

Abbildungsvorlagen: Centre Historique des Archives Nationales, Atelier de Photographie, Paris (Tafeln 1-5, 8a-g); Generallandesarchiv Karlsruhe (Tafel 6); Archives de la Vienne, Poitiers (Tafel 7).

図 4

〔出典〕 Die Urkunden der Merowinger, Zweiter Teil, hrsg. von Theo Kölzer, 2001の巻末掲載写真 8.